

平成 15 年 度

# 各会計及び企業会計 決算特別委員会会議録

開会 平成 16 年 11 月 4 日

閉会 平成 16 年 11 月 5 日

上 富 良 野 町 議 会

# 目 次

平成16年10月 4日(月)

○副議長挨拶	1
○町長挨拶	1
○正・副委員長の選出	1
○委員長挨拶	1
○開 会	1
○議事日程等	2
傍聴人の取扱い	2
○議 事	2
・書類審査(分科会審査)	2
・全体による分担外書類審査	2

**各会計及び企業会計  
決算特別委員会会議録  
(1日目)**

- 1 日時 平成16年10月 4日(月)  
9時00分 開会  
(出席16名)
- 2 場所 議事堂  
書類審査は第2会議室

---

**事務局長(北川雅一君)** おはようございます。各会計及び企業会計決算特別委員会に先立ちまして副議長から、ご挨拶を頂きます。

---

**副議長挨拶**

**副議長(西村昭教君)** おはようございます。議長が事情がございまして、私が議長に代わりまして、今日は進めさせていただきます。決算特別委員会ということで、15年度の事業が報告されて審議に入る訳でございますが、それぞれ皆さん議員必携をお持ちのことと思います。その趣旨に沿って十分なる審議を頂ければ幸いかと思う訳であります。反省なくして進歩無しとの言葉がありますが、まさにそのとおりでございます。結果を終わったこととして軽んじるところがありますけれども、そういう中にも反省をする点、参考になる点、大いに力を入れて進めていかなければならない点等々、あるかと思いますが、大道高所に立って十分なるご審議を頂ければ、非常に幸いかと思う訳でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

**事務局長(北川雅一君)** 続きまして、町長からご挨拶を頂きます。

---

**町長挨拶**

**町長(尾岸孝雄君)** おはようございます。何かとご多用の中、決算特別委員会に委員の皆さん方のご参集を賜りましたことに対して、心から感謝申し上げたいと思います。さて、ただ今、西村副議長からもお話がありましたように、第3回定例議会にご提案させて頂きました、平成15年度の一般会計並びに6特別会計と2企業会計の決算につきまして、ご審査頂くために設置されました決算特別委員会によりまして、本日より皆様方のご審査を賜ることにあいなる訳ではありますが、よろしく審査賜りましてご認定賜りますよう、心からお願いを申し上げます。開会にあたりましてのご挨拶に代えさせていただきますと存じます。大変ご苦勞でございます。よろしくお願い致します。

---

**正・副委員長の選出**

**事務局長(北川雅一君)** 正・副委員長の選出でござ

いますが、平成16年第3回定例会で議長及び議選の監査委員を除く16名をもって、各会計決算特別委員会及び企業会計決算特別委員会を構成しておりますので、正・副委員長の選出につきましては、副議長からお諮り願います。

**副議長(西村昭教君)** 正・副委員長の選出について、お諮りを致します。先例3の5によりまして、各会計決算特別委員会及び企業会計決算特別委員会の委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員長ということで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**副議長(西村昭教君)** ご異議なしと認めます。よって、各会計特別委員会及び企業会計決算特別委員会の委員長に西村昭教、副委員長に向山富夫君と決しました。

**事務局長(北川雅一君)** それでは、委員長からご挨拶を頂きます。

---

**委員長挨拶**

**委員長(西村昭教君)** 先ほど申し上げましたが、決算委員会にあたりましては、大道高所にたつて、慎重なる審議を頂きたいと思う訳であります。15年度の予算、財政が厳しい中で進めてきた事業内容が、住民にとってどういう成果があり、どういう効果があったのか十分なる審議をお願い申し上げるところであります。数字等につきましては、議会推薦の監査委員と代表監査委員の中で十分監査をしておられると思います。また、監査講評も頂いておる所でございますので、そういうものも十分参考にしながら、議会として、住民にとってどういう行政効果があったのか、十分なる審議をお願い申し上げるところであります。特に、財政の執行にあたりましては、議員必携にもありますように、計画性、弾力性あるいは積極性というものが求められているところではありますが、そういうものがどれだけ発揮され、また、住民にとって十分そのものの効果があったのかどうかということも、大きく判断をさせて頂きたいと思う訳であります。三日間の日程でございますが、ひとつ皆様方の絶大なるご協力を頂きながら、議事日程を予定通り進めさせて頂きたいと思っておりますので、よろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

---

**開 会**

**委員長(西村昭教君)** ただいまの出席委員は、16名であり、定足数に達しておりますので、これより各会計決算特別委員会及び企業会計決算特別委員会を開会致します。ただちに本日の会議を開きます。本委員会の議事日程等について、事務局長から説明を致させます。  
事務局長。

---

### 議事日程等

**事務局長（北川雅一君）** ご説明申し上げます。本特別委員会の案件は、平成16年第3回定例会において付託されました「議案第6号平成15年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件」及び「議案第7号平成15年度上富良野町企業会計決算認定の件」の2件であります。本特別委員会の議事日程につきましては、本日配布致しましたとおりとし、会期は本日より10月6日までの3日間と致したいと存じます。本日は、これより会場を第2会議室に移し、議席番号単位による分担書類審査を午後2時まで行い、その後全体委員による分担外書類審査を午後5時まで行いたいと存じます。なお、各分科会において、分科長を選任願います。2日目は、議事堂において、各決算特別委員会の各会計の質疑を行います。なお、各会計特別委員会の一般会計の歳出につきましては、款ごとに質疑を進めます。3日目は、分科会による審査報告意見の取りまとめを頂き、引き続き、審査報告意見に対する全体での意見調整を経て、表決という順序で進めて参りたいと存じます。なお、分科会の構成と分担につきましては、既にお配り致しました議事日程表のとおり、第1分科会は議席番号8番吉武議選監査委員を除く議席番号1番から議席番号9番まで、第2分科会は17番西村委員が委員長として決しましたので、議席番号10番から議席番号16番の委員となります。以上でありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

**委員長（西村昭教君）** お諮りいたします。本委員会の議事日程については、ただいま説明のとおりと致したいと存じます。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**委員長（西村昭教君）** ご異議なしと認めます。よって、本委員会の議事日程は、ただいま説明のとおりと決しました。

---

### 傍聴人の取扱い

**委員長（西村昭教君）** お諮りいたします。本委員会は公開とし、傍聴人の取扱いは、委員長の許可と致したいと存じます。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**委員長（西村昭教君）** ご異議なしと認めます。よって、本委員会は公開とし、傍聴人の取扱いは委員長の許可とすることに決しました。

---

### 議 事

**委員長（西村昭教君）** これより本委員会に付託されました「議案第6号平成15年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件」及び「議案第7号平成15年度上富良野町企業会計決算認定の件」を議題と致します。本件は、先に説明が終了しておりますので、ただちに分科会を開

会し、各分科長を選任の上、地方自治法第98条第1項の規定による書類審査を行います。なお、各会計決算特別委員会及び企業会計決算特別委員会の書類審査は、合同審査と致します。念のために申し上げます。書類閲覧により知り得た事項の中には、秘密に属する事項があるかと存じます。これについては、外部に漏らすことのないようにご注意願いたいと存じます。また、資料は、決算特別委員会としての審査のための資料であり、要求委員個人のみでなく全委員に配布することになりますので、審査にあたって所定の書類以外に必要な資料等がございましたら、各分科会で協議の上、分科長から別紙「各会計及び企業会計決算審査資料要求書」に必要な事項を記入の上、委員長に申し出願います。

只今から、会場を第2会議室に移します。

**事務局長（北川雅一君）** それでは、第2会議室の方へ移動賜りたいと存じます。

（9時15分 第2会議室へ会場を移動）

---

### 書類審査（分科会審査）

**委員長（西村昭教君）** ただいまより分科会審査をはじめます。ただちに分科長の選任をお願い致します。

**委員長（西村昭教君）** 各分科長選任の報告を求めます。第1分科会。

（第1分科会から岩崎治男君と報告あり。）

第2分科会。

（第2分科会から中村有秀君と報告あり。）

**委員長（西村昭教君）** 各分科長につきましては、ただいま報告のとおりであります。

それでは、審査を開始して下さい。

**委員長（西村昭教君）** 13時まで昼食休憩と致します。

---

12時00分休憩  
13時00分再開

---

**委員長（西村昭教君）** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。分科会審査を続けます。

---

### 全体委員による分担外書類審査

**委員長（西村昭教君）** これより、全体による書類の閲覧審査を行います。分担外の書類についても閲覧し、意見については所管の分科長に申し出願います。

**委員長（西村昭教君）** 以上で、書類の閲覧審査を終了致します。明日は、議場において、各会計歳入歳出決算及び企業会計決算の質疑を行います。

本日はこれにて散会致します。

16時50分散会

# 目 次

平成16年10月 5日(火)

○議 事	.....	
・各会計の全般質疑応答	.....	1
・一般会計の歳入	.....	1
・一般会計の歳出	1款 議会費、2款 総務費	6
・ "	3款 民生費	11
・ "	4款 衛生費	14
・ "	5款 労働費、6款 農林業費、7款 商工費	16
・ "	8款 土木費、9款 消防費	21
・ "	10款 教育費	23
・ "	11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、14款給与費、15款予備費	31
・特別会計の全般	国民健康保険	31
・ "	簡易水道事業、老人保健、公共下水道事業	32
・ "	介護保険、ラベンダーハイツ事業	32
・企業会計の全般	病院事業会計	32
・ "	水道事業会計	34

**各会計及び企業会計  
決算特別委員会会議録  
(2日目)**

- 1 日時 平成16年10月 5日(火)  
9時00分 開会  
(出席16名)
- 2 場所 議事堂

**開 会**

**各会計及び企業会計の全般質疑応答**

**委員長(西村昭教君)** 昨日に引き続き、ご出席ご苦勞に存じます。ただいまの出席委員は16名であり、定足数に達しておりますので、これより各会計及び企業会計決算特別委員会第2日目を開会致します。ただちに本日の会議を開きます。「議案第6号平成15年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件」及び「議案第7号平成15年度上富良野町企業会計決算認定の件」の議事を継続致します。これより、各会計決算特別委員会に続いて企業会計決算特別委員会の質疑を行います。はじめに、各会計決算特別委員会の一般会計より質疑を行います。なお、一般会計の歳出については、款ごとに質疑を行い、質疑を終了していきます。また、一般会計終了後の全体質疑は行いませんので、ご理解を賜りたいと思います。付表及び資料等の質疑につきましても、その款ごとに行ってください。発言のある場合は、挙手のうえ議席番号を告げ、委員長の許可を得てから、起立して発言して下さい。また、発言するときは、ページ数を申し出て下さい。それから、私からのお願いでございますが、時間の関係もございますので、先の委員の質問と重複するようなことのないよう、質問をして頂きたいと思います。それでは、質疑に入ります。

**委員長(西村昭教君)** 最初に歳入全体 1款15ページから19款33ページまでの質疑を行います。  
9番米沢委員。

**9番(米沢義英君)** まず町民税関係について伺い致します。近年、税収がなかなか上がらない、若しくは経済がなかなか伴わないという形の中で、滞納が増えているという状況にあります。今回の決算資料を見させて頂きましたら、町税関係では、不納欠損額が290万、91件分があります。比較的、年を追うごとに多くなりつつありますが、徴収の努力もされているという成果も、この中では見受けられます。そこでお伺いしたいのは、今回、法人税等においても不納欠損等がされておりますが、不納欠損というのは、行ってはならない、特殊な事情、やむを得ない事情がある時のみ、処理されるということが前提であります。今回の不納欠損の処理に至った経緯は、どのような状況にあるのか、全く収納が出来ないという状況があるのか、この点についてまず伺いたいと思います。

**委員長(西村昭教君)** 税務課長答弁。

**税務課長(高木香代子君)** 米沢委員の質問にお答え

致します。欠損の経緯の状況でございますが、個人町民税においては、死亡が2件ございまして、欠損額は、14,027円、居所不明が34件で855,222円、無財産が5件で102,285円で、生活困窮者が5件で84,508円でございます。固定資産税については、死亡が1件で5,400円、居所不明が17件で402,300円、無財産が3件で941,300円、生活困窮者が22件で467,600円であります。法人町民税については、1件で5万円でございます。この法人につきましては、無財産でありまして、ずっと納付指導を続けていまして、納付がなかったということで、5年が経過致しましたので、不納欠損としたところでございます。この法人税は、平成9年のものでございます。以上でございます。

**委員長(西村昭教君)** 9番米沢委員。

**9番(米沢義英君)** そうしますと現状としては、収納に値しない生活困窮だとか、居所不明だという状況にあると思いますが、再三、督促若しくは催告等もなされたと思いますが、そういう状況の中で、不正に資産を隠すだとかは無いとは思いますが、こういった調査というものもなされていると思いますが、その辺の立ち入り調査等の状況等は、どのようになっているかですね。この点について、併せてお伺いしたいと思います。

**委員長(西村昭教君)** 税務課長答弁

**税務課長(高木香代子君)** 財産調査及び預金調査を行いまして、全然財産が無いということで処分をした経緯でございます。

**委員長(西村昭教君)** 13番村上和子委員。

**13番(村上和子君)** 関連です。町税につきまして、滞納者への対策につきまして、努力されていると思えますけれども、町税でも軽自動車・国保・固定資産税・町民税とございまして、滞納者への対策につきまして、日頃いろいろとやっていたらっしゃると思いますが、どのような対策をとっているのか、お尋ねしたいと思います。

**委員長(西村昭教君)** 税務課長答弁。

**税務課長(高木香代子君)** 村上委員の質問についてお答え致します。各税については、納期限が定められておりまして、納期限を過ぎても納入されない場合は、納期限後20日以内に督促状を出しております。督促状を出した日から、10日を経過した日までに納入の無い時は、通常差押えをすることが出来ることになっておりますが、うちでは、電話催促及び臨戸徴収、夜間訪問徴収により納入指導を行い、納税者の負担能力に応じた納税をお願いし、税の確保に努力しているところでございます。また、給与調査・預金調査等も実施し、滞納処分できるものについては、実施しているところでございます。このような流れでやっています。

**委員長(西村昭教君)** 13番村上委員。

**13番(村上和子君)** 20日以内に督促状を出されているということでございますけれども、例えば、国保なんかですと、8月31日までと6回にわたって払われておりますけれども、軽自動車税につきまして、督促状は何件位になりますでしょうか。督促状を出しまして、それにより納めるようになりましたのは、何件位でございますでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

**委員長(西村昭教君)** 税務課長答弁。

**税務課長（高木香代子君）** 軽自動車税については、1回でございますが、4,426件当初に出しまして、督促状が440件位出しております、収納件数は、大体290件位でございます。

**委員長（西村昭教君）** 4番梨澤節三委員。

**4番（梨澤節三君）** 平成13年度の審査意見書が有るんですけども、未収金の分納については、分納・誓約書を含め解消に努められたいとあるのですよ。今の聞いておられますと、期限が来たなら督促状、それが過ぎたら差押えが出来るということで、平成14年に議会が分納とか誓約書とかで解消に努められたいといっているのですが、この辺のところはどのようにしていますか。

**委員長（西村昭教君）** 税務課長答弁。

**税務課長（高木香代子君）** 梨澤委員のご質問にお答え致します。昼夜、税込確保には努力致しておりますが、分納等も個々の実態に応じて分納をお願いしておりますし、誓約書も何件か取っております。

**委員長（西村昭教君）** 4番梨澤委員。

**4番（梨澤節三君）** どの自治体も大変なこれ問題ですね、よそから来てもらって、集金に行くのとわりと集まりやすいとか、それからこういうことをやりますよと、ぽっと報道されたりすると、突然納められたという事があったりするんですよ。我々も、一般質問なんかで、こんなのやったらどうですかと言ったら、町長がそういうものをやりましょうかと、報道をされるなど努力すればいいのかもしれませんが、そういうことで顔なじみになって、なあなあということにはなっていないですか。

**委員長（西村昭教君）** 税務課長答弁。

**税務課長（高木香代子君）** そうですね。この様な小さな町ですので、住民と近いのですのでなかなか厳しくは言えないところもあるところでございます。それで、管理職によるプロジェクトチームで、徴収をしているところでございます。

**委員長（西村昭教君）** 助役答弁。

**助役（植田耕一君）** 梨澤委員のご質問にお答え申し上げます。決算の監査の意見にもございまして、例年、未収金が増えているという状況の中で、経済的な背景もあるとおさえている所でございます。そういう中でですね、この徴収のあり方について、どうあるべきかという点につきましては、今、それぞれ市町村頭を抱えている状況にございます。そういう中で、道税も当然入ってございますので、その中で、支庁との連携を踏まえた中で、そういう徴収の町外にいる人については、呼び出しをすとか、そういう機会を捉えながら、徴収実績が上がるような対応を、してまいりたいと思っております。また、いろいろ厳しい対応をしている町村もございまして、芦別あたりに行きますと、未納者の公表をして、督促にあたるという措置もございまして、この辺のところの状況を見極めながら、対応をしていかなければならないと思っております。この税だけでなく、公共料金等の滞納も併せて、1億円を越える額になっている状況にございますので、そういう点を踏まえまして、徴収実績が上がるような対応策について、なお一層研究をし、対応をしていきたいと思っておりますので、この滞納額の増に対します対策については、その様な中で、今後十

分対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

**委員長（西村昭教君）** 11番中村有秀委員。

**11番（中村有秀君）** ただ今の滞納の関連で、まず1点ですね。分納誓約書ということで、同僚委員の方からお話がありました。これをやれば、5年間ということではなくて、そのままずっと続くということで、僕は一般質問等で取り上げたところです。それで、不納欠損処理をした中に、分納誓約書を出した人がいるかどうかということで、第1点確認したいと思います。それからもう1点ですね、助役のほうから、芦別の例が出されております。言うならば、滞納処理をするために、滞納者の氏名公表ということで、これも私は、小田原市の例を出して、こういうことも検討課題ではないのかとあれして、地方議会でこのことが先例となっております。そういうことで、今後、研究するということですが、そういう動きを、町として出していかなかったらですね、何かアクションを起こしていかなければならないのではないかということが2点目、それからもう1点は、例えば、富良野広域圏で、そういう滞納処理をする一つの機関とありますが、徴収する体制の何かを検討していかなかったら、どこの市町村も似たような滞納で困っている、善良な住民が何でということがでてくると思いますので、それらも広域圏で検討してはどうかということで、税の関係では一応その辺で質問し。次に18ページ、11款2目の老人福祉使用料です。おそらくこれは、清涼飲料水のことだろうと思うのですが、14年の決算では、老人身障者保健センターとケアハウスで103,098円ずつになっておまして、合計が26,196円なんですけれども、今回は、老人身障者センターのみで24,552円なんですけれども、これはケアハウスのほうはどうなっているのかという点でお尋ねを致したいと思います。それから次に、土木使用料の関係です。道路使用料の電柱の関係です。資料を請求して頂いたのですが、平成11年から内訳になっています。15年度決算では、3,944,361円と合計になっていますけれども、その単価は、平成11年度以前のいつからこのままになっているかという点が1点。それからもう1点。他市町村の単価の状況はどうなっているのか。固定資産の評価等も含めての感じになってくるかと思っておりますけれども、もしわかれば、他市町村の単価の関係。出すほうは同じだと思いますけれども、一応、この確認を致したいと思います。それからもう一点は、この単価、例えば北電の2本柱は1本1,540円、これはうちの町独自で北電と若しくはNTTと交渉して、例えば、1割アップということが可能かどうか。というのは、非常に財政が苦しいという中で、如何に歳入を増やすかという、いろんな個々のケースから歳入を増やす努力をしなければならぬと思います。そんな関係で、この点、可能かどうかという点でお尋ねしたいと思います。それから次に、33ページの4、雑入の関係です。この中で、町史等の関係、百年史等の関係で、資料を提出して頂きました。昨日の書類審査の中で、議員の皆さんの中にも、持っていないというケースもあったということですが、現実には百年史は、三分の一しか売払い、贈呈がされていない。極端に言えば、贈呈が589冊で売払いが362

冊と、非常に残念な数字でございます。従って、これらの関係で如何に販売努力をしていたかという事と、今後の残冊数の取り扱いで、総務文教常任委員会の中では、例えば、上富良野高校の卒業者に配布をする等、いろんな意見がありましたけれども、この2,049冊、約2,000冊を湿気がこないように、そして陰干しをしないといけないということで、いろんな大変な努力をされていると思いますけれども、この解消策をどうするかということでお尋ねを致したいと思います。それから次に、雑入の関係です。33ページの5、下から5行目、平成14年度公民館燃料二重払いによる戻入が、350,385円あります。非常に大きな金額でございますけれども、これらについてのチェック体制は、どうなっていたのか。まず一つは、どういう状態で発見され、原因は何なのかということで、お尋ね致したいと思います。以上でございます。

**委員長(西村昭教君) 税務課長答弁。**

**税務課長(高木香代子君)** 中村委員の不納欠損処理の中に分納誓約者が入っているかというご質問であります。不納欠損の中には入っておりません。また、広域圏で検討してはというご質問でございますけれども、今税務課でも新たな徴収体制の研究をしておりますが、中村委員に言われた様に、やっている県が何件かありまして、それもいい体制ではないのかと思っております。まだ、結論は出していませんけれども、そういう一部事務組合とか滞納整理機構という機構を作って、徴収体制をとっているところもございます。そういうのが、結構多くなってきています。

**委員長(西村昭教君) 助役答弁。**

**助役(植田耕一君)** 中村委員のご質問にお答えいたしたいと思っております。滞納者の氏名公表につきましては、いろいろご意見があるところでございます。私どもも、そういう方法をできればやっていきたいという点はございます。ただ内容的にどの程度、全部してしまうのか、経済的に大変苦しくて分納もしたりして、一生懸命努力している人もおり、そういう人まで出しているのか。その線引きの点が、非常に難しい点がございますので、この辺、ご質問を頂いて非常に時間がかかっているところでございますけれども、その辺のところを十分見極めながら判断をしていきたいなと思っております。内容的に徴収の中身を見ますと、そんなに悪質というような人もなかなかいない状況の中で、はたしてその辺どうなのかという点も考えの中に出てくるので、この辺またご意見を伺った中で、考えていかなければならないのかなと思っております。そういう面で、新行革の中で、町民会議の中にも出ておりますので、その辺のご意見も伺った中で、今後の対応策として、考えていきたいと思っております。また、多様な徴収方法の体制という面については、今、各町村とも、そういう動きに出てきているので、我が町と致しましても、それらの状況を見極めた中で、体制の確立をしていきたいなと、考えておりますのでご理解を頂きたいと思っております。

**委員長(西村昭教君) 保健福祉課長。**

**保健福祉課長(佐藤憲治君)** 中村委員のご質問の2点目ですが、老人福祉使用料の内訳でございますが、この中の備考欄に、老人身障者保健センターと記載がござ

いますが、大変申し訳ありません。ケアハウスの分もここに含んでおまして、24,552円の決算額の中に、ケアハウスが12,276円含んでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。大変申し訳ありません。

**委員長(西村昭教君) 建設水道課長。**

**建設水道課長(田中 博君)** 11番中村委員のご質問にお答えさせて頂きたいと思っております。道路占用料の北電とNTTの占用料でございますが、これの単価につきましては、私の記憶では、平成10年の時から現在のこの単価になっているというふうに覚えております。はっきりと断言は出来ませんが、その様に記憶しております。他市町村の占用料につきましては、北海道の道路占用料使用料徴収条例に基づきましてやっておりますので、その様に他市町村もやっておられるのではないかと考えております。単価の二本につきましては、1,540円ということで、一本770円のところを、二本となっているところにつきましては、1,540円ということで、北電にも理解を頂いて、徴収させて頂いております。

以上でございます。

**委員長(西村昭教君) 総務課長答弁。**

**総務課長(越智章夫君)** 中村委員の町史の残冊に対する取り扱いでございますけれども、昨年度につきましては、ホームページ、広報誌等でのPR、また、札幌上富良野会、東京富良野会等の中でも販売促進を図りましたが、ここ何年かの年数が経ちますと、販売も思うようにいかない様な状況になっております。今年の2月、総務委員会において、新たな政策として方向を打ち出しております。昨年度におきましては、年度末も近かったので、この方法を実際取りませんでした。今年度につきましては、総務委員会で述べた方策につきまして、十分検討致しまして、各卒業生に記念品として、贈呈するよう考えていきたいと思っております。また、今年、四月に新任の先生9名ほどが上富良野に来られた方につきましては、9冊の贈呈を行って、消化をしているところでございます。残数が2,000冊と大変多くの残数を抱えておりますので、これの対応も積極的に進めていきたいと考えております。

**委員長(西村昭教君) 教育振興課長答弁。**

**教育振興課長(岡崎光良君)** 11番中村委員のご質問。平成14年度の公民館燃料二重払いによる戻入の件でございますけれども、通常、流れと致しましては、発注、それから検収を行い、請求書を翌月に頂いた上で、発注内容をチェックした上で、支出行為を行うというのが必要なこととなりますけれども、このところでチェック・点検がなされずに、誤って二重の支出をしてしまったものと考えてございます。今後におきましては、このような事態の無い様によく点検致しまして、支出行為を行うということが必要と考えますので、その様に実施したいと思います。以上でございます。

**委員長(西村昭教君) 11番中村委員。**

**11番(中村有秀君)** 老人身障者保健センターの使用料につきましては、ケアハウスも入っていて、その合計金額も合ったということで、了解致しました。北電とNTTの電柱の関係ですが、北海道の基準に沿ってという事でございますけれども、何か歳入を増やすということで、私もあっちこっち見ているのですけれども、こ



れも一つの歳入増につながる要素かなあということで、上富良野、一町という事では無理な問題だろうと思えますけれども、例えば、富良野広域圏で、これ何とか富良野で上限かという何か、そういうことを町長さん検討してはいかがかなあという事で、この課題を出しています。おそらく北海道の基準ということであれば、沿線の関係市町村も同じ単価でやっているのかなあという気がしますが、できれば富良野沿線の単価等、同じかどうかを含めて課長さん、確認をして頂きたいと思えます。町史、特に上富良野百年史の関係なんです、総務課長の答弁のように、従来のパターンだけなんです。今度、新たに上富良野に着任した先生方に贈呈している、上富良野町を知ってほしいということだろうと思うんですけども。これからいくと、だんだんだんだんと贈呈の冊数が増えて、現実にお金が入ってこないと思うので、できれば上富良野を知って下さいという事で、買って下さいという方法を何とかしていかなかったら、2,000冊残っていて、1冊5千円で、1千万円ですからね。ただでやる贈呈ばかりでなく、もうちょっと発想の転換をして頂いて、やって頂きたいという気が致します。公民館の二重払いの関係で、そういうことでチェックしていたんだということでもありますけれども、どこでわかったかということなんだけれども。どのセクションでわかったかということをはっきりさせて、再現をしない方法ということで考えて頂きたい気が致します。滞納の関係で、助役の言う様に、悪質の人はいないなということ、課長の言う様に顔見知りだからなかなかと言うことですが、現実滞納金額が大きくなっていく。不納欠損処理が累計していくと、相当な金額になってきます。そうすると、この事実を善良な町民が、真面目に納税をしなければならなくなった場合に、それだけでは済まされるのではないかなという気が致します。そういう点で、私は、町としても悪質な滞納者の氏名公表も検討の視野に入れているという事をやっていくような、今度の意見書の中にも、当然これらの問題が何人かの議員から不納処理、それから各種使用料の滞納のことができていますから、意見書の中にも繁榮されると思えますけれども、そういう事も視野の中に入れてやっていかなかったら、今のような認識では、不十分でないかなという気が致しますので、その点明らかにして頂きたいと思えます。

**委員長（西村昭教君）** 町長答弁。

**町長（尾岸孝雄君）** 中村委員の滞納の関係につきまして、私の方から答弁させて頂きたいと思えます。議員皆様のご心配のとおり、この滞納につきましては、町としても、この対策を講じなければならないと思っているところでありまして、私としても、従前のように、それぞれの部署で努力をしながら、回収に努めていくと。そして年に二度、管理職全員をもってその対処をしているという従前の努力状況に、より一層の努力をしていかなければならないと思っておりますが、今までの手法におきましては、限界があるというふうにも、また、残念ながら思わざるをえないというふうなことから、これから、これらの解消のために、どのような対応を図っていいのかという事について、既に使用料あるいは手数料、税関係の部署で、その対策を検討するよという事で、指示をしておりますので、これらにつきましては、新たな

感覚の中で、その対策を講じていきたいと思っておりますし、また、加えて行財政改革町民会議の中でも、ご指摘を頂いておりますので、これらの方々のご意見等々、議会のご意見等々を受け賜りながら、この対策を講じていきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

**委員長（西村昭教君）** 9番米沢義英委員。

**9番（米沢義英君）** 今の名前を公表するという問題であります、安易にそういったところに、求めるべきではないのではないかと、私は思えます。そこで合わせてお伺いしたいのは、経済の不況に至った経緯はどこにあるのかというところを考えなければ、根本的な国民の所得や住民の所得の向上につながらない問題があるのではないかと。例えば、地方交付税等においては、当初予算では29億円見込んでいましたが、決算では30億円ありました。これは臨時特例債も含めた中で、財政の収入が確保された部分もあるのかなあというふうに思いますが、やはり再三、国が言っている様に、財政法にも示してある様に、市町村の収入のアンバランスを交付税でカバーされてきているのではないかと思います。その交付税を本来の補助金やあるいは交付金という形をどんどん削って、一般的な交付税という形の中で交付して、本来、目的別に交付されていたものが、交付税という何でも使えますという形の財源に振り分けるところに問題点があるのと、一方で無駄遣いをしているという問題点、こういう景気浮揚策と交付税のあり方という点で、やはり本来、国がやるべき措置を取っていないというのが、全国の市町村会でも議長会でも問題になっている訳ですから、この点はどのように考えておられるのか、そういったものが、比較的やはり地方自治体の財政にも圧迫を寄せているのではないかなあというふうに思いますが、この点はどのようにお考えなのかお伺いします。そこで併せてお伺いしたいのは、安易に氏名の公表というのは、悪質だという事であれば、今までも悪質であったら財産の差押えやあるいはやって来た訳ですから、そういう事を徹底的にやるということをやれば、問題の解消になるのではないかと。確かに一時的に名前を公表したとしても、それは、収納率の向上につながる場合もあるかもしれませんが。しかし、経済が悪ければ、収納したいと思っても、納めたいと思っても、やっぱりならないという状況が一方に有る訳ですから、そういうことをやはり考えないと、ただ名前を公表すればいいということであれば、上富良野町全体の問題はどうかと。例えば、今、私は景気が良くて経営が良くて、10年後、20年後になった時に景気が悪いと、悪意がなくても納められないという状況になった場合に、それも名前を公表して納めろということになる可能性もあります。そういうことを考えた場合、それぞれ皆さんがそういう対象になりうるのだということも考えなければならぬし、どこにその線引きを引くかという問題もありますけれども、やはり根本を考える必要があると思えますが、この点についてお伺いを致します。地方税の問題でお伺いしたいのは、今、上富良野町でリサイクルセンターと産廃施設があります。医療廃棄物の施設もあります。こういった施設に環境税を設けて収入を求めるのも、一つの方法でないかと。それをやるには、中小零細の企業の方も、当然そこを使用

しているのですから、いろいろな問題もあるかと思いますが、こういう可能性もやはり収入確保という点では、この15年度の決算において、考える必要があるのではないかと思います。この点。更に、民生費の負担の問題でお伺い致しますが、保育所の負担金等でかなり滞納が増えてきている部分もあると思いますが、階層別に見れば、どの階層が対象になっているのか。それともう一点お伺いしたいのは、保育料が高いという問題があります。確かに、上富良野町では、ある程度の減額措置も取られておりますが、それでも高いという問題も有りますので、この部分を軽減するという策も必要ではないかと思っておりますが、この点お伺い致します。

**委員長（西村昭教君）** 町長答弁。

**町長（尾岸孝雄君）** 9番米沢委員のご質問で、何か誤解をしているような。氏名公表をすることを前提に、検討をしているということは申し上げておりません。私は、氏名公表というのは、もう最悪の場合だというふうに思っています。それ以前の対策を、段階的に重点的に講じなければならないと認識致しておりますので、いろいろな手法があると思いますけれども、それらの対応を図った中で、収納率の向上に努めていきたいと思っております。

**委員長（西村昭教君）** 企画財政課長答弁。

**企画財政課長（田浦孝道君）** 交付税の関係でありますけれど、既にご案内のとおり、今、国におきましては、地方分権と絡めまして、財政改革という形の中で、交付税の一定程度の縮減を図るという考え方で、取り進めておりますし、ご案内のとおり、13年度頃から交付税については、前年度の額を割れるという様な状況で、今現在に至っているところでありますし、今後もそういう流れにつきましましては、変わることがないと認識致しております。17年度以降につきましても、国の今の動向では、補助金の整理合理化という名のもとに、一部、一般財源化の中で、交付税の中で措置するという流れの中で進んでございますので、今後もその流れについては、顕著になってくるものと思うところであります。そういう中で、一方では、国の責任の部分を地方に転嫁しているのではないかと、という言われ方もする訳であります。私どもとしましては、地方に裁量権をゆだねられるという形の中で、地方分権が推進されることについては、歓迎しているところでございますし、そういう中で、財政構造が変わっていくという形で、認識しているところでございます。限られた財源をどう使うかにつきましましては、政策を十分評価致しまして、重点的に財源を配分するという形が必要であると認識しているところであります。

**委員長（西村昭教君）** 保健福祉課長答弁。

**保健福祉課長（佐藤憲治君）** 保育料に関して、2点についてのご質問でございますが、まず1点目の保育料の滞納の状況の中で、階層別にどうなのかというご質問でございますが、資料等を持ち合わせてございませんが、滞納者につきましましては、経済的な事情や何かの理由もございまして、先ほどのほかのご質問にもございましたように、保育料につきましても、臨戸の家庭訪問をしたり、あるいは保育所にお子さんを迎えに来る親御さんに対して、保育所の中で面会して、誓約書に基づいて分納計画書を出して頂きまして、分納してもらっている状況にあ

ります。次に、2点目の保育料額の金額水準のご質問でございましたが、保育料につきましては、国の基準に基づきまして算定してございまして、決して高いというようなことにはなっていないと認識致しております。15年度におきましては、国の基準の軽減策を取らせて執行をさせて頂いていたところであります。以上です。

**委員長（西村昭教君）** 行革推進事務局長

**行革推進事務局長（米田末範君）** 米沢委員のリサイクル施設でありますとか医療廃棄物の中間施設等に係わりまして、環境税というか、新たな税の創設を考えないかというご質問でございますが、税総体の中でもそれぞれに現状の税率等の論議も含めまして、今後の検討課題として提起をさせて頂いております。これらについて、当然にして、新たな税ということになれば、相当の検討を加えていくべき内容であろうと思っておりますし、今後の対応として、検討させて頂きたいと思っております。以上です。

**委員長（西村昭教君）** 4番梨澤委員。

**4番（梨澤節三君）** 2点ほど、1点は百年史のことなんです。百年史は売れないんです。何でかと言ったら、叙勲を受けた人の名前が載っていないのです。何故か、言ったんですけど載せていないんですよ。名前が載れば買うんですよ。下手したら、議員も載らないのではないかと心配したんです。行政史があるからいいんでないか。そんなもんでないんですよ。作る時から問題があった。だから売れない。やっぱり議員だとか公職についている人をどんどん載せていっていき、ああ俺はあの時やっていたんだよ。おじいちゃんはどうやっていたんだよ。と、ずっとその家庭で引き継がれるんですよ。そういう家宝になるようなものを作ればいいんですけども。仲間同士がちょこちょこやったというようなことが載ったということを行っている人もいましたけれども。そういうことがありますから、頭に入れておいて頂きたいと思っております。それから2点目はですね、歳入歳出外のページが無い。歳入歳出外の証拠書類がありまして、あれは一体何なのかについて、お尋ねしたいと思います。

**委員長（西村昭教君）** 後のほうの質問内容を、もっとわかるように説明して下さい。

**4番（梨澤節三君）** 昨日見た証拠書類で、歳入歳出外の証拠書類で、あれは一体どういうお金であるのか。わかるように説明して下さい。

**委員長（西村昭教君）** 収入役答弁。

**収入役（樋口康信君）** 4番梨澤委員の歳入歳出外の関係でございますけれども、歳入歳出外と申しますのは、一時預りするお金を入れて置くところの会計であります。その中には、所得税ですとか、本人から徴収しました共済費ですとか、そういうものを入れている会計でございます。それで、一般会計とは別に会計処理をしているところでございます。

**4番（梨澤節三君）** あれは別ですね。これと別ですからね。あそこに出るべきものではないですね。出すべきものでもないですね。別に保管して、別に管理すべきと私は思いますよ。あんなのを見たためにお尋ねしているんで、何も責めているのではないんです。わからんからお聞きしているんで、それは別に保管して別にきちっとやったらいいんじゃないかと思っておりますがいかがですか。

**委員長（西村昭教君）** 収入役答弁。

**収入役（樋口康信君）** 今後、その辺については検討させていただきます。

**委員長（西村昭教君）** 5番小野 忠委員。

**5番（小野 忠君）** 歳入の問題、公営住宅の滞納金は当然、以前からあって、毎年予算委員会には必ず、つきものの様に議論されている訳なんですけれども、増えるけれども減らないという状況が続いているんでないかと思えます。それでまず、町営住宅の入居状況書を昨日頂いた訳なんですけれども、緑町団地が30戸取り壊しの予定になって、富町団地が2戸入居見合わせ中で修理費が大、泉町南団地も2戸ある。これも修理費が大。扇町団地にも3戸。この公営住宅が、今申し込みされた方々が、まず通知をもらって見に行く訳なんですよね。でも、あまりにもひどくて、住むことが出来ないということから、入居を辞退するということが、現状出ているのではないかということも、お聞き致しております。それで、何とか入れるように修理が完全でなくても、やっぱり清掃ぐらいしてきちんとして、次に入りなさいという方法は出来ないのですか。これが現実で、先般も申し込みの方が行って見られたところが、とても入れるような状態になっていないと、お断りした例が何件かあると思うんですけれど。それでこの件について、詳しく状況を説明してもらおうと、それから住宅料の問題なんですけど、前回予算の中にも訴訟費用を30万円取ったり20万円取ったりしたようなことがあったはずなんですよね。それで、現在滞納金が全然減ってきていないということは、如何なものかと。いつも決算委員会では、同じ事を聞いているんですよね。それで、ちょっと変わった事をお聞きしたいという事なんですけど、今、いろいろとご議論のあったこの税の問題。もう町長思いきった策を考えて、私はこの世界に入って9年間になる訳なんですけれども、同じことを決算委員会で聞いているのですよ。ですからもう、納税もやっぱりもう少し、ただお上手な事じゃなくて、やっぱり思い切って条例を作ってきてちゃんとやると、こうすれば払わなければならないんだという意志を持たせなければ駄目でないかと思えます。経済的に苦しいの何のと言ったって、税金というのは、自分が申告して自分が払うようにしているんですから。誰も上富良野町がお前これだけ払えということを書いていないと思いますよ。それであるならば、何も経済状態がどうかとかとかとって、そんなに心配するんだったら皆さん、健康な人も、ちょっと具合悪いから払うのちょっと待つわということになりませんか。ですから、町長、思い切った政策を考えて、そして、職員の方がかなり集金に歩いているのを聞いています。だけれども逆に、怒られて文句言われて、帰ってきているということも相当聞いています。ですから、こういうことでは、駄目なんです。ですから、思い切って条例化して、芦別市みたいに思い切ったことをして、公表しますよと言っただけで払うんですよ。それをただ、公表するぞ、公表するぞと、言うもんだから、全然、あまり信頼感が無い。こういう点で、町長、最終どのように考えて解決するのか、毎年、同じことを繰り返して、何とかいい方法を私達にお伝え下さい。

**委員長（西村昭教君）** 建設水道課長。

**建設水道課長（田中 博君）** 5番小野委員のご質問に答えさせていただきます。始めに、公住の入居申込者に対して、現在の空きの状況でございますけれども、足りないという要因と致しましては、現在空いている所で、そこに入居させようとしますと莫大な費用がかかります。その建物の耐用年数、更新時期等を考えた時に、修理費用があまりにも大きすぎて、修理費用の回収もままならない状況にあり、空きのところが多々あります。その様なことで、修理が軽易なところにつきましては、その都度、退去された時に修繕をしたり、いろいろ環境整備をしたりとかそういうことで、入居の希望者に入居できるようなことをしています。それから、滞納額についてでありますけれども、今回もこのような数字でございますので、所管と致しましては、今も行ってきていますけれども、入居に際しましては、保証人を義務付けしているということから、保証人に対して、文書あるいは口頭でその様なことを喚起して頂くということで、実際やっておりまして、その様なことから、効果が少しずつ上がってきている実態にあります。以上でございます。

**委員長（西村昭教君）** 町長答弁。

**町長（尾岸孝雄君）** 5番小野委員のご質問にお答えさせていただきますが、先ほどもお答えさせていただきました様に、使用料、手数料、税等々の滞納につきましては、今、1億円にやらんと致しておりますので、これらの対応につきましては、十分検討をしながら対処していきたいと。私の方も、今までも預金の差押え等いろんな対処はしてきております。また、監査委員のご意見、議員の皆さん方もバックアップして頂いておりますので、これらの対応についてスムーズに実施しておりますが、例えば預金の差押えをした。そうするとそのお金は必要だったとご指摘を受けますけれども、これはやはり税を納めて頂く、未納を回収するという前提の中で進めさせて頂いておりますので、これらのことは十分、今後も対応するとともに、全体的な体制整備と申しますが、それらの部分も含めて、今、内部検討をさせていますので、一つご理解を賜りたいと思います。

**委員長（西村昭教君）** 質問ございませんね。以上で歳入の質疑を終了致します。次に歳出の質疑を行います。歳出につきましては、先ほど申し上げました様に、款ごとに質疑を行います。最初に1・2款の議会費、総務費について質疑を行います。ページは、36ページから48ページです。

11番中村委員

**11番（中村有秀君）** 42ページ、9目の地方振興費の中の生活灯電気料等補助という関係で、お尋ねを致したいと思います。金額的にはわかりますけれども、主要施策の中で、前年度の平成14年度に、第1種が147灯、第2種が896灯、生活灯新設等が26灯となっています。前年度1,043灯だったんですけれども、今年は前年度の26灯が加算されて1,069灯になると思うんですけれども、ただ、灯数の変更か、生活灯が無くなったということで理解をされているのか。本年度の資料では、1,037灯ということで86町内会となっています。前年度は1,043灯で86町内会。新年度、もとえ、生活灯新設等で前年度の26灯が加算されるから、1,069灯でないかという気がするんですけれども、そ

の点をお伺いしたいと思います。

**委員長（西村昭教君）** 町民生活課長答弁。

**町民生活課長（尾崎茂雄君）** この生活灯につきましては、先ほどご質問にありましたように、第1種、第2種、新設等ということで実施しております。平成15年度におきましては、第1種につきましては154灯、第2種につきましては883灯、新設につきましては28灯と1,037灯ということで実施しております、14年度との比較でございますけれども、14年度は今手持ちの資料がございませんので、ちょっと確認をさせていただきますと思います。

**委員長（西村昭教君）** 11番中村委員。

**11番（中村有秀君）** 単純に計算すれば、前年度1,043灯と新設が26灯であるとすれば、合計1,069灯になるんですよ。だから、もし撤去して増減が有るのであれば、それを明らかにしてほしいし、現実にも今回の報告では、1,069灯になるべき、第1種と第2種の振り分けはわかりませんが、1,069灯になるのかなあと、この表であれば感じるんです。それで、15年度の新設28灯は、1,037灯の中に入っていないですよ。ですから、その点で数字が違うから、撤去したのがあるというのであればいいです。けれども、32灯も撤去するということは、考えられないと思うんですけども。その点お願いしたいと思います。

**委員長（西村昭教君）** 町民生活課長答弁。

**町民生活課長（尾崎茂雄君）** 今、確認をさせていただきますと思います。

**委員長（西村昭教君）** 12番金子益三委員。

**12番（金子益三君）** 36ページの総務費の1款、1目の管理費の4節の共済費のところでご質問したいのですが、臨時職員等の共済費が非常に大きなウェートを占めておりますが、一般職員は共済の分をかけなければなりませんし、それからここは削るべきではないのですが、性質上、臨時の方というのは一生懸命頑張っているのをお見受け致しますが、今後、厳しい財政を考えますと、この部分はワークシェアリング等々で、例えば倍の人数にして社会保険がかからないような、給与範囲の中にするによって町の持ち出しも少なくなっていくりする。一般の民間企業においては、雇用保険がかからないよう、法に触れることなく、この辺を今後考えて行く方策があるかどうか、1点質問したいと思います。

**委員長（西村昭教君）** 総務課長答弁。

**総務課長（越智章夫君）** 12番金子委員のご質問にお答えしたいと思います。ここに総務費の共済費で計上して決算額を載せてございます。この総務費で載せている臨時職員の保険等につきましては、総務に限らず町で雇用しております、臨時職員それから嘱託職員これに対しての全てのものを一括管理している関係で、総務費で処理を致しております。金子委員のご質問にありました、ワークシェアリングの多分パートかなんかの雇用により、もう少したくさんの人を雇用して、このような保険をかけなくてもいい方法があるのではないかという質問だと思いますけれども、現状、日額雇用の期間限定という雇用も致しております、現在の方法では、当然雇用保険並びに社会保険料をかける義務がございますので、このような方法でやっております。これから以後につき

ましては、行財政改革等の方針にもございますが、経費の削減の中では検討をしていく項目かなとは、考えています。

**委員長（西村昭教君）** 14番長谷川徳行委員。

**14番（長谷川徳行君）** 41ページの委託料、庁舎管理の委託料で、庁舎清掃、庁舎暖房機設備管理、庁舎電気等保守、これらの保守点検、清掃、庁舎管理等は、平成13年、14年、15年とほとんど変わらず随契で行われていると思うのですが、この辺は、一回競争入札できちっとする考えは無いのか聞きたいと思います。

**委員長（西村昭教君）** 総務課長答弁。

**総務課長（越智章夫君）** ただ今、長谷川委員から委託関係についての質問でございましたけれども、委託に関しましては、3年に一回新たな方法での入札を実施してございます。その後2年間は、随意契約という方法で行っていますけれども、各委託業者の人員確保という観点から、このような方法をずっと取ってまいりました。この方法につきましても、これが正しいということについては、疑義あるところでございますけれども、今の所、その様な方法で実施してございますので、3年に一回は入札を実施しているということで、ご理解頂きたいと思っております。以上でございます。

**委員長（西村昭教君）** 9番米沢委員。

**9番（米沢義英君）** 36・7ページに係わって、9節の旅費の中で、この年の3月の政権セミナーの中で、額賀長官が来られて、町の方で要望が出されたと思えますが、どういう要望をこの懇談会の時に出されたのか、この点についてお伺いしたいと思います。次に、40・41ページに係わって、企画費の白川美唄線に係わって、再三申し上げておりますが、この路線は長期にわたって期成会が作られておりますが、なかなか予算上の問題もあって、潤沢に行っているという状況にありません。今の経済事情を考えた場合、流通・経済の問題も有るのかもしれませんが、今これだけ道路網が発達するという状況の中で、この線の維持負担金を仮に2万5千円であったとしても、その意味がなさないのではないかと思います。

次に、42ページに係わってお伺いしたいと思います。職員の福利厚生費の中で、8節の報償費の中で、職員の退職記念品という形で、この年は6名の方が退職されました、この支出になっております。歳出の削減、行革からいまして、自らこういった部分の不要な部分については、見直す必要があるのではないかと。町民には種々の見直しという形で公平の負担の原則で見直すという事で、料金も引き上げ、また補助金等も削減されております。そういう意味では、率先して義務的なものでない限りは、やはり廃止するという方向での検討を、具体的に加える必要があると思っておりますが、この点についてお伺いします。次に、同じページの交通安全対策費の問題についてお伺いします。学校等の帰りにおいて、19節において、指導員の方が配置されております。担当者の方にお聞きしましたら、14年度から見ましても費用負担が減ってきているという形で、一定ボランティアという形の中で週3回出ておりますが、それ以外にも出ているという話をお聞きしまして、その部分については無報酬だという形になっております。こういう交通安全上の問題、

子供さんの通学の行き帰りの問題等がありますから、安全対策上もこういった部分には、きっちりとした予算の措置をする必要があるのではないかと考えておりますので、この点について、どういう考えをお持ちなのか、お伺いしておきたいと思っております。次に、防災に係わってお伺いしたいのですが、上富良野町では今、防災における対策強化という形の中で、その具体的な対策もされているというふうにお伺いしております。この間、台風被害、風雪被害、また十勝岳の噴火被害という形の中で、天災というのは、いつ如何なる時にどういう形で起こるといことは保障できない訳であります。そういう意味で、被災した場合、住民が被災した場合、家屋の破損倒壊、農産物等、畜産物等が被害を受けるということになると思いますが、そういう場合、国・道にも係わる補償対策等があると思っておりますが、町においては、具体的な項目では、防災のマニュアルを見ましたら、そういうことをやらなければならないと出ておりますが、具体的な項目では出ておりません。そういう意味では、今後の15年度の決算にあたって、そういう被害に対する具体的な補償対策というのが、その中にも載せる必要があるのではないかと考えておりますので、その点についてお伺いします。

**委員長（西村昭教君）** 町長答弁。

**町長（尾岸孝雄君）** 9番米沢議員の額賀議員の管内旭川へお出で頂いた時の要望事項でございますが、これにつきましては、上川管内総合開発期成会の中で要望運動を展開し、この上富良野地域におきましては、十勝岳対策等々がこの要望事項の中に含まれているということで、ご理解を頂きたいと思っております。

**委員長（西村昭教君）** 企画財政課長答弁。

**企画財政課長（田浦孝道君）** 2点目の白川・美唄線の期成会の関係でございますが、ご案内のとおり今計画に沿いまして、それぞれ要望行動をしているのが実態であります。しかしながら、国段階におきまして、非常に施策の見直しという中で、その計画通り促進するかについては、非常に懸念材料もありますので、その辺は今後十分推移を見ながら行動をとっていかなければならないというふうに、認識しているところでございます。

**委員長（西村昭教君）** 総務課長答弁。

**総務課長（越智章夫君）** 米沢委員の退職記念品の質問でございますが、退職記念品につきましては、今まで要綱を定めた中での贈呈をしていました。こういう財政の厳しい中でございますので、当然これらにつきましては、これから廃止並びに縮小の方向で進めていきたいと考えてございます。以上でございます。

**委員長（西村昭教君）** 町民生活課長答弁。

**町民生活課長（尾崎茂雄君）** 交通安全の専従指導員の件につきましてのご質問にお答えを申し上げます。平成14年度におきましては、月額報酬という事で実施してございました。また、平成15年度につきましては、交通安全は家庭からということを基本と致しまして、地域の自主自立、自己防衛意識の高揚を図るという目的から、関係者と連携を強化しているところでございます。また、専従指導員につきましては、登下校で約2時間、月・水・金で実施しているところでございます。火・木につきましては、自主的にボランティアという事で、協力を頂いているところでございます。また、他に青空教

室等、年間16回程度出て頂いて、子供の交通安全対策という事で実施しているところでございます。今後につきましても同様に、先程申しましたように交通安全は家庭からということを基本と致しまして、引き続き実施していきたいと考えております。以上でございます。

**委員長（西村昭教君）** 総務課長答弁。

**総務課長（越智章夫君）** 米沢委員の防災対策についてのご質問にお答えしたいと思います。台風・十勝岳災害等に伴う天然災害に対しまして、農産物・畜産物に対する被害等を町で具体的な被害の補償をするということが、計画等に記載していないということでございますけれども、それらの計画につきましては、あくまでも被害を最小限にとどめる、また避難に対する計画ということで、今までの訓練並びに計画という事で載せてあります。ただ個々の被害につきましては、最終的には、国等の災害の補償が決まらなければ、それらの対策が取れないというのが現状でありまして、うちの災害対策につきましても、こういう個々の被害に対しての対策については、検討していないというのが現状であります。以上でございます。

**委員長（西村昭教君）** 9番米沢委員。

**9番（米沢義英君）** 阪神、その他の震災等が頻繁に起きる自治体では、個々の家屋の倒壊や、今私が言っているのは、農業被害を限定しているのではなくて、この上富良野町全体の問題を捕えて質問しているということをやまず頭において、答弁して頂ければわかるのかなと思っております。やはり、家屋を新築で建てたばかりで震災だとかで倒壊する、川で流されると。そういう場合に、新たな資金を借りなければならないという問題も出てきます。そういう場合の具体的な共済、救済の対策というのがあってしかるべきだというふうに思いますが、あの文面を読みまして、なかなか読み取れない。こういう対策をしなければならぬ。融資対策だとかという項目も書かれているかと思うものですから、先進地ではもう、そういった対策を取って、やはり融資・貸付を行うだとか、工場や商店が被災にあった場合に、その具体的な個別の対策をとって、救済するというような個別対策を取っている訳です。そういう意味では、上富良野町においても、そういった現状にありませんが、やはり何時どうなるかわかりませんので、そういう個別対策を具体的にきちっと計画を持って、テーマに載せる必要があるのではないかとこのように考えているもんです。その点について、もう一度確認しておきたいというふうに思います。交通安全の問題では、確かに家庭が基本であるということは、ご承知のとおりだと思いますが、家庭が基本であったとしても、守れない部分もありますので、ボランティア精神だとかという形の中で、自治体の負担を軽減するという形の中で、財源の削減をするというカッコいい言葉で、そのものを切り抜けてしまうという状況がある訳で、こういった部分についてもきちっと財政措置をすると、確かにボランティアで出られるということも聞きますが、言葉では言いませんが、顔色とかいろいろ見ましたら、やはり本来は、出た分は財政措置してほしいというのが本音でありますので、この部分を十分検討する必要があるのではないかとこのように思います。この点について、もう一度見解を求めたいと思って



います。

**委員長（西村昭教君） 助役答弁。**

**助役（植田耕一君）** 米沢委員のご質問にお答え致したいと思ひます。防災の関係でございますけれども、現状の中におきまして、国においてもこういった災害を受けて個人の家がなくなったという中であって、制度的にそれを整備しているという状況にはございません。現状の中におきましては、自己防衛の中でということが基本的な考えでございます。今、委員の方からご発言がありましたように、資金の借入先とかそういう対応だとかという点は、おそらく出てまいると思ひます。その災害の状況に応じた中で、そのケースバイケースでその辺の状況を考えていくという流れになってございます。阪神の震災の時もそうですが、大きくは義援金が集まった中で、そういう個人に対する補償的なものの対策をたてるというのが、現状でございますので、災害の状況を見極めた中で、当然、町にも財政的な限界もございまして、国として出来る分があれば、それらの中でそういう対応を図っていくということが、防災上の流れとなつてございまして、そういう点を踏まえて、出来るだけ被災者に対して、救済の手を差し伸べていくという点で、防災計画の中ではそういう意味で、位置付けをしているところでございまして、その点、またその様な状況が出た場合につきましては、またご意見を賜つた中で、対応をしていくという形にならうかと思ひますので、ご理解を賜りたいと思ひます。それから、交通安全の関係でございますけれども、構造改革という流れの中で、大きく従来の仕組みというもの、大きく変わつてきてございます。当然、町と致しましても、対価に対する弁償ということは、当然考えなければならぬところでございまして、住民自らやっけていこうという分野においては、住民の皆さんの協力の中で、そういうものをやっけて頂くという分野は、往々にしてあるのだと思ひます。そういう面では、自主的な中でやっけて頂くという点を、これから高めていかなければならぬんでないかというふうにお思ひしております。そういう面を考慮した中で、今回のこの交通安全につきましては、昨年ですか、そういう体制の中で進めさせて頂いておられますので、どうぞご理解を賜りたいと思ひます。

**委員長（西村昭教君） 4番梨澤委員。**

**4番（梨澤節三君）** 3・4点ほど。まず、37ページ2の1の1、報償費の行財政改革推進委員についてお尋ねします。行財政改革ということで、我々、決算委員会、予算委員会、議会等でもって我々いろいろ言つていきます。謝礼ということで、この方々に行財政改革を部外者をお願いして、行財政改革がなると思ひているのか。行財政改革というのは、自らまずやらなければならない。その自らやるという気概をなくして、ただこういう形を取りましたということで、ならないのですよ。頼まれた方もわからない。我々もこれだけ膨大な資料を頂いていても、なかなかわからない。何ば言つても同じでないか。何年も前から言つてることが、何も変わつていないじゃないか、と言う声が出てくるのが現状ですよ。そういう中で、行財政改革ということで、ちょこつと呼んできて、お礼をやつてご意見を聞いてということでもって、本当に行財政改革がなると思ひておられるのか、自らやる気

があるのか、ここのところをお尋ねするのがまず一点ですね。次は、43ページの9の地方振興費、魚の棲む環境づくり事業補助。私達の住民会の区の中には、中学校と高等学校があります。同じ住民会の中にあります。お年寄りの方が大変関心を持っておりまして、高校生の二人乗りとかああいうようなのが言えば恐ろしい、言うのは恐ろしいけれど一回言ったことがあります。言おうじゃないかと言う声が出てきておられます。そして中学生についても、影でおかしなことになるようにということで、見守ろうかという声が出てきておられます。それに反して、魚の棲むという、場所によっては魚を釣るべからずというところがいっぱいあるのですよ。ところがそうじゃない。これ魚放して、魚釣つてという話ですよ。結論は、自分たちの趣味、満足のためにですよ、これ。環境づくりをするのであれば、きちつとやっけて頂きたい。そして、自然回収のあれでもって、5千円の手当をもらえばいいのではないですか。そういうところですね、名前はいいですけれど、これ名前はこうじゃなかったんですよ。名前変わったんですよ。前はこうじゃなかったんですよ。名前変わったんですよ。これはもうそろそろ、考える時期に来ていると思ひます。これが一点。それから、同じくその国内外交渉推進基金です。4千9百万ありますね。積立金が4千9百万ありますね。4千9百万あるとですよ、群がってきますよ、人が。ここのところのお考えは、どういふお考えをお持ちなのかと。私もこれにちょっと入りませうけれども、身を引きました。ここのところ、これ積み立てていって、その上には国内外推進事業ということで、120万円の予算が組まれていますからね。私の質問おかしいのですか。それも答弁で教えて下さい。これどのようにお考えになっているかと、これが1点です。それから同じページのちょっと上がりまして、地方振興費の報償費の叙勲受賞者報奨金ということで、ちょっと差別があるのではないかと。ちょっと一言だけお聞きしたいと思ひますよ。自衛官が叙勲をもらつたら1万円なんですよ、消防がもらつたら7万円ですよ。これ何なんだと。消防も自衛隊も危険業務ということで、国家としては、叙勲の対象としてやっけているんですよ。これ、なんで差別しているんだと。ここをちょっとお尋ねします。それから45ページ。防災で内容は違ひますけれども、防災対策で、昨日防災訓練で私来て見て、よくやっけておられるということで見ておりまして、昼のサイレンが鳴つたら、行こうかなと思ひて見ておりましたら、サイレンが鳴らないのですよ。やっぱり新聞に出ましてですね。ということは、マンネリになっているのではないかと思ひますよ。この辺のところをもっと厳しい心構えから始つて、そういう様な所をきちつと教育しているのかなあと、住民に知らせるサイレンを鳴らさないで、防災訓練をやっているのですよ。これは反省はしていると思ひますが、これやっぱりお尋ねしないとイケないと思ひます。以上でございます。

**委員長（西村昭教君） 行革推進事務局長**

**行革推進事務局長（米田末範君）** 梨澤委員の第1点目の行政改革に関するご質問でございますが、この委員会にしましては、あくまで行政改革を進めていく上では当然にして、住民の皆さんの声をお聞きしながら進め

ていくべきものと考えてございまして、つきましては、ご意見を頂くのに、年に数回以上のご出席を頂いて、ご意見を頂戴してまいってきた訳でございまして、お一人に対し年間5千円の報償ということで出させて頂いているというのが現状でございまして、今後につきましても、これらについては、年間という形でお話を申し上げるつもりでございますが、非常に回数等も多くなってきている中でも、これらに答えて下さっているというのが現状でありますので、ご理解を賜って頂きたいと思っております。

**委員長（西村昭教君）** 企画財政課長答弁。

**企画財政課長（田浦孝道君）** 2点目の魚の棲む環境づくり事業の関係でございまして、今までもご意見種々頂いております、私どもも初期の目的がはたしてこの助成策で現在もどうなっているかについての評価を、この夏に加えたところでありまして、放流事業をやって頂いている事業成果については、着実に根付いているという評価を加えたところです。そういう観点で、もう初期の目的を既に果たしていると、具体的に申し上げますと、稚魚が河川に定着して自然に繁殖しているという事実を確認した経緯がありますので、来年以降については、会の方と十分協議をしながら、廃止に向けた協議をさせて頂く事になっていきますのでご理解頂きたいと思っております。

**委員長（西村昭教君）** 総務課長答弁。

**総務課長（越智章夫君）** 国内外交流推進基金積立金の話でございますけれども、利子の積み立てをしたもので、予算で4万9千円でしたが、実際に積み立てましたのが48,753円でございます。これにつきましては、基金の運用による積み立てした金額でございます。基金の運用した事業でございますけれども、これにつきましては、昨年は1団体1個人の事業に対して補助してございまして、この決算に載っているとおり、120万円の補助をしたところでございます。それから次に、叙勲受賞者の報奨金についてでございますが、消防の受賞の方が7万円、自衛官は1万円とのことでのご質問でございますが、これにつきましては、今年度から一律1万円ということでの報奨金ということで、改めさせてもらいました。それからもう1点の防災訓練でサイレンが鳴らなかったということは、大変申し訳ございません。訓練の中でミスでございますので、これから十分反省をした中で訓練を実施していきたいと考えてございまして。また、住民が避難しなくなってきたということもご指摘のとおり事実でございます。これにつきましても、また防災の意識の向上を図りながらその様なことの無い様に、出来るだけ意識を持って頂きます様に進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

**委員長（西村昭教君）** 4番梨澤委員。

**4番（梨澤節三君）** わかりました。1点だけお聞きします。行革はこれからなんですよ。これからのことでなくて、過去に住民の声を聞いて進める。これ奇麗事なんですよ。どこに住民がこのような資料をもらってわかるはずがないですよ。はっきりいったら、こんなもらったって我々はようやく読めるようになりました。わかる筈がないですよ。だから私が言いたいのは、自ら出さない。自ら。職員なら職員自ら出さない。こういうようなのを内部告発でいいんですよ。はっきり言ったら。ばあっと出して。そしてその中でもってこうこうこうだ

なというきちと理論付けすればいいんじゃないですか。それじゃなくて、ただよその声を聞いて、そんな甘い考えで、行革ができるなんていうことにはならないんですよ。まず自らを正してですよ。襟を正していかなかったら、行革なんて絶対進まないって私は思いますよ。本当の話ですよ。だから国の方だってそうでしょう。国の省庁改編なんていったところで何のことない。ただ組み替えただけの話で、それでもってお茶を濁すということになりかねないのです。行革、行革と言ったって。財政についても同じです。最終的には、町民がこうやって見て、なあんだ、自己保身でやっているんじゃないかと、我々の言っていることが通らないんじゃないか、そういうことになりかねないんですよ。で、あなたたちはこう言えばああ言う。ああ言うところ言う。ちゃんとそれ持っているんですよ。一杯持っている。議員以上持っているんですよそれは。当然ですよ。だけと、行革ということをまず、自らやる意志があるのかということ、それをまずお聞きしましょう。

**委員長（西村昭教君）** 助役答弁。

**助役（植田耕一君）** 梨澤委員のご質問にお答え致しますが、先にもご案内申し上げた新行革ということで打ち出しをした訳でございます。当然自らやる分野もありますし、また、今こういう厳しい状況を迎えております。そういう中で、住民の皆さん自らその仕組みを変えていくという中で、自らやっていくという分野が出てくるというふうに思っています。今までは行政依存というそういう中でずっと過ぎてきた経緯にあります。そういう中で、新たなこれからの時代に向けた中で、その仕組みを変えていくということが、大きな要素のものとして考えないといけない。当然、行政内部でやるものについては、自ら行政改革というものはやらなきゃいかんということは、これまでも成果の中でいろいろ、議員の皆様方にも町民の皆様方にも公表しながらやってきた訳でございます。これから新しい視点で考えたときに、補助金の削減だとかそういうものについては、当然行政に依存していた分野がございます。そうすると、町の方の考え方を当然示します。それに対して、住民の皆さんがどう受け止めて判断していくかということが、あるかと思っております。その辺やはり、限られた財源の中でどう配分するかということが大きなことになりますから、いろいろご意見ございますから、当然町民の皆さんのご意見を伺った中でそういう判断をしていなければならぬと思うので、そういう面は住民サイドで、自らこういうものは行政の力でなくて、自分たちでやっていける分野が有るんでないか、そういうものが行政として求めていきたいなというふうに思っております。こういう時代背景の中で、連帯感だとかそういうものが喪失されているくらいがあります。いわゆる個人主義的な発想の中で過ぎていく分野がございます。そういう面を、やはり協力して連帯してまちづくりを皆でやっていこうという機運を、一つ新しい方向の中で盛り上げていくことが必要でないかなあという願いを込めまして、新しい新行革の中には当然、財政的には24億円、20年まで財源不足を生じる中で、多くのものが自らやる分野とそれから住民の皆さんのご協力を頂いて実施しなければならぬ分野がございますから、そういう面を

町民の皆さんにご判断頂いた中で進めていくということになるかと思しますので、その点新しい行革に向けました取り組みにつきましても、議員の皆様のご協力を賜りたいと思うところでございます。

**委員長(西村昭教君)** 4番梨澤委員。

**4番(梨澤節三君)** 話し良くわかります。自らの分野というのをですね、まず行革を進めるにあたって見せるべきです。私達はこういうことを進めたい。私達は役場の中をこのようにしていきたいという、それをお見せするべきだと思います。反発の声当然でできます。いいですか。これ覚悟の問題ですよ。ない袖は振れないのですから。やらせなきゃならないんですよ。それに耐えられますか。その辺の覚悟のところを本来大事なことからお聞きしたいと。やらすことはやらすんだという、だからお聞きしてという簡単な甘いもんじゃなく、こっちを聞いてここにということをやっていた何だかって、一言たって十位反発くるんですから。その辺の覚悟ですよ。その辺をお聞きしたいと思います。

**委員長(西村昭教君)** 助役答弁。

**助役(植田耕一君)** 梨澤委員のご質問にお答え致したいと思えます。当然ですね、お聞きすると言うからには住民皆さんの判断というのがそこに出てくる訳でございます。行政は当然です。職員は、耐えられるのかということですが、職員は耐えていかなければならないと思っておりますし、当然新しいものがでてきた時に、住民相応の中で意見のくい違いが出てきます。その辺のところ大きな要素で、この新しい行革の中ではその辺の意見のぶつかり合いがあって、その辺を解消していかないと、なかなか改革には向かっていかないだろうと思っておりますので、当然、財政を中心に改革というのがある訳でございます。従いまして、その財源をどう配分するかということでは、ぶつかり合いになるのではないかと思います。お金をもらわないでやっていこうという機運が盛り上がってくることを期待しているのです。今まで行政の力でこうやって援助・支援を頂いてやっていた分野を、これ自ら自分たちで出来るんでないかという点を振り分けしていくことが、行革の中にあると思しますので、住民自らもその厳しい状況に耐えていくという、意識付けということが必要になってくるのではないだろうかと思っております。行政は当然、そういう皆さんの厳しい意見を承った中で、その方向をきちっとやっていくというふうになるかと思しますので、ご理解を賜りたいと思えます。

**委員長(西村昭教君)** 質問ございませんね。以上で1・2款の議会費、総務費についての質疑を終了致します。暫時休憩致します。

**事務局長(北川雅一君)** 開催時間を11時5分と致します。

---

10時48分休憩

11時05分再開

---

**委員長(西村昭教君)** 着席お願い致します。休憩前に引き続き会議を再開致します。次に、3款の民生費につ

いて質疑を行います。48ページから56ページです。

13番村上委員

**13番(村上和子君)** 3款1項3目19節ですか。51ページ、地区敬老会交付金161万1千円ですか、これにつきまして、今までの町全体での敬老会から各住民会での実施ということに変更した訳でございますけれども、これに併せて敬老会の祝い金も、節目年金にしまして、700万円ぐらいの削減になっているところでございますが、各行政会におきましてどのような実態になっているのか、よく全体の状況を、行政区の開催状況についてお尋ねしたいと思えます。それと、今までは一冊の冊子になりまして、ご長寿おめでとうございましてとうございまして、町民の皆さんでその冊子を見ますとああこの人も元気で頑張っている、ああこの人も喜寿を迎えられたとかですね、この人も頑張っているのだなというのが、その一冊でわかりましたんですけれども、行政区に変わりました為に、その行政内の方のはわかるのですけれども、これらにつきましても、節目年金にしたり、こういうふうに変態を変更しましたんですけれども、これはこれでいい所もあるんでないかと、細やかでその行政区のあり方でやっていたらいいんでないかと思えますけれども、そういう冊子も今後につきまして、町民全体の方のそういうご長寿おめでとうございましてとうございまして、今後ともそういうことを廃止だということなんですけれども、考えて見るということをお考えにならないかどうか、お尋ねしたいと思えます。

**委員長(西村昭教君)** 保健福祉課長答弁。

**保健福祉課長(佐藤憲治君)** 13番村上委員のご質問にお答えさせていただきます。まず、地域敬老会についてでございますが、昨年地域において、住民会主催のもとに敬老会を開催して頂いたところでございますが、昨年の実施状況といたしまして、一部の地区につきましては、二つの住民会でもって合同でやられたところがございまして、そういうことも含めて、全住民会で地区の敬老会を開催して頂いた状況でございます。その内容につきましても、それぞれの住民会のいろいろなご支援をして頂く人達によって、開催方法はさまざまな方法で、いろいろな催しを盛りたくさん加えたり、或いは、ご婦人方の手料理やなんかでもって、お祝いをしたりとかいう、いろいろなそこの地域の実情に応じて、開催されているということで、お聞きしてございます。2点目のご質問でございますが、この敬老会の地域開催によりまして、町が実施してございました時の敬老会のしおりのご質問でございますが、これにつきましては、地域に開催が移行されたということに伴いまして、全町的な敬老のしおりというのは、作成を昨年度から致していないところでございます。このしおりの中には、主として敬老者の名簿が記載されている訳でございますが、議員もご案内のとおり、個人情報関係がございまして、町で開催していた時から、名簿の記載について、抗議といたしますが、記載をしないでくれというような方もおられまして、そのような観点から、地域開催になったということも含めまして、これらの分については、町としては全体の分については、考えていないところでございます。ただ、地域開催につきましては、住民会の主催者側から、対象者



の名簿の提供に対する要請がございましたら、それに基づいて提供いたして頂いているということで、これにつきましては、個人情報審査会でもこの辺の適用についてのご審議を頂いて、ご了承頂いた中で、各住民会に対して対象者のリストを提供させている状況でございます。それに基づいて、地域において名簿をそれぞれ作られているということで、そういう状況になっているということでございます。以上です。

**委員長（西村昭教君）** 9番米沢義英委員。

**9番（米沢義英君）** 50ページの老人福祉費についてお伺い致します。今回の賃金等で、介護いわゆる閉じこもり予防の事業に係わって、介護福祉士や准看護師の賃金が載っております。この事業の展開というのは、やはり閉じこもりをなくすという表題のとおりであります。これは町立病院との連携の中で進められた事業ともお聞きしますが、実態としては、現状ではどのような成果と申しますか、状況が調査の中、或いは実施した中で、成果というかその様なものが出来てきているのか、状態というのはどのようになっているのか、この点についてお伺いしたいと思います。13節の委託料については、在宅復帰促進業務という予算も組んでありますので、この関連の業務内容等についてお伺いしておきたいと思っております。次に19節の負担金補助金及び交付金の中で、介護保険の低所得者利用促進事業という形で、福祉法人においても減免の補助制度が行われております。その事業成果報告書の中では、社会福祉法人等については、前年より対象者が13名ばかり増えております。介護保険低所得者に対する負担軽減措置についても、対象者がその時によって変動する訳であります。あと在宅においては、利用促進補助という形の中で、前年度よりも252名、この15年度においては、対象者があるということになっておりますので、この部分、今、国や町において補助率をも受益者負担の原則において増やそうという形の動きで、平成16年度においては、その負担も増えるという状況になっております。しかし、この間のアンケート調査の中には、利用促進のための負担軽減をやはり行うべきだという結果もでておりますので、やはりそういう実態も含めた場合、これから介護者が急増するという中で、確かに財政の運用が厳しいという状況があるというふうな判断もあると思っておりますが、しかし、これが重点であるとすれば、こういったところに利用促進する、やはり負担軽減を促進できる様な財政措置をするべきだと思いますが、この利用の状況とその効果等については、現状ではどの様になっているのか、お伺いしておきたいと思っております。

**委員長（西村昭教君）** 保健福祉課長答弁。

**保健福祉課長（佐藤憲治君）** 9番米沢委員のご質問大きく3点ほどのご質問でございます。まず一点目でございますが、閉じこもり予防介護福祉の准看護師の賃金の関連でのご質問でございますが、これにつきましては、先ほどのご質問のなかに町立病院との連携というお話がありましたが、この分については町立病院との係わりではなくて、今の老人身障者保健センター並びに泉栄防災センターで月2回行っております介護予防教室、お元気会という介護予防教室がございますが、これらの事業の展開をするためのスタッフの賃金でございます。次に2

点目の在宅復帰促進事業委託のご質問でございます。これが町立病院との係わりの部分でございますが、これにつきましては国におきまして、介護費用適正化特別対策事業ということで、介護給付費が全国的に伸びているという背景の中で、これらの介護費用等の適正な事業の部分での国の財政措置で、10分の10の交付金の制度でございましたが、この補助制度に基づきまして、昨年試行的にやらせてもらったケースでございます。これにつきましては、町立病院の長期入院者の方を対象と致しまして、なぜ在宅でもって復帰できないのか、在宅で生活できないのかどうか、あるいは家族介護者の実態はどうかとかという様なことの把握と分析をさせて頂くような形で取り組んだ事業でございますが、長期入院者の中の3人の方に、家族並びにご本人のご了解を頂いた中で、症状が比較的安定されている方でございますが、この方々を在宅でお帰りになって生活するとした時に、介護の問題がございますので、在宅のいろいろなサービスがございます、ホームヘルパーとかホーム看護とかそういう在宅サービスを利用した中で、生活体験ができるかどうか、そういうような試みでやった事業でございます。家族の思いとご本人あるいは病院のスタッフの見方というものが、若干違う部分もございましたが、家族にとっては家に帰ってきて生活が不安だ、介護の問題に対する不安やなんかの要因を投げかけられているケースがございます。これについては、試行的に体験して頂いた時には、在宅での車椅子とかベットとかこういう様な用具類も、備えさせてもらって提供させてもらって、ヘルパーさんの派遣とかそういう様なことで、実際に体験させて頂いたところですが、結果的に、その方は病院に戻られておりますけれども、長期入院者の一番理想は、家庭で暮らして生活できることが一番いいことなんでしょうけれども、そういう様な家族の介護力の問題とか感情的な部分もいろいろございますので、この辺は実現は難しいかもしれませんが、今回試行的にやらせて頂いた事業でございます。それから3つ目でございますが、在宅介護サービスの利用に関する補助、減免補助とか、三つ今現在行っておりますが、その内の介護保険の低所得者利用負担の軽減の減免措置という制度は、介護保険がスタートした当初から、この制度は国において設けられた補助事業でございます。これについては当初から国も、介護保険がスタートしてから、5年でもってこの補助を打ち切るという方針のもとに、それぞれの保険者である市町村が、この制度に乗かって今やっておりますが、これについては、国の補助制度の中でやってきたという主旨から、町としてもこれらは廃止の方向で考えていきたいなあとということで、対象者は減ってくる状況にもございます。もう一つはこの関連で、社会福祉法人、当町におきましては、社会福祉協議会が行っている訪問介護事業でございますが、これらの事業の利用者の減免措置については、当然社会福祉協議会側もこの事業については、当分続けるという意志がございますので、町としても、この制度に基づいた形で継続して行かなければならないと考えております。更にもう一点、町独自の在宅サービスの利用促進補助ということでございますが、この補助事業の目的は、介護保険がスタートして在宅でもって介護のサービスを受けながら生活して頂ける、そして

制度サービスを利用して頂くという、利用促進の観点でこの補助制度を講じさせて頂いて今日に至ってございますが、この利用促進というのが主目的でございましたけれども、反面、該当者の方々には利用料の軽減という部分でのそういう側面的な要素もございました。主目的は、介護サービスの定着という視点で、利用促進を図るといふ当初からの目的でございまして、その様な観点で今後これをどうするかという部分については、行財政改革の実施計画の中での事業評価をしながら、どう検証していくかということで、今後検討を加えていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

**委員長（西村昭教君）** 9番米沢委員。

**9番（米沢義英君）** 在宅福祉推進業務の問題で伺いますが、当然この成果は国や道に報告されたんだろうと思いますが、課題という点では、なかなか在宅を目指すという点ではそれなりに課題も見つかったんだろうと思いますが、今、答弁の中でチラッと表現された部分もあると思いますが、仮に国が望む様な在宅復帰を促進するというのであれば、この3人の方がこれを利用して、町としてはどういう問題があってどういう課題があって、今後、どこを改善すればこういうものが促進されるのかというようなことを報告されたのではないかと思います。この点はいかがでしょうか。どのような内容になっているのか。これは今言われているように、国は医療費や介護費用の負担がかさむという状況の中で、在宅に戻そうという形で言われているのはご存知のとおりであります。家庭の中では、戻ってきてても今答弁されたように、社会的な要因でなかなかその受入が思うように任せないという状況もある訳ですから、やはり様にそういうふうに単純に社会復帰、在宅復帰といかない部分もあると思います。そうすれば、それなりの体制と充実する制度の内容、財政的な裏づけも含めて在宅復帰の計画が出てこなければなりません。国においては、そういった財政措置をこういった中でされようとしているのか、この点わかる範囲でよろしいですが、答弁願いたいと思います。次に介護保険在宅サービス利用促進補助という形で、定着が主眼だとおっしゃいましたが、利用されている方に聞きましたら、この制度を使って本当に負担も一定軽減されているということで、喜ばれております。こういう制度を更に活かすということが、本来の介護の目的にかなったものであると思う訳でございます。そういう意味では、これからどうするのかということで、行政改革の立場から行けば、経費の軽減、節減という形の中で、見直しもでてくるのかという話であります。私はこういうものは当然、社会福祉協議会の部分についても定着させ、更に充実させることこそが、主旨にそったものであると思う訳であります。今後、国においては、要支援や介護1においては、介護の対象からはずそうという動きも強まってきました。そういう動きからしても、こういうものの促進というのが、非常に重要な位置を占めてくるのではないかとこのように思いますが、国のそういった指導に負けることなく、町独自の施策の展開というのを必要ではないのかと思いますので、この点についてもう一度見解を求めたいと思います。

**委員長（西村昭教君）** 保健福祉課長答弁。

**保健福祉課長（佐藤憲治君）** 米沢委員のご質問で

ございますが、在宅復帰促進事業につきましては、国もこれによって実態がどの様な状況なのかというのを把握するのが主旨でございますので、今後国において、これらの対策の部分については、まだ明確になってはございません。暫定的に昨年度の特別対策事業ということで、国で位置づけされたもので、町がその補助を受けて実施したということでございます。課題のご質問でございましたが、実際に体験された方で、いろんな介護用具やら介護サービスの利用をした中で、改めて家でも介護ができるんだなあという実感は頂いたんですけども、家族の方が仕事にでて家に誰もいないという状況もございまして、最終的には、その方々は試行的に体験をしていただいたという結果になっています。そんなことで、課題としては在宅で生活できる要介護者がいれば、それに対する条件整備といいますが、基盤整備を町としても考えていかなければいけないと考えています。この事業の一つのまとめとしては、その様な状況に至っているところでございます。2点目の在宅サービス利用促進の補助の部分につきましては、議員のご意見のそういった捕え方もされているということも認識させて頂くところでございますが、この補助制度という中で、永久にできるかという部分、永久に位置づけしていくかという部分については、行政施策の部分では、事業評価を加えながら事業の目的が達せられたかどうかということ、当然、行政経費の指導にあたっての、見極めをして行かなければならないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思いません。

**委員長（西村昭教君）** 9番米沢委員。

**9番（米沢義英君）** 今、答弁の中で行政評価の問題を担当課長おっしゃいましたが、機械的に建物を建てただとかそういうのではなくて、行政評価はそれなりにしなければならぬけれども、永遠の課題として、こういうものは追求されるべき性質のものだと私は考えております。ですから行政評価というのは、こういうきちっと評価して、ただ建物ができた、道路ができたというだけの機械的なものでないのですから、財政難だという理由だけで、これを打ち切る、削減するというにはならない対象の部類ではないかと思いますが、この点、町長はどの様にお考えでしょうか。担当課長もおっしゃっているように、評価はあるんだと、住民も利用促進のこの部分について、大いに歓迎している訳ですから、そういう立場からすれば、機械的に切ったり削減するという様な、事業評価の対象になるものではないというふうに思っていますので、この点町長、どの様に今後お考えかをお聞き致します。

**委員長（西村昭教君）** 町長答弁。

**町長（尾岸孝雄君）** 米沢委員のご質問にお答えさせていただきますが、確かに建物だとかそういったものの行政評価は違うというふうに認識致しております。ただ、これらの部分につきましても、全ての事業については、やはり行政評価を進めながら、そして財政規模、財政状況を見極めながら、対処していかなければならない事業であると認識しております。

**委員長（西村昭教君）** 9番米沢委員。

**9番（米沢義英君）** 町長は事業評価をしながらもということ、いろいろとそういう事実は認めるのだが、

財政状況もあるということで、将来対象の範囲だと、見直しをかけるのだということでありますが、私は町長が日頃から「うるおいのあるまち、四季彩のあるまち」という言葉がぼんぼんと飛びかかってきて、私は、健常者であったとしても、こういう障害や介護認定された方であったとしても、快く元気に生活をしてもらうという立場にたてば、こういう事業評価というのはお金に換算されるものではないと、私考えております。町長もそうだというふうに思っているんだと思いますので、私はこれを活かすという立場で、やるべきではないかというふうに思いますので、もう一度この点について答弁願いたいと思います。次にお伺いしたいのは、児童館と保育所の問題で、54ページ等に係わってお伺い致しますが、学童保育所の問題で現場のお母さん方にもいろいろ聞くんですが、基本的には学校区にあれば学童保育というのはいいんだ、ということであります。現在の西児童館や東児童館で有料で公募をするのですけれども、やはり利用が不便だということがあげられます。狭隘、狭いということが言われています。ただやるというだけの問題でなくて、きちっと条例化して、学童保育に対する資質の向上と内容の見直しが必要だと私は思いますが、この点についてどのようにお考えか。それと保育所の問題で、よく一時保育や延長保育をやしてほしい、ということが言われております。これは、わかばにおいても当然、民間においても必要な財政措置を今後とるべきではないかと思っておりますので、この点についてですね、町の子育て支援と併せて、この15年度において、いろいろと住民の皆さんや利用されている皆さんの意見を聞きますと、そういうのが一番多いのですから、この点実態として、どういような評価を、この15年度の決算において評価されているのか、もう一度お聞きたいと思っております。

**委員長（西村昭教君）** 町長答弁。

**町長（尾岸孝雄君）** 9番米沢委員の1点目の再質問にお答えさせて頂きたいと思っております。このうちの事業を含めて、福祉事業につきましては、基本的には私も他の事業と同一視しながら、財源の対応の中で処理すべき課題でないと、特別視していかなければならない課題であるというふうに認識しておりますが、ただ基本的には、やはり財政状況が優先されるという事でございますので、その財政状況を見極めながら、福祉の事業についても対処していかなきゃならない面も出てくるのかなあと。しかし、これは福祉につきましては、やっぱり特別視しなきゃならない課題であるというふうに認識しております。

**委員長（西村昭教君）** 保健福祉課長答弁。

**保健福祉課長（佐藤憲治君）** 米沢委員の学童保育のご質問でございます。15年度におきましては、二つの児童館で学童保育を実施した経緯でございますが、定員15人の中で実施したところでございますが、対象については、小学3年生までのお子さん方を受け入れをさせて頂いているところでございますが、今のご指摘のありました特に東児童館の部分につきましては、確かに15人を超えますと施設が狭いという課題がございます。これについても、そういうような状況の中で今日、15人枠でございますけれども、今現在まで18人と3・4人延ばしてございます。ただ今後これについては、次世代育成いわゆるエンゼルプランの中でも、将来的にこうい

う学童保育のニーズが、どんどん増えていくということになれば、やはり施設の拡充という部分が課題になってきますけれども、これについては、既存施設の活用を図った中で施策を立てていかんとならんなあ、という考え方で認識しているところであります。もう一点の保育所の問題でございますが、保育所につきましても、わかば愛育園も含めて三つの認可保育所におきまして、ご質問のありました延長保育につきましても、15年度現在におきましては、通常の保育を更に朝と晩の前後の部分は実態的にはやっておりますが、保護者としても更にその延長のニーズもございましたので、これらについても次世代育成計画の中で、この5年間の中で、三つの保育所の位置付けをさせて頂く様な形で、この辺の延長保育あるいは一時保育につきましても、計画の中に位置付けさせて頂いて、今後取り組みをさせて頂きたいというふうに考えております。

**委員長（西村昭教君）** 以上で3款の民生費についての質疑を終了致します。次に、4款の衛生費について質疑を行います。56ページから61ページです。

13番村上委員

**13番（村上和子君）** 60ページ、クリーンセンター施設維持管理。これよろしいですね。60・61となりますけど、4款1項4目です。13節、クリーンセンターの施設の維持管理費につきまして、ゴミのほうも分別で減量が進んでいるのではないかと思います。昨年と比べて、1、197万円維持管理委託費ですね、増額になっておりまして、これは何か検査の方法が変わったとか、管理の方法が変わったのでしょうか。まず1点お聞きしたいと思います。それから昨日書類審査の中で、成果表を見せて頂きますと、維持管理費は5,812万円1千円、公害関係測定費は800万2千9百円だと、これ成果表の方では、別に表してあるんですけども、これを足しまして、月割りで毎月551万2千円、これ12ヶ月払っているんです。そうしますと500円カットしているものですか、6,615万円維持管理費委託料として支払っている訳なんですけど、その中でですね、500円というのは処理の関係だったんでしょうかね。6千円くらい。公害関係測定費と含めたもので、この内訳は、維持管理費が5,812万1千円となっております。公害関係測定費は800万2千9百円で、これ併せまして12で割りますと、66,150円になりますが、その500円というのが、6ヶ月分6千円、15年の9月29日にクリーンセンター維持管理業務委託料誤払い、戻入があって赤伝がございました。これにつきまして、間違って2回払ったということでしょうか。こういう処理の方法があっているのか。金額が551万2千円と、金額も大きいですし、これにつきましては担当の方と収入役にお尋ねしたいですけれども、維持管理費業務委託料誤払い戻入ということは、普通考えられないと私は思うのですけれども、その点お伺いしたいと思います。それから焼却の整備等機器点検業務の688万8千円でございますが、平成15年12月19日に行われております。これは、1回でこの金額約700万円というのは、高額だなあと考えるのですけれども、これは何年に1回検査されるのか。たまたま今年この検査になったのでこの管理委託費が1,197万円の増額になっ

たのかとも考えるんですけども、それともう一点、その公害関係測定費というのが、800万2千9百円というのは、ダイオキシンの検査なんですか。これも金額的にどうなのかと思うんですけども、その点お尋ねします。

**委員長(西村昭教君)** 町民生活課長答弁。

**町民生活課長(尾崎茂雄君)** 13番村上委員のご質問にお答えさせていただきます。まず一点目のクリーンセンターの維持管理経費の委託の関係でございます。これにつきましては、この施設の管理につきましては、平成14年に入札行為を致しまして、平成15年16年と随意契約でもって契約をしているところでございますけれども、数字につきましてはの説明は、後ほどさせていただきますと思います。これにつきましては、服部主幹の方から説明させていただきますので、ご理解をお願いします。

**委員長(西村昭教君)** 生活環境班主幹答弁。

**生活環境班主幹(服部久和君)** 村上委員のご質問にお答えいたします。維持管理費の14年と15年を比較して増額になった理由ですけれども、ごみの有料化がされて、それに伴いまして、直接搬入の手数料徴収とかですね、収入証紙の受払い及び在庫管理、あと広域処理の受入というのがございまして、それによりまして、人件費の増額を凶ったところでございます。戻入の関係ですけれども、これにつきましては、本等に申し訳ない話してして、うちの方で誤って、同月二重に払ってしましまして、わかった時点で速やかに戻入を業者にさせたということでございます。本当に申し訳ございませんでした。もう一点ですね、公害関係の1千万程度の委託料についてなんですけれど、これにつきましては、委員おっしゃっていたとおり、ダイオキシンの検査に係わる委託費用となっています。焼却施設等の年点検の関係でございますけれども、毎年行うのが行わないのかと言うご質問だと思ったんですけども、これにつきましては、隔年とかでなく、毎年度今後も続けていくものです。非常に金額が高額だということですが、本州等から専門の技術スタッフが相当数来まして、こちらに来るまでの旅費等が普通より多くかかりますので、高額の金額になっております。

**委員長(西村昭教君)** 13番村上委員。

**13番(村上和子君)** 戻入の関係で、収入役に。

**委員長(西村昭教君)** 収入役答弁。

**収入役(樋口康信君)** 13番村上委員の戻入の関係でございますけれども、委託料につきましては、当月分を翌月の月末に払ってございます。たまたまこれにつきましては、担当の方から説明がございましたように、当月分が当月に請求が出てきたということで、私どもで2回払ってしまった訳でございますけれども、払ったあとに即気がつきまして、戻入をさせた所でございます。

**委員長(西村昭教君)** 13番村上委員。

**13番(村上和子君)** 金額が、551万2千円と高額でありますし、こういうことは普通、職員の方が担当していて、こういうことがあるのかなあと私考えるんですけど、こういう処理のやり方、2回間違っ払ったんだと、だから1回戻したんだということでございますけれども、専門の職員の方がやっておられてこういうことが起こりうるのかなと、額的にも大変大きいです。5

51万2千円を2回払ったと。ただ1回戻入すればいいんだと言うのではなくて、今後こういうことが起きません様に、こういうように処理の仕方というものがあるのかなあと私、昨日書類審査をさせて頂いて思いましたので十分、今後くれぐれも気をつけてやって頂きたいと思えます。

**委員長(西村昭教君)** 15番向山富夫委員。

**15番(向山富夫君)** 同じく60ページ。2項3目13節、倍本地区飲料水供給施設の老朽度診断をなされたというような決算が出ておりますけれども、老朽化の調査ですね。ぼつぼつ心配だからということで、調査をなされたのか、あるいは一定の年限が来たので調査してみようかと、まずその発端と結果が如何であったかということをお尋ねさせていただきます。

**委員長(西村昭教君)** 建設水道課長。

**建設水道課長(田中 博君)** 15番向山委員のご質問にお答えさせていただきます。倍本地区飲料水供給施設の老朽度診断、これにつきましては、事業といたしまして障害防止事業で、17年敷設替えの予定でございます。それ以前に老朽度の診断試験をして、パイプがどれほど劣化、老朽化しているかということの調査を専門の会社に診断をして頂いて、その結果に基づいて、今回防衛施設局からもこの診断の結果、敷設替えに値するという回答を頂いております。その様なことから、今年実施設計を行いまして、来年、敷設替え工事を実施する予定でございます。その前段の老朽度診断ということでござい

**委員長(西村昭教君)** 15番向山富夫委員。

**15番(向山富夫君)** 確認させていただきたいんですけど、あの供給施設全てを更新するというような運びになるといっていいのでしょうか。

**委員長(西村昭教君)** 建設水道課長。

**建設水道課長(田中 博君)** あの施設全て、水源から末端の配水管まで、敷設替えの予定でございます。

**委員長(西村昭教君)** 11番中村有秀君。

**11番(中村有秀君)** 一点、クリーンセンターの維持管理費の6,615万円の内の公害関係測定費なんです。800万2千9百円ということですが、これは、札幌の公清企業に委託をしているんですか、ということでも確認をしたいと思います。

**委員長(西村昭教君)** 生活環境班主幹答弁。

**生活環境班主幹(服部久和君)** 維持管理費の委託は、クボタ環境サービスの方に委託しております。そこから再委託で、民間の検査機関の公清企業に委託されております。

**委員長(西村昭教君)** 11番中村有秀君。

**11番(中村有秀君)** 検定書を見れば、どこから来ているということがわかるんで、今、公清企業ということで答弁があったのですが、たまたま今、新聞紙上をにぎわしている札幌市での産業廃棄物の拡大をですね、解釈の違いがあるという表現はしているけれども、現実、その晩、札幌なり道から処分を受けるんでないかなという気がするんですけど、この公清企業は、そういう測定業務をやるけれども、産業廃棄物のそれらもやっている。しかし、札幌市のそういう関係市役所の天下りの人が、主要なメンバーに入っているという新聞報道があります。

それで、万が一、札幌市なり道からそういう処分を受けた場合、従来クボタから一方的にそこにしているけれども、検査業務を場合によっては、ここは駄目だよという停止処分的なことを基本的にやはり、法を逸脱した企業ということで決定されれば、そういう意向があるかどうかということ、その受託会社に言えるかどうかということです。その点確認したいと思います。

**委員長（西村昭教君）** 町長答弁。

**町長（尾岸孝雄君）** 11番中村委員のダイオキシンの検査についてのご質問でございますが、従前から町で対応しておいた訳でありまして、地域との話し合いの中で、町の都合のいい検査機関にありまして、ころころ変えられたら困ると。常に一定の業者に検査をしてほしいとの地域の話もございまして、ずっと町は過去において、ダイオキシンのオーバーした時も、議会の皆様にご説明申し上げて、同一業者で同一検査をするというこの前提の中で、クボタの方に委託して、再委託しておりますけれども、町としては、公清企業ということでお願いしているところですが、今、議員からご質問のございましたように、いろいろと話題の提供されている企業であるということでありまして、今のところ国の検査機関として承認を受けているところでありまして、これらにつきましては、これからはそういう所でのいいのか、あるいは他の業者の方に移行するのがいいのか、これらにつきましては、また、地域とも調整をさせて頂きながら、また町としても考えて、委託業者であります業者に申し入れたいというふうに思います。

**委員長（西村昭教君）** 11番中村委員。

**11番（中村有秀君）** 町長の答弁で、基本的にそのデータを信頼するかどうか、その企業が法律なり条例に遵守するかということが、原点だと思っております。そうすると、まだ出ていない段階ですから、とりあえず地域と相談というのは、その前の段階じゃないですか。それはまだ、そういうことで公清企業として企業の姿勢がこうなんだ。それから処分を受けたということであれば、やはり別な検査機関にどうするというところで、僕はやるべきで、先に地域との協議ということは、行政の立場としてはすべきでないかという気が致します。その点でもう一度、町長の答弁をお願いします。

**委員長（西村昭教君）** 町長答弁。

**町長（尾岸孝雄君）** これは地域の理解がないと、なかなか課題としては残る問題でございまして、地域のご理解を頂くためには地域の意見を聞き、そして現状においては、公清企業もいろんな課題は残っておりますけれども、ダイオキシンの検査において、国の試験を受けた機関であるということにはわかりがありませんし、大きな課題は持っていない。この問題についてはですね。このように認識致しております。今後もここでいいのかということにつきましては、今後の検討課題として、検討しなければならぬ課題であると、そのためには地域にも理解を得なければならぬ、というふうに思っています。

**委員長（西村昭教君）** 以上で、4款の衛生費について質疑を終了致します。午前中の審議についてはこれで終了し、暫時休憩と致します。

**事務局長（北川雅一君）** 午後1時から再開を致します。

す。

12時03分休憩

13時00分再開

**委員長（西村昭教君）** 午前中に引続き会議を再開致します。次に5・6・7款の労働費、農林業費、商工費について質疑を行います。ページは、60ページから69ページです。13番村上委員。

**13番（村上和子君）** 6款1項3目、13節の農業情報センター管理運営につきまして、この事業につきましては、総額600万ということでございますけれども、農協と組合員の負担もございまして、かなりの金額の総額で運営されている訳でございますが、1点目は組合員の減少によりまして、端末機の返却が多くなっているということでございますけれども、その返却されている組合員の数は何戸位だったのでしょうか。2点目は、老朽化により故障が多発しておりまして、特に読み込みローラーの磨耗による紙詰まりが故障が多発しているが、故障の件数はどれくらいか。利用料が、今までの活用をされているのかどうか、組合員の利用の状況が偏っていないのか。機種も老朽化して来ているということから、なかなか利用者のニーズに対応出来ない状況になってきているので、今年は研修会も取り止めにしたという事が書いてあり、これらの運営につきまして、人件費が487万2千円で、昨年の予算500万円に対してだったんですけど、農協の職員1人専門につけているのだと、1.4人分として、0.6人分は農協でみているということですけども。これらも、農協の職員1人専門に充てるということではなくて、臨時を採用すれば2人でも300万位で、人件費の200万位は削減するんでないかと考える訳ですけども、これらの農業情報センターの管理運営につきまして、以上3点お伺いします。

**委員長（西村昭教君）** 産業振興課長答弁。

**産業振興課長（小澤誠一君）** 村上委員のご質問にお答え致します。農業情報センターの関係のご質問だと思いますけれども、農業情報センターにつきましては、農業者の気象情報とか、あるいは農作物部会等の催し物、あるいは部会の行事といった情報、それから農産物の価格の市場動向、こういったものの情報を得る最高の手段であると考えております。今、組合員が減少して端末機も減っているという話もありますが、現実にはそうではありません。平成8年に540台ほど入れておりますが、今農家戸数が461戸でございますから、80台ほど減少しているのが現状であります。平成8年の導入であります。故障もあるのは当然でございます。それにつきましては、この80台の減少した中で、部品との交換をしながら、進めているところでございます。使用料の関係につきましては、現実的には約3分の1ずつの負担ということで、1,800万円程度かかっておりまして、その内訳は、町、農協、農業者がそれぞれの負担ということで、3分の1ずつの負担をしています。ご指摘のように、人件費に係わるこれは、農協に委託しておりますので、1.4人分に係わる人件費相当額を賄っている訳でございますけれども、これらについても、ずっと削減してきた経緯がございますけれども、こういう時代でございますの



で、精査できるものは精査をし、縮減できるものはしたいとその様に考えています。

**委員長（西村昭教君）** 13番村上委員。

**13番（村上和子君）** 課長の答弁で、老朽化で交換しながらとおっしゃいましたが、今後においてもその様な状態でもっていいのか。やっぱり、平成8年ということで8年経っており、その端末機は戸数が減ると返却になってくるということで、あまり効率的に使われない返却した機械は、そのまま捨てるということになるでしょうし、今後のしっかりした見直しの中で考えて頂きたいと思いますが、如何でございますか。

**委員長（西村昭教君）** 産業振興課長答弁。

**産業振興課長（小澤誠一君）** 村上委員のご質問にお答えしたいと思います。確かに平成8年に入れましたので、老朽化は避けられないと考えます。従いまして、更新の時期がいずれ来るのではという考え方は持っています。その中におきまして、国の事業を通じてやれるのか、それから今インターネットが相当普及しておりますので、そういう中でもやれるのか、検討を要することだと思います。現状におきましては、できる限り長持ちをさせて頂きまして使っていきたいと考えております。

**委員長（西村昭教君）** 16番渡部洋己委員。

**16番（渡部洋己君）** 7款の商工費の中の69ページ。午前中にも委託料の絡みの話があったんですけども、公園の委託料の管理費なんですが、実態をもう少し詳しく調べてみる必要があるのかなあと。具体的にいきますと、例えば、千望峠あたりですね。あそこは土木現業所で作った駐車公園と町で作った公園が二つあるわけなんですけど、土現の方からは170万円の委託料ですが管理費ですね。それに対してうちの町で130万円、これ15年度ですけども。両方で300万円ほどの管理費なんですけども、これが実際必要なかどうなのか。そこだけじゃなくて、受けた方はそれだけ予算があるから、使わなければ次の年ももらえないとか、そう思って消化するだろうと思うんですけど。我々考えると、芝というのは青い部分があって、あまり刈りすぎると青みがなくなって、周りの人に聞くと常時、草刈りやっているぞという話もするんですね。実態はどうなのか、少し調査をしてみる必要があるのかなあと。同じ公園の中でも、深山峠あたりは結構観光客があって、利益も上げているんですけども、千望峠あたりは景観を楽しむだけであって、だけでもどうでもいいという訳にもいかないので、ほどほどの管理でいいのでどうなのかということなんで、その辺お尋ね致したいと思います。

**委員長（西村昭教君）** 建設水道課長答弁。

**建設水道課長（田中 博君）** 16番渡部委員のご質問にお答えさせて頂きたいと思います。公園の管理のごことでございますけれども、1つ目の千望峠花と憩いの広場清掃等管理につきましては、道と町の管理する部分が別れておりまして、町の部分につきましては、駐車場の下のほうでございますけれども、これの草取りだとか草刈もありますけれども、上につきましては、土現の方から委託を受けておりまして、草刈につきましては、公園用の芝でありまして、刈り込むことによって芝が枯れるのではなくて、根張りがよくなったりして、特に観光としては、草丈が長いよりは短い方が見栄えがよいから、や

りすぎるといいということではないけれども、ある程度の管理は必要でないかと思っております。その様な事で、管理については観光協会の方に、道の方につきましてはうちが受けまして、再委託として観光協会の方でやっております。町の委託部分につきましては、町と観光協会の委託の関係で管理を行っております。以上でございます。

**委員長（西村昭教君）** 16番渡部委員。

**16番（渡部洋己君）** 再質問させて頂きます。あそこはさっきも言いましたが、二つありまして、土現からくる管理費で町の方も一緒にやってもらうというふうにならないのか。うちの方は、うちの方で予算をつけてやらなければならないのか。それに合った額は出さなければならないのか。ちょっとお聞きします。

**委員長（西村昭教君）** 建設水道課長答弁。

**建設水道課長（田中 博君）** これ一緒にできないのかなあとということでございますけれども、道と町とのエリア分けがございますので、一緒にということにはならないと思います。土現の分としては、当然費用分を町に委託として出される訳であって、それを町の方も一緒に合わせてやってはどうかということでありましてけれども、その辺は所管としては、別々のものであるという認識を持っておりますので、考えておりません。

**委員長（西村昭教君）** 5番小野忠委員。

**5番（小野 忠君）** 63ページの農業振興費でお伺い致します。農業振興費の農産物加工実習施設についてお伺いします。昨日、農産物加工実習している資料を頂きました。この資料を見ますと、ちょっと少ないのかなあと。見ますと、電気、水道料金が、かなり大幅にあると大きな金額になってくる訳なんです。ここでやられている状態に対して、いろいろなお批判がある訳で。このご批判を何とか解消して頂かなければならないのかなあと。それで、課長はどのように、今後これを見直していくのか、ご批判に耐えられる様な事業に展開させて頂くとか、その辺課長にお伺いしたいと思います。

**委員長（西村昭教君）** 産業振興課長答弁。

**産業振興課長（小澤誠一君）** 小野委員のご質問にお答えします。農産物加工実習施設でありますけれども、これにつきましては、条例に基づきまして、地場農産物の生産振興でありますとか食生活文化の向上を図る、あるいは農村と市街地の女性の皆さん方との交流の場ですよ、というようなことで、現在無料で使っております。小野委員の方から、批判を聞いているのではないかと、というようなご質問の内容だと思いますけれども、具体的にその内容が、私のところにも多少は入っております。その内容を直接、小野委員の方から聞いておりませんので、私が受けている範囲でのお答えをさせて頂きたいと思っております。1つは、あそこの施設を使いまして製品を作り販売をされているのではないかと、これはあくまでも仮定であります。仮にそういうことであるとしたら、町としてはまだそういうものを望んでいる訳ではありません。あくまでも前段に申し上げました食生活文化の向上ですとか、地場農産物の生産振興とかこういうことを目的としておりますので、仮に言われる様な批判があるとしたら、私はそういったグループに、製品から販売までするグループがあったら、一人立ちしてほしいもんだなあとということで、そういう考えでおります。そこ

に町として出来るものがあるとしたら、それは当然支援していかなくちゃならないと、現在ではそういう注意もしながら、進めて参りたいと考えています。

**委員長（西村昭教君）** 5番小野委員。

**5番（小野 忠君）** 今、課長が申されましたが、例えば批判がはっきりしていない。ただ批判だけだという事ではなくて、各地でいろいろ批判の声がありますので、これらを把握して今後改善を図って頂きたいと思います。これ以上申し上げても極論に入ると思いますのでこちら辺でご返答願いたいと思います。

**委員長（西村昭教君）** 産業振興課長答弁。

**産業振興課長（小澤誠一君）** 理解しました。

**委員長（西村昭教君）** 9番米沢委員。

**9番（米沢義英君）** 62ページの農業振興費で、演習場周辺整備施設の補助という形で集団だとかそういった所に対する機械に対する補助がありますが、この補助制度の中身でいけば、一定の集団が一つの機能形成ということの補助制度がありますが、個人にもこういう補助制度が無いのかという様な声も実際ありますが、こちら辺はそういう状況の補助制度は無いということですが、そこら辺を何とか防衛施設局に要望を出せないものかというふうに考えていますので、この点についてお伺いしたいと思っております。次に68ページの商工観光費という形で、19節になりますが、観光諸行事負担ということで火祭りだとかという形の大きい行事が行われています。こういった行事を上富良野のいろんな業種の方がおられます。また、ガラス工芸ですとか陶芸の方もおられます。そういった業種の方を一同に集めて、農業も含めてなんですが、産業イベントという形の中で位置付けをしながら、上富良野の特産品も巻き込むという手法が取れないのかということを考えております。農協は農協でそれぞれやっておりますし、何とかこの地域の活性化と産業の売り込みという点でもそういう手法で町の地場産品を売る等の手法も大切でないかなあと思っておりますので、この点どうなのか。これらに併せて今、上富良野町では「紫のときめき」だとかのお酒を作って加工販売をしておりますが、実績として今どのようになっているのか。他の町村では、それと併せていろんな加工品なんかも作って、積極的にやっている部分もあります。町長再三おっしゃるように、これは内部開発を利用しないと、なかなかだめだということもあるんだろうと思っておりますが、庁舎内にもやはりそういったプロジェクトなんかを作って、やはりアイデアを持っている職員の方もおりますし、そういう企画を立案できるような町職員以外の町の人達を集めて、一大プロジェクトという形でプロジェクトXではございませんが、こういう形の戦略も一つ、単純には行きませんが、地味でもいいんです。ひとつひとつ積み重ねるという手法での考え方がないのか、この15年度の今までの産業祭り等なんかを見まして思うものですから、この点についてお伺い致します。

**委員長（西村昭教君）** 産業振興課長答弁。

**産業振興課長（小澤誠一君）** 米沢委員のご質問にお答え致します。演習場周辺の機械の導入の関係でございますけれども、委員のおっしゃったとおりですね個人には認めていないのが現状であります。今後もこの事業は

続くと思っておりますけれども、国においては、そういう要綱・要領を定めていますので、その中での実施になるかどうかと思います。それからイベントの関係でございますけれども、私も委員と同じような考えをもっておりまして、何とか農協さんも巻き込んだような、あるいは農産物も含めた、そういったイベントができないものかと、現状では、二つの祭りが一緒になったばかりですので、商工会あるいは観光協会においても、そのようなことが検討されていますので、そういうことでご理解を賜りたいと思います。それから加工施設で製品化されようとしている品物もあるかと思っておりますけれども、また言われてみれば、他の町村に比べて立ち遅れた部分があるかもしれません。そういう意味では、何とか上富良野にはこういうものがあるんだというような製品、品物ができるように、ひとつ神楽みたいに、商工会さんだとか観光協会さんを含めまして、そういったものができるものか、検討をしてみたいと考えております。

**委員長（西村昭教君）** 4番梨澤委員。

**4番（梨澤節三君）** 67ページ、商工振興費のリフレッシュマイタウン。これは私は出来た時から何をやるのかとずっと関心を持って、資料も取ったことがあります。それでこれ見てみますと、町議会議員選挙立候補予定者の公開フォーラムという、非常にいいことをやっております。これ「リフレッシュマイタウン」って、まちづくりなんかあと見ていくと、市町村合併関係ですね。こういうことに取り組んでいいんじゃないかなあと思うんですけど、そういうものは見えませんし、これで見ますと、北の大文字ってやっているところは、主は違いますし、ラベンダー結婚式も違いますし、何やっているのかわからない。これの補助金よくよく考えて頂きたい。次ぎ、69ページ、全国高等学校写真甲子園ですね。これもフレッシュマイタウンと同じように、前からなんだろうなと思っていたんですが、これは全国写真甲子園といって、スーパーなんかに来ておりまして、写真撮ったりなんかして、危機感を感じたのかもかもしれないんですけども。それでもって東京に写真出してくれるということで、有難いということをやっているんでしょうけれども。私は、前々からそんなことは自分でやればいんであって、人頼みだからといって、東川町に利用されているだけですよということをおっしゃったのですよ。心当たりの方はおると思っておりますけれども。それでもって45万円ですか。これもお考え頂きたい。次ぎ、白銀荘です。これは69ページの白銀荘ですね。これも前々から、古い建物をそのまま管理していかなければならないんだろうかと。できればいいんじゃないのか。そのようなところの声をよく聞いて、きちっと説明ができるように、今も説明して頂きたいと思っております。以上3点ですね。

**委員長（西村昭教君）** 産業振興課長答弁。

**産業振興課長（小澤誠一君）** 梨澤委員のご質問にお答え致します。まず「リフレッシュマイタウン」の補助金でありますけれども、このマイタウン。実はまちづくりの研究あるいはそれらの実践に取り組む、いろいろな方々の集まり、異業種の集まりでございまして、自主的に運営されている、活動しているということでありますけれども、内容的には先程の委員のご発言のとおりでございます。私は、こういう異業種の方々の集まりによっ

て、そういったまちづくりについてだとか、そういうことを話し合われるということは、大変有意義なことだなと考えます。補助金の削減、縮減について、検討したらどうかということをごさいますけれども、仮にそのようなことが可能であれば、相手もおります。補助団体をごさいますので、協議しまして理解を求め、縮減できるものについては、縮減をしていきたいというふうにごさいます。それから写真甲子園の関係をごさいますけれども、東川町、美瑛町と本町と3町で実行委員会を組まして、高校生による東川町、美瑛町と本町を舞台にして、写真の甲子園をやっているということをごさいます。これにつきましては、私は一定のまちの役割というのは、果たしたもんだというふうにごさいます。そういうことで、17年度から今年度をもちまして、廃止の方向で考えておりますのでご理解を頂きたいと思ひます。それから白銀荘をごさいますけれども、これは前々から議員もご質問あったかと思ひますけれども、これらについては、かなり老朽化をしておりますので、解体の方向で検討していますということをご理解を頂きたいと思ひます。

**委員長(西村昭教君)** 4番梨澤委員。

**4番(梨澤節三君)** 「リフレッシュマイタウン」は異業種という事で、有意義であるということでも私もずっと見てきたんですよ。魚と同じぐらいのときからずっと見ていたんですよ。見ていて、ご承知のように一般質問で必ずといっていいほど、市町村合併はこのように変わってきているということ、絶えず上げてきております。その中で、このまちづくりのこういう方々が、本来ならこれ取り組んで、そしてどうだというのが出るのかと見ていたんですけども、なんも出ないでいいですか。それが、今、こういう時期に補助金をもらってどうかこうとかということにはならないと思ひます。本来ならこれに取り組んで、自立したらこうですよとか、合併したらこうですよ、というのが出されて、町民がオーと言うのをやって頂きたかったんですよ。何も見えない。こうやって事業項目を見ましても、自立して何やっているのという感じを受けます。今、答弁で相手のあることごとでありますから話をしてということごとありますから、今、決算委員会ではこういう意見が出たということ、しっかりと伝えて頂きたいと、そしてお話をして頂きたいと思ひます。

**委員長(西村昭教君)** 農業振興課長答弁。

**農業振興課長(小澤誠一君)** 先程もお答え致しました様に、補助金団体とよく協議をさせて頂きまして、仮に縮減が可能であれば、縮減したいと考えております。

**委員長(西村昭教君)** 15番向山富夫委員。

**15番(向山富夫君)** 68ページにごさいます観光費の中の19節のかみふらの十勝岳観光協会について、確認させて頂きたいと思ひます。当町におきまして、十勝岳に係わる観光は非常に重要だというのは、私も本当に認識しておりますし、現在、かみふらの十勝岳観光協会の主要な1,700万円を助成補助しております。この協会の主要な事業が、どういったものがあるのか、かいつまんでご説明頂ければと思ひます。

**委員長(西村昭教君)** 農業振興課長答弁。

**農業振興課長(小澤誠一君)** 向山委員のご質問にお答え致します。観光協会の主要な事業をごさいますけれ

ども、一つは局長含めて職員がごさいますので、これらの人件費分であります。これが総体の補助金額として、局長には8割程度の助成、職員あと二人については、6割程度の助成ということで、これらについては500万で、3人で500万円位であります。それから広告宣伝費という形で、キャンペーンの関係だとかキャンペーンガールを派遣する費用なんかであります。それから印刷製本の関係で、パンフレット・ポスターといったものをごさいます。それから山開きの関係、それから紅葉祭り、それから日の出駐車場の関係と主なところはこうということになっています。

**委員長(西村昭教君)** 15番向山委員。

**15番(向山富夫君)** この中に十勝岳観光協会が、協会として町が委託して駐車場の管理などが答弁で出ていましたけれども、そういうような性格のものが占めるウェイトというものはないのでしょか。本来の委託事業に類するものは、

**委員長(西村昭教君)** 農業振興課長答弁。

**農業振興課長(小澤誠一君)** 今、多少羅列しましたけれども、実はポスター・パンフレット関係はまさに委託、私どもが作らなければならないものですからこれらについては、協会をとおして委託をしていると。それから、従来やっておりました山開き、紅葉まつりこういったものについても、協会を通しての委託でございます。主なところの委託については、駐車場の関係ですか。今、4点ほど言いましたが、こういうところをごさいます。

**委員長(西村昭教君)** 15番向山委員。

**15番(向山富夫君)** 私、今度は金額を見ますと高額な補助になっておりまして、十分事業精査というのをやられているんでしょうけれども、他の似たような類似団体と比較して見ているんですけども、例えば、商工会の補助あたりで、商工会に対して期待する部分も相当多い訳ですけど、それらと比較しましても相当に出しているという印象を持つものですから。これらの整合が、同じ町の十勝岳観光協会も観光の一翼を担っているし、また、商工会も相当のそういった部分を担っているのかなあと。どうも私からみましたら、ウェイトのかけ方があまり近いものですから、こう分散しないで事業の軸足をどちらかにおいて、整理していくのがいいのかなあとという気がするもんですから、そこら辺の所見がありましたらお伺いしたいと思ひます。

**委員長(西村昭教君)** 助役答弁。

**助役(植田耕一君)** 向山委員のご質問にお答え致します。観光協会は1700万ほどの補助、全体でなっています。いつも観光協会、町の役割と観光協会の役割はどうあるべきかというのが、今まで大きな課題となっているところをごさいます。特に本来町がすべき部分というのがこの中に入ってございまして、ポスターの作成等も500万ほどかかります。そういう中で、町が観光協会に観光を集中した中で取り組んで頂きたいということで、そういうものが入ってございます。独自性の話でいきますと、オーナー園ですとか、収益事業も取り組んできた経緯にごさいます。そういう中で、町と観光協会の役割分担をどうしていくか、ということを検討しながら今日を迎えているところをごさいます。そういう中で、さまざまな意見があるところをごさいます



けれども、現状はこのような形でやってきてございます。観光の面を見ますと、もう少し町としてできるものがあるのではないかと、それからまた観光協会としてのできるものもあるんだらうという、ご意見もございますけれども、観光協会も会員さんを抱えている中で、合意をしていかなければならない面もあるかと思えます。そういう面で町と致しましては、観光協会の財源的な面を見ますと非常に厳しい状況で、自主運営ということになると厳しい面がありますから、人件費だとかそういうものを補助しながら、何とか町の観光の役割を担って頂きたいということで、こういう形の中で補助させて頂いております。従いまして、そういう中から運営については、いろいろとあるかと思えますけれども、町としても観光協会にはそういう意見を述べながら、観光協会として町に要望する分野があれば、その辺の所の調整を図りながら取り組んでできているところがございますので、そういった面でもいろいろとまた、多様な意見もあるかと思えますので、そういうところを参酌しながら、この補助制度を進めていきたいと考えております。

**委員長（西村昭教君）** 12番金子益三委員。

**12番（金子益三君）** 関連になりますが、主要施策の成果報告書の29ページ。観光振興事業の日の出公園ふれあい花壇整備事業が425千円で、前年度から大きく減っております。今助役がおっしゃられた中の、観光協会の委託のところで日の出公園の南斜面の整備等を行っているんですが、はたしてあそこは町の観光拠点となる部分において、この施策がはたして成果が本当におきるものなのかどうか、1点お伺いすることと、もう1点、2項1目の13節委託料のインターネット情報発信の267,750円。昨日、これ行政ホームページと分けて、富良野のユアサさんに発注しているとお伺いしたけれども。この部分というものはまるっきり丸投げになっておまして、やはりインターネットのホームページがせっかくありまして、こういう情報の発信の顔となることとありまして、もう少し庁舎内から手を加えられる様なものに変えて、更新ができるような方策をとるべきだと思いますが、あまりにも丸投げするのはどうかと思いますので、その辺を含めてご答弁よろしくお願い致します。

**9番（米沢義英君）** 関連でよろしいですか。

**委員長（西村昭教君）** 9番米沢委員。

**9番（米沢義英君）** 観光協会の財政基盤の問題ですが、富良野、美瑛等においては、それなりの観光施設もありまして、比較的安定した収入源が入るという形になっています。富良野においては、麓郷の施設が富良野観光協会、振興公社という形の中で運営されています。上富良野町においても、一定部分、公園の管理の委託費などは、あるかと思えますが、やはり財政基盤を強化させるような手法と仕組みというのが、必要でないかなと思います。いろいろ観光協会の会長さんも、変わられたりとかして、大変な状況が有るみたいですが、新たな発想の中で、今、観光協会も船出しようというふうに、会長さんの話を聞きましたらあります。そういう意味では、観光協会の独自性を活かしながらも、やはり財政基盤を一定強化できる部分の財政を保障できる、今後どうなるかわかりませんが、スキーリフトの委託ですとか、観光

協会が入っているその施設の委託だとか、いろんな考え方を組み立てながら、一定の収入源を確保するというような財政基盤の確立というのが必要ではないのかというふうに考えておりますが、この点、平成14年度、15年度の事業の中身を見て感じているものですから、この点について伺いたいと思えます。

**委員長（西村昭教君）** 暫時休憩致します。

再開致します。商工観光班主幹答弁

**商工観光班主幹（野崎孝信君）** ただ今のご質問ありました件ですが、まず、ふれあい花壇の部分、当然少なくなっていないかということで、決算の資料の中にもでておりますとおり、今まで100区画程度、町民の各団体の方に植えて頂いたものを、その中から見直しという中で、この20区画の中に花壇を植えて、それ以外の部分のところと併せて南斜面のスキーのところ、これが大きな面積を占めておまして、過日の一般質問の中では、禿山になってはいないかというご質問で、そういった関連もございませぬかと思えますけれども、その辺、天候にもよるといふご質問もございませぬし、これから永年性のものを植えるとかそういった工夫も重ねながらやるということで、基本的にふれあい花壇の方については、永年10数年経過しまして、一定の役割を終えてきたのかなあという部分と管理の部分も含めまして、17年度以降、公園全体の管理の方とも協議をしながら、見直しを進めていく考えであります。2点目のインターネットの情報ということで、丸投げ的な部分でないかということで、更新は手を加えられる部分については、庁舎内部からすべきではないかと、この様なご質問だったかと思えますが、これにつきましては、金額的にも前年度から見れば相当落ちており、できる部分からということで職員においても、なるべく若い人にそういうインターネットに精通した部分を含めて、例えば簡単な年度を変えたり、ちょっとした数字を変える程度については、自前でできるような部分で少しずつ勉強をしながら、今手を加えて、今言った単純な部分については、インターネット・メール等で更新の作業を行っています。ただ1点、大きく形をかえるとなると、当初設計をした業者のものであるということから、フレームを変えるということではできませんので、その点一つの課題、全て自前でやるとしたらそういった課題もあるということを知っています。

**委員長（西村昭教君）** 農業振興課長答弁。

**農業振興課長（小澤誠一君）** 米沢委員のご質問にお答え致します。確かに観光協会自体も財政基盤は、私は弱いというふうに考えております。富良野あたりは、北の国からの関係の拾ってきた家などで、何千万円の駐車場収入をあげているというようなことで聞いていますし、美瑛も売店その他でそれなりの収入を上げて聞いています。財政基盤が弱いと町に係わる部分も相当出てきますので、今年はラベンダーオイルを絞って収益を上げていってそれから売店収入もそれなりにあるということとございませぬので、いずれにしても観光協会の建て直しの時期でございませぬので、ひとつひとつ確実にそういったものが、収入を確保できるのかを考えながら進めていきたい、というふうに考えてございませぬ。

**委員長（西村昭教君）** 14番長谷川委員。

**14番（長谷川徳幸君）** 67ページの負担金補助及

び交付金の中の、江幌1地区農道整備事業負担、江幌2地区農道整備事業負担についてお聞きします。主要施策の成果報告書によりますと、土地改良資金償還助成非補助農道となっております。これの意味の説明と長さで総工費いくらだったのか、お教えしたいと思います。

**委員長(西村昭教君)** 農業振興課長答弁。

**農業振興課長(小澤誠一君)** 長谷川委員のご質問にお答え致します。江幌1地区、江幌2地区の農道整備事業でございますけれども、これは町が非補助ということで、平成4年に3%資金を借りまして舗装をしたものでございます。江幌1地区につきましては、延長が510mで、事業費で1,600万円であります。江幌2地区についても、同じく3%資金を借りまして舗装をしたものでございます。これは平成5年に実施してまして、延長が590mで、事業費については同じく1,600万円でございます。以上であります。

**委員長(西村昭教君)** 14番長谷川委員。

**14番(長谷川徳幸君)** ここに受益者借入金に対して補助を行ったとあるが、町が受益者になるのですか。ということですか。

**委員長(西村昭教君)** 助役答弁。

**助役(植田耕一君)** 14番長谷川委員のご質問についてお答え致します。これは、地域の集団が借金をする制度になっていて、そこが一旦借ります。そして町が後からその団体に、その借金した分を返していくという仕組み・制度のものでございます。事業主体はあくまでも地域であるということで、こういう制度がございまして、もう無くなりましたけれど、以前こういう制度がございまして、こういう農道整備を進める手だてとしてその中で実施しているものでございます。

**委員長(西村昭教君)** 以上で5・6・7款の労働費、農林業費、商工費について質疑を終了致します。午前中に質問のありました、生活灯の答弁について、後程答弁するという事でありましたので、答弁を致させます。町民生活課長。

**町民生活課長(尾崎茂雄君)** 11番中村委員の歳出第2款の地方振興費の生活灯と電気料金等の補助につきまして、成果報告書の数字の関係でございます。それらについて、説明させていただきます。まず第1種15年度154、14年度につきましては147、これにつきましては新設が23、撤去が16、差し引き7灯の増でございます。第2種につきましては883、14年度につきましては896、新設が22、撤去が35、差し引き13灯の減でございます。また、生活灯の新設等につきましては、第2種の内数でございまして、これらについては、修繕も含んでいるところでございます。内訳につきましては、新設が22灯、修繕が6灯と以上でございます。表示の方法につきまして、大変わかりづらくて申し訳ありません。今後、注意を致します。以上でございます。

**委員長(西村昭教君)** 次に、8・9款の土木費、消防費について質疑を行います。ページは、70ページから76ページです。

**委員長(西村昭教君)** 13番村上委員。

**13番(村上和子君)** 75ページ、8款4項3目13節の委託料のところでございますが、島津公園管理3、

498千円、これにつきまして、これ確か昨年の4月26日パークゴルフ場がオープン致しまして、この公園につきましては、元の公園に戻すんだとこういうことでございましたが、昨年と比べまして、79千円しか管理費が安くなっておりません。大体、月30万円の予算を取ってこの決算になっている訳でございますが、従来のような芝の管理も必要ございませんし、公園としての整備ですから。これにつきまして、もう少し少額で出来たんでないかと思うんですけれども如何でしょうか。お尋ね致します。

**委員長(西村昭教君)** 都市建築班主幹答弁。

**都市建築班主幹(菊地昭男君)** 13番村上委員のご質問についてお答え致します。島津公園の管理の件でございますが、これについては、パークゴルフ場が新しく出来たことによって、島津公園の管理費が安くなるということは、管理上はそうはならないと考えております。一応、芝等については、ひと通り管理をしていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願い致します。この中の業務の内容としましては、追肥等と撤去したティグランドの芝の種まき等の費用も入ってございまして、管理費は9万程度減っておりますけれども、これ以上減額ということは、人件費的には変わっておりません。**委員長(西村昭教君)** 9番米沢委員。

**9番(米沢義英君)** 76ページ、住宅費の住宅建設費の問題についてお伺い致しますが、先程も言ったかと思いますが、入居の問題で、戸数が絶対的に不足しているという問題があります。確かに緑町の公営住宅の大体その分が、不足分かなと思っております。待機者も50数名から60名位になるという状況で、他の町村では、独自に民間のアパートに補助制度を利用して、そこで暮らしてもらっているというような状況もありますが、上富良野町においては、今後、民間を主体に住宅の供給を考えているということ、再三再四、言っておりますが、比較的安価であるといえ、公営住宅の供給をきっちりするということが、基本だということを私は考えておりますので、もしもそれが出来なければ、何らかの対策をとるといふようなことも、必要ではないかというふうに考えておりますので、この点について現在、他の市町村から比べて入居率が何倍位になっているのか、それと他の市町村のように民間に入ってもらふような手法で、何らかの補助制度を設ける必要があるのではないかとこのように思いますので、その点はどの様にお考えか伺いたしたいと思います。次に、74ページの公園費で、日の出公園の上にトイレがある訳ですが、なかなか身障者の方が入れないという状況が有りますので、毎回観光の時期になると、また声が大きくなってきていますので、その対策はどの様になされるのか、この点お伺いしておきたいと思っております。次ぎ、道路の維持管理の問題でお伺い致します。道路維持管理費の問題では、除排雪委託料という形の維持費の点についてお伺いしますが、現行の除排雪はアラタ工業、山本建設等で行っていると思っておりますが、平成15年度においては、それぞれの内訳がどの様になっているのか、総距離と含めてお伺いします。維持管理の問題で、比較的新しい住宅街においては、側溝が浮き上がってしまうという状況が見受けられます。この間、直しては来ているんですが、お金が無いというこ

ともございまして、上がったところそのままというところもあります。町の方に何回か言っているんですが、そこは、公園ではなくて緑地になっていて、側溝が浮き上がっていて外観の見栄えがよくないと、いつまで放置しておくのかという問題もありますので、そういう意味で維持管理費をそういった部分について、早急に増やして手直しするというのをしなければ、家庭の出入り口ではないからということで、放置されているという状況がありますので、そういう意味で維持管理費をもう少し増やす必要があるんでないだろうか、というふうに思います。この点についてお伺いします。

**委員長(西村昭教君)** 建設水道課長答弁。

**建設水道課長(田中 博君)** 9番米沢委員のご質問にお答えさせていただきます。公営住宅の待機者の中で、民間の施設を利用して消化できないかというご質問でございますけれども、所管と致しましては、今のところ民間の施設の借り上げについては考えておりません。日の出公園頂上の身障者用のトイレの件でございますけれども、これにつきましては、検討させて頂きたいと思っております。除排雪につきましては、先程委員おっしゃりましたとおり、アラタと山本とそれぞれありますけれども、アラタ工業は、車道では延長55,213m、歩道では5,579m、山本建設では、車道では6,616mともう一ヶ所1の6,737mと二つ合わせまして、車道と致しましては、23,353mを委託しております。それから、同じく山本建設の歩道につきましては、7,967mでございます。それから菅原建設に、扇町の方の路線を710m委託しております。それから十勝岳温泉につきましては、会田さんが道道の除雪をしているということから、会田さんの方に委託しております。この延長が358m、それから里仁の方のうちの簡水水道の配水池がございます。そのところの維持管理と致しまして、冬期間、地先であります島田英一さんという人に、延長に致しまして250mの委託をしております。委託の数と致しましては、五つの契約であります。それから、側溝の浮き上がりでございますけれども、これにつきましては、うちの予算のある限り、鋭意そういうところの改修に向けて、今後とも頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ致します。

**委員長(西村昭教君)** 5番小野委員。

**5番(小野 忠君)** 75ページの公園維持費の件について、お伺い致します。先程、同僚委員から質問ありましたその答えに、9万円ぐらいの軽減をしているところの様に言われましたよね。それであるんだけど、今年あたりがね、前回もトイレの問題でとかくあそこで破損し、子供さん達がいろんな落書きをしたとか、壊したとかということで、かなり被害があったと思います。これにはかなりかかっているでしょう。6万円なり7万円なりの金をかけませんでしたか。だから9万円減らしてもそういう結果がある。だから、このトイレについては、前回質問のときに、助役さんにどうするんだといったら、いやこれは壊すんだ。あの2棟のいらぬトイレは壊す、ということをお答弁されているんですよ。それで建設課長、この点についておわかりだと思いませんか。それで、これいつ壊されるのか。あればやっぱり皆さんが行ってイタズラもするし、壊すし乱暴なことをすると。そうす

れば、やっぱり直さんではおけないと思うんです。それで今後、あれらを壊すと言ったんだから、なぜ壊さないのか、この点をお聞きしたいなと。

**委員長(西村昭教君)** 小野委員、今の質問は15年度決算なんで。今、言われた質問は16年度の部分の話になると思うんですけども。それでも答弁を求めますか。15年度決算ですから、そこら辺をご理解願ひたいと思います。

**5番(小野 忠君)** わかりました。

**委員長(西村昭教君)** 建設水道課長、先程小野委員の言われていた数字がちょっと違うという、その辺の説明をもう一度お願いします。建設水道課長答弁

**建設水道課長(田中 博君)** 小野委員のご質問にお答えさせていただきます。先程の修理等につきましては、公社の方に委託しております。その分は公社の方から修理代として支出されておりますので、ご理解願ひたいと思っております。

**委員長(西村昭教君)** 4番梨澤委員。

**4番(梨澤節三君)** 75ページ、都市計画1総務費、負担金補助及び交付金、社団法人と財団法人、これ私ずーっと見てきているんですよ。見てきていて、社団法人とか財団法人が、何で日本全国3,300の市町村からこうやって金を集めるのかと。それはどういうことなのかと。公園緑地って訳わからんですけれども。さくらの会といって、桜を愛するのは日本人皆愛しておりますから、別にそういうことをやらせてもらわなくて、この町としてもやれるんですよ。別にここにお金をやるとかということにはならないと思っておりますよ。法人なら会員がいるんでしょから、会費集めてやれば良いと思っておりますよ。そういうところからいって、この日本さくらの会の負担金5,000円、公園緑地協会負担金15,000円、これ市だったら多分30,000円ですよ。町村が15,000円だったら。それから桜の方は、市の方は10,000円ということで、おそらくやっているといるんですけど。この辺について、これの予算と事業計画ということについて、ご説明頂きたいと思っております。

**委員長(西村昭教君)** 助役答弁。

**助役(植田耕一君)** 梨澤委員のご質問にお答えしたいと思っております。この種の関係は、今までの経緯の中から事業採択に向けた取り組みというのが、大きな流れとなっていて、いわゆる陳情行政というのが、従来からずっと続いてございまして、そういう中で、予算獲得のためにこの社団だとか財団だとかを設けて、陳情活動を展開するために、情報源として役割を果たしております。その中で、各市町村長が集まりまして、役が全国ばらばらでございまして、そういう会がございまして、そういう面での連絡機関という中で取り組みをして、従来は開発主体の行政ということをしてまいりましたから、そういう面でのこの団体が生きて、まだあります。当然、うちの場合ですと公園やなんか、日の出公園なんか国の補助を頂いて実施しておりますから、そういう面ではやはりこういうところに協力し、情報の提供を頂いた中で、また陳情行政を展開する上において、必要なこととして設置されて、全国町村それぞれ負担を割り当てられてきているという状況でございます。予算の中身については、承知はしてございません。

**委員長（西村昭教君）** 4番梨澤委員。

**4番（梨澤節三君）** この特殊法人とか、これ今盛んに言われまして。右肩上がりの時でしたら全く問題ないと思います。ただ、今こういう状態になってきて、市町村合併が進んでいくということで、数がずっと減っていった段階で、これは動きが出ると思います。思いますけれど、市町村の財政状況ですとか、そういうものを合わせて、これ市町村長でやっているんですか。法人作っているから、当然違うと思いますが、それで、現状をよく言われて、やはりこれも減らすとかもしくは無くすとかという形にいかないものなのでしょうか。

**委員長（西村昭教君）** 助役答弁。

**助役（植田耕一君）** 梨澤委員の再質問にお答え致したいと思います。うちだけでなく、各町村もそういう話題提起をされております。そういう中で何とか、こういう財政状況だから、減らすことが出来ないのかというようなことで、管内的にもそういうふうなものが出てくるのかというようなことで、管内の課長会議やなんか、それを調べさせて、そういうことの廃止もできないものか、検討しようというような流れになっております。まだ、取り組んでございませぬが、そういう方向にあるということで、出来れば無くしていきたいというのが願いであります。

**委員長（西村昭教君）** 以上で8・9款の土木費、消防費について質疑を終了致します。次に、10款の教育費について質疑を行います。ページは76ページから94ページです。13番村上委員。

**13番（村上和子君）** 81ページ、小学校費、学校管理費、12節の通信運搬費で。今、各小学校で、インターネットなどの授業をやっている訳ですけども、西小学校のインターネット利用料が突出しておりまして、各清富、江幌、東中、上小こういったところは、7千円から4千、5千こういった状況でございませぬが、西小学校につきましては、1ヶ月31,174円、これが4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月の7ヶ月ぐらいいった状況になっておりまして、この利用料が突出している訳でございませぬが、この利用料が大変多くなっているという部分につきまして、お尋ねしたいと思います。

**委員長（西村昭教君）** 教育振興課長答弁。

**教育振興課長（岡崎光良君）** 13番村上委員の西小学校のインターネットの接続料の利用料が、非常に高額になってきているという状況なんですけれども、ご指摘のように、西小学校は高額な通信費がかかってございませぬ。といいますのは、校舎が平成12年に完成致しまして、天文台が出来上がりまして、コンピュータ室も児童生徒用にあるんですが、インターネットは、特殊な接続でございまして、天文台と直結したインターネットということで、通常のインターネットと違ひまして、独自の回線を使用しているという事でございませぬ。そこで、10月までは、ISDNという多少早い回線を使っておりましたが、昨年12月から、ADSLということで、一層速度が早い回線を使用したことによりまして、三分の一程度に軽減されている所でございませぬ。以上でございませぬ。

**委員長（西村昭教君）** 13番村上委員。

**13番（村上和子君）** 天文台を持つ小学校であるということで、それらに係わることで31,174円位になっているんだということですが、確か前教育長にご質問したところ、このことではございませぬが、天文台、星座というのは、冬がキラキラしてきれいなんだと、冬に眺めるのがすごくいいんだ、というお話をされておりました、それにしますと、1月、2月、3月とか12月が12,000円とかという状態になっていて、夏場が4月から10月ぐらいまでが、こういうふうな3倍くらいになっているもんですから、そこのお尋ねした訳なんですけれども、そうすると1月から12月まで、同じじゃないのかなあと思ったりもしたもんですから、そこのお尋ねしているところなんです。その点は、天文台の関係だと、おっしゃったんですけどもね。それが1月2月とそういったところは、もう切っているというか、そういうことはしないということなのか、お尋ねします。

**委員長（西村昭教君）** 教育振興課長答弁。

**教育振興課長（岡崎光良君）** 村上委員の再質問でございませぬが、12月からと言うのは、繰り返しになりますが、回線を変えたことによりまして、大きな回線で行きますので、通信費が安くなるということで、それまでは速度が遅い回線だったので、通信費がかさんだということではございませぬ。今後は、ADSLという回線で12,390円を継続されることとなります。これは、つなぎっ放して定額料金となっております。以上です。

**委員長（西村昭教君）** 3番岩崎治男委員。

**3番（岩崎治男君）** 教育費、教育財産管理費の78ページから79ページにかけて、まず、教職員の住宅でございませぬが、これにつきましては、5つの小学校と2つの中学校があるということで、範囲も広く管理も大変でないかと考えておりますけれども、この住宅の水洗化はどの程度進んでいるのか。もうほとんど終わるのかどうか。それから、空き住宅があると思うんですけども、空き住宅の数についてもお尋ねしたいと思います。次に学校管理費ですけども、小学校費79ページ、中学校が83ページに載っていますけれども、学校医については、昨日その名簿を頂いております。この名簿をみますと歯科医が7ですか、学校医が6というようなことで載ってございませぬが、これらの配置といひませぬが、それぞれの学校にどのような医師が派遣されているのか、ということをお尋ねしたいと思います。薬剤師についても、そのとおりでございませぬ。それから学校評議員ですけども、どういった方がどういったお仕事をされているか、現在そういう集まりをやっているのかどうかについても、お尋ねをしたいと思います。次に教育長にお尋ねしますが、心の教室相談員というのがありますけれども、最近何か、小学校や中学校で児童生徒という低学年で大きな事故を起こし、傷害事件であるとか大きなものでは殺人事件に達するような事故もおきています。上富の学校をみますとオープンで、学校の通用門とか玄関それらにはそれほど都会的なチェックがなされていない訳ですけども、こういった事故は突発的に起こるものでございませぬが、こういったことの対処につきましての心構えを聞きたいなというふうな思いです。次に英語の指導助手のことではございませぬが、マイ

ケル指導助手が来られています。若い活発な指導がなされると思いますが、この方は奥さんも同伴でございまして、何か奥さんにもこういった教育の手助けをしたいなということを、この前お会いしたとき伺っていましたけれども、奥さんの役割といたしますが、町として英語に関する何か指導的なことを考えておられるのか、これについてもお尋ね致します。

**委員長（西村昭教君）** 岩崎委員、最後の英語指導助手のマイケルさんについては、16年度の関係でありますので、それは答弁致しませんので、ご了解願いたいと思います。教育振興課長答弁。

**教育振興課長（岡崎光良君）** 教員住宅の関係でございますけれども、最初に水洗化につきましては、郡部の住宅におきまして、浄化槽の設置を検討致しております。昨年度、東中小学校において、管理職住宅2棟を水洗化してございます。今後につきましては、隣接しております東中小学校の公営住宅の方との共同の設置を考えてございます。次に空き住宅の状況でございますけれども、現在73戸を保有しております。現在17戸の空き状況でございます。これは、今年の5月1日現在の数字ですけれども、その後において何件か新たに入居しております。それから、学校医の配置ですけれども、町の規定によりまして、学校医、学校歯科医、薬剤師というふうに町の非常勤特別職員として、教育委員会で委嘱しているところでございます。学校医が町立病院他、町内の医院で7名の医者・先生をお願いしているところでございます。学校歯科医につきましても、7名の方を委嘱してございます。学校薬剤師につきましても、昨年度は5名の方を委嘱してございます。以上でございます。

**委員長（西村昭教君）** 教育長答弁。

**教育長（中澤良隆君）** 岩崎委員の4点目のご質問であります。心の教室相談員に関連してのご質問でありました。今のところ本町の小・中学校等において、特に大きな問題は起きていない状況であります。全国で起きている、例えば長崎県のことやなんかというのが、うちの町では絶対大丈夫なのかと言ったら、そういうことにはやはりならないのかなあと、やっぱり潜在的なものは、どこかにあるのかなあとという感じは致すところであります。そのような意味からも、やはり心を引き締めて、こういう心の教室相談員の活用を図りながら、対応を図っていきたくて考えているところであります。

**委員長（西村昭教君）** 教育振興課長答弁。

**教育振興課長（岡崎光良君）** 1点答えが漏れておりました。申し訳ありません。学校評議員の配置でございますが、町内小中学校7校のうち、上富良野小学校、上富良野中学校、西小学校にそれぞれ5名の方を、委員会として委嘱しております。この委嘱の方法としましては、学校長の推薦によりまして、教育委員会が委嘱決定する訳でございます。その方々としましては、PTAのOBの方とか、地域の方々という内容になっております。以上でございます。

**委員長（西村昭教君）** 3番岩崎委員。

**3番（岩崎治男君）** 只今答弁を頂きましたけれども、学校評議員の集まりはどうなっているのかということをお尋ねしたいと思います。それから空住宅の活用で、15年度は17戸位あったということなんですけれども、

今後において、先程、同僚議員が質問しておりました公営住宅については、40人も50人も待機待ちの状況が生まれているというようなことでございまして、そういうようなものを活用できないのかなあというふう思う訳ですけれども、所管が違うというようなことが表に出てくる訳でございますけれども、地方分権が求められるところでございまして、国としても地方に裁量権といたしますが、決定権を徐々に移行していこうというようなこともございまして、町といたしますか教育委員会といたしますか、教員住宅の空き住宅が15戸も17戸もあるということですから、待機待ちしている公住の希望者に、その住宅を見て頂いて、そのスペースでいいということになったら、移行できないものかと考えますが、その辺について伺い致します。

**委員長（西村昭教君）** 教育振興課長答弁。

**教育振興課長（岡崎光良君）** 現在保有している教職員住宅73戸の内、17戸が空いているというふうに申し上げたところでございますけれども、将来的に管理保有していく住宅といたしますと、現在の教職員の入居状況とか児童数の減少などを勘案致しまして、財政面からも管理保有戸数は、減らしていこうということで考えております。将来的には、73戸から56戸程度に考えているところでございます。そこで、空き住宅の活用ということでございまして、そういった将来的なことを見据えた時に、大きな目的の変更というよりも、これまでの例としては、臨機の処置とてお貸ししたという例がございまして、例えば、火災で住宅が焼失したので一時的に入居させて頂きたいというお話がありました。それから、地域小規模校に通うために移転をしたい。公住が空くまで入居させてほしいというようなことにお応えした。いずれも公営住宅が空きまして、現在は退去されているところでございます。以上でございます。

**委員長（西村昭教君）** よろしいですね。教育振興課長。

**教育振興課長（岡崎光良君）** もう1点、学校評議員の会議の状況でございますが、年間2回ないし3回の会議を予定してございまして、それぞれ学校長の求めに応じまして会議を招集しております。地域に開かれた学校づくりとその他の話し合いをしているというふうになってございます。以上でございます。

**委員長（西村昭教君）** 3番岩崎委員。

**3番（岩崎治男君）** 空き住宅の関係で、町の考えをお聞きすることは如何でしょうか。

**委員長（西村昭教君）** 助役答弁。

**助役（植田耕一君）** 岩崎委員の教員住宅の空き住宅の活用の件でございますけれども、基本的に議員おっしゃる趣旨が全く違います。教員住宅の方がおそらく先生の数が私確かな数を承知してございませぬけれども、一応従来は80%位先生の数の充足率を確保していこうということを、従来、教育委員会で持っております。最近特に少子化等で児童生徒数が少なくなってくる観点から、先程お答え申し上げたとおり、充足率を少し下げていくべきでないかなあというふうな考えを、教育委員会でもってございます。そういう中から、基本的には、教育財産から公営住宅の活用ということは、町としても中身も若干住宅の内容もちょっと違いますので、その辺は



出来れば充足にあった数だけ確保して、後は取り壊しをしていくという考え方が良いのではないかなあと、維持管理だとかそういう面も出てきますので、そういうような対応をしていきたいなあとというふうに思っております。先程米沢委員の方からちょっと公営住宅の充足率との関係が出ておりましたけれども、基本的には緑町で30戸使わない状態にいるものですから、その辺のところ、申し込み件数が増えているという状況がございます。30戸については、基本的にまだ町としては、建替計画を持っているという状況でございます。これは財政的な状況を勘案した中で、年次的に整備をしていくという中で、現状においては、非常に数が若干ちょっと足りないという状況でございますけれども、ここを今の財政状況からしますと、しのいでいかなければならないというようなことで考えておまして、一気に公営住宅を建設するような財政力にもございませんので、その辺勘案した中で考えていきたいなと思っております。従いまして、教員住宅を公営住宅に財産替えするような形での利用は、したくないなという事で考えております。

**委員長（西村昭教君）** 13番村上委員。

**13番（村上和子君）** 13節、この就学時の健康診断の医師派遣の所でございますが、医師を派遣して就学時の健康診断にあたっている訳でございますが、15年度は対象者が何名いたのか。またその受診率は100%だったのか。と言いますのは、他の町村で就学時の健康診断が行われていなかったというようなことが、記事に出たことがございまして、それらがどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。それから18節の備品購入費でございますが、各小学校で9社位からいろいろ一般教材、図書、特殊学級用教材とか理科教材とか機器といろいろございますが、トイレトペーパーと紙につきましては、一括購入をしておまして、だいたい価格もあれかなあと思いますが、あとは9社ほどがばらばらになっている訳でございますけれども、こういったものも何とかいろいろ各学校での教材の違いもあるんでしょけれども、ひとつ学校同士の連携をとって頂いて、一括購入が出来る様な物は無いのかということをお聞きしたいと思います。そういうことが出来るかどうかお尋ねしたいと思います。

**委員長（西村昭教君）** 教育振興課長答弁。

**教育振興課長（岡崎光良君）** 最初に、就学時の健康診断でございますけれども、昨年度の対象児106名を対象と致しまして、11月中旬に開催してございます。上富良野町の児童の健康診断は、中身と致しましては、結果を言いますとクリアされているというふうに理解しておまして、小児科の医者を富良野の協会病院にお願いしている。あるいは歯科医、耳鼻科の先生にもお願いをしておまして、内容的にはクリアされているところでございます。そこで受診率ですけれども、どうしても当日、風邪を引いたとか体調が悪いとかで受診できない方がおります。その方につきましては、後日何らかの形で、その方の健康診断を調べるという方法を取ってございます。それから、学校部門における備品、消耗品等の一括共同購入でございますけれども、15年度におきましては、コピー用紙、印刷用紙、トイレトペーパー、学校床のワックスを共同購入してございます。今後につ

きまして、これらにつきましては、一括購入の形で進めてまいりたいと思います。過去には清掃用具等もこういった形が求めていましたが、学校の掃除の仕方も変わってきておまして、少なくなってきました。現在はおきません。今後におきまして、あらゆる方法で可能なものにつきましては、取り組んでまいりたいと考えております。

**委員長（西村昭教君）** 11番中村委員。

**11番（中村有秀君）** 77ページ、教育総務費、2目の事務費の報酬の関係です。平成12年から上富良野高校に振興対策業務員を置いて、16年から無くなっています。それでこれらの絡みで、平成12年6月20日に、上富良野高等学校の3年生の就職援護というようなことを含めて、活動用の車両を購入しております。日産マーチで157万67円。それで実際に今度、業務員がいなくなったので、この車両の措置はどうなっているのかということをお尋ねしたいと思います。一つはスバルのレオーネバンが廃車になっている関係もあるのかなあと。そういうことで、そちらの方に代替として使用されているのかどうか。ただ、就職援護の関係では、三分之一が実際に活動して、三分の二は教育委員会の職員が利用しているということは、過般の私の一般質問において、答えられておりますけれども、とりあえずこの日産マーチがどの様になっているのかについて、お尋ねしたいと思います。次に第2点目、79ページの19節上富良野高等学校教育振興会補助460万の関係です。たまたま上富良野高等学校教育振興会の理事に、総務文教の委員長と副委員長の私とが理事になっているということで、総会に出席したところ、この振興会の補助の関係は、特に、入学準備金が大きなウェートを占めております。平成12年度から実績をみますと、270名で1,320万円程、入学準備の方に、お金が使われているということですが、教育振興会の資料を先般請求してみますと、非常に会計的に適切でない部分があります。そういう関係で、このことについては、教育長や課長にも質問をしております。この決算特別委員会で、これらの使用が適切を欠いているという認識の中で、今後どうするかということをお尋ねしたいと思います。次に3点目は、その下にあります、北海道有朋高等学校上富良野学習集団振興会補助というのがあります。4万円。この中身をみますと、非常に金額的には4万円なんですけれども、本来的に使うべきものでないものが、決算書の中にあるのですよ。学校開放講座23,181円ということで。これは、上富良野高等学校教育振興会の総会の時に併せて、その後この会議が行われて、その時に配布された資料の中にも載っています。で、北海道有朋高等学校上富良野学習集団振興会の事業内容の中には、学校開放講座ということは、一切載っておりません。従って、これは何かの間違いなのか、実際に行われたのであれば、何が行われたのかということで、お尋ねしたいと思います。次に3点目、81ページ13節の委託料の一番最後、屋外樹木管理ということで、31,165円決算で報告されています。13年度14年度の決算をみますと、これらは一切ない訳なんです。そうするとこの前の台風19号で、上富良野小学校・中学校・西小学校と私ずっと廻ってきたんですけれども、非常に木が折れたり、中学校の

方は自転車置場の屋根の上に大木が乗っかっていたという実態があります。従って、これらの学校の敷地内にある樹木管理というものを、どういう形で今まで行われていたかということで、お尋ねをしたいと思います。続きまして、89ページです。郷土館費の13委託料の関係で関連をするんですけれども、町史と文化財の管理ということで、先般、凱旋の松が倒れたということで、大きな木の株が今、郷土館の前に持ってこられて、すごい年輪を感じていた訳なんですけれども、名跡由来板ということで、平成11年度44,790円、12年度は252,000円ということで設置をしておりました。しかし、それは非常に消えて判読しにくいのが沢山あります。従ってこの15年度の中で、これらの維持管理についてどういう形でされているか、若しくは現地等を見て、私も担当者にも申し上げました。しかし、そのままの状態ですとなくなって判読しにくくて、どこの何かという説明文がわからないという状態になっております。従って15年度のような形で、それについて対策をとっていたかということで、お尋ねをしたいと思います。次、91ページ、スポーツ振興審議会委員と体育指導委員の報酬の関係です。それぞれ、昨日見せて頂きました。従来、私もこの関係につきまして、関心を持っていて、出席率がどうなのか、出納室から支払がなって欠席した委員がいた場合の返納状況がどうかということで、今回見させていただきまして。一昨年は、ひどい時は、5月で残ったお金が、10月に納入室に返納された例もありました。それはできるだけ改善をするということで、約束をされておりましたけれども、今回見ますと、会議の開催が16年2月8日、それで納入室からの支払月日が16年の1月22日、それで38,000円、委員が欠席で10名います。その38,000円が16年の3月18日に納入室に返納されているんですね。実質的に38日ですね。おそらく教育委員会の金庫に保管されていたかどうかはわかりませんが、いずれにしても38日間も放置されているということは、非常に疑問を感じます。短い所は7日で処理しているところもあるんです。それがまず一点。もう一つは、例えば、16年1月22日の会議、これ1月22日に納入室からお金が支払われて、返納は2月12日なんです。これはある程度20日間なんですけれども。体育指導員25名の内、17名が欠席しているんですね。そうすると64,600円返納の措置をされているんですね。こんな形であるんならば、出欠を確認して、きちっと若干一人二人変動はあるかもしれないけれども、25人中17人が欠席ということは、ちょっと考えたくないなという気がしますけれども、現状の資料ではそうなっておりますので、当然どうなのかということでお尋ねを致したいと思います。もう一点、体育施設の関係で、8節の報償費です。学校開放事業の謝金の関係です。13年14年は、624,000円出ておりました。今回は、468,000円ということで約25%の減なんですけれどもこれは学校開放事業の利用団体の減なのか、報償謝金の基準の変更なのか、その点をお知らせ頂きたいと思います。次に93ページ、給食センターの関係です。1点目は、賃金の給食配送車の代替運転手の関係なんですけれども、14年度から給食配送・回収等の運転業務を委託しております。従って本来的に

は、委託を受けた会社が配送者の代替運転手を調達すべきでないかという気が致します。給食の配送・回収の運転業務の委託契約はどのようになっているのか、ということでお尋ねを致したいと思います。その次の下の方の委託料に、給食残飯処理というのがあります。これは10万円計上されている訳なんですけれども、たまたま給食センターは10万円、ラベンダーハイツは12万円、それから町立病院については、生ゴミの袋を購入してそれで処理をしていると。町立保育所は、コンポストに入れて活用し、冬は生ゴミの袋を購入してと。ケアハウスは、12万円ということで残飯処理費を出しているということなんですけれども、これらの関係で、給食センターだけの問題ではなくて、上富の町の関係施設の全般的な残飯処理の見直しを、考えていかなければならないことなんですけれども、これらの関係で、現在までにそれらの関係等の1月1万円で、年間12万円というのと、年間10万円というのとそれぞれの施設によって違うと思いますけれども、単なる持っていきってもらうのか、それともキロ何ぼだとかという、何か基準があつてのことなのかということで、その点をお伺いしたいと思います。ちょっと多岐にわたりますけれども、宜しく願いを致します。

**委員長（西村昭教君）** 暫時休憩をして、休憩後に答弁をしたいと思います。

**事務局長（北川雅一君）** 開会時間を3時5分と致します。

---

14時52分休憩

15時05分再開

---

**委員長（西村昭教君）** 休憩前に引き続き、審議を再会致します。先程の11番中村委員の質問に対して、答弁を求めます。教育長答弁。

**教育長（中澤良隆君）** 11番中村委員の7点のご質問の内の2点目を、私の方からお答えさせて頂きたいと思っております。2点目の上富良野高校教育振興会の関係のご質問でございますが、この振興会の補助につきましては、予算を編成した中で執行をしてきたところでございますが、この15年度におきましては、今、中村委員からご質問がありましたように、いろんな事由によって事業が展開されていないという様な事が数多くありました。特に15年度におきましては、校舎の新築等がありまして、引越しがあつて、生徒の進路指導や学習指導等の丁度いい時期に、そういう引越しがあつたことから、学校開放事業なんか出来なかったというような事、また修学旅行は毎年韓国に行っている訳ですが、昨年SARSが流行りまして、そういうことで、うちの方は保健師1名分の旅費を予定していましたが、SARSが流行った事で、道教委の指導で上富良野高校は、韓国から国内に修学旅行が切り替わつたというようなことで、その分の旅費等がなくなつたと。いずれに致しましても、そういうことで出来なかったということがあつた訳ですが、学校長から教育委員会のほうにも相談を受けた中で、そのお金をどうしようかということで、学校で今一番必要としているプ

ロジクターという物を廻らせて頂いたところであります。これにつきましては、教育委員会の考え方と致しましては、振興会の目的にありますように、地域に根ざした学校づくりというようなことで、そのための振興費用に充てるということから、大きくその目的から逸脱していないと、総体的には、ある程度この振興会の目的を達成できるという様な事で、教育委員会の方でも認めたとところであります。いずれに致しましても、上富良野高校の新築は、約23億円と聞いています。また20数名の教職員、また約140名の生徒というような事で、上富良野高校が存在することにより、計り知れない大きな経済効果もあるかと考えているところであります。今後も、上富良野高校が地元に着定するように、教育振興会を通じて、町を上げて支援をしていくべきと考えているところであります。なお、平成16年度におきましては、昨年度の反省を踏まえた中で、適切に予算執行というようなことで、既に皆さんもご承知のことだと思っておりますが、学校開放講座のお知らせというような事で、チラシ折込もなされて、それに対する申し込みも頂いているところであります。また、これから教育委員会から学校のほうに指導してまいりたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。その他につきましては、担当の方から答弁をさせていただきます。

**委員長（西村昭教君）** 教育振興課長答弁。

**教育振興課長（岡崎光良君）** 11番中村委員のご質問にお答え致します。最初に上富良野高等学校振興対策業務員が使用していました業務車でございますが、今年度におきまして、教育委員会の業務用の公用車として使用してございます。教育委員会の方には、もともとレオネバンというのがありましたが、これを廃車に致しまして、学校教育班の業務の方に1台活用してございまして、社会教育班と合わせて2台ということで、乗用車を保有してございます。それから3点目の有朋高等学校の実績報告の内容についてでございますが、昨日お配りしました資料の決算書には、歳出の部の摘要欄は、支出の適正な開設とはなってございませんで、この点は我々も事務局の一員として、中身の点検が不十分であったということで反省をしてございます。今後は、この様なことが無いよう、十分気をつけてまいりたいと思っております。中身につきましては、別に町の補助金の実績報告書というのを、提出させてございますが、支出の方は適正な形で書いておりまして、行事支出と致しましては、卒業式関係の諸費となっております。中身については、卒業する生徒への激励会、レクリエーション的な激励会ということでございます。それから、学務費と致しましては、消耗品費等という事で、15年度をもちまして有朋高等学校の上富良野学習集団は、富良野高等学校を協力校としてということで移管になりますので、それらのまとめをするということで、ファイルや紙類を購入することになっております。それから4点目の、各小・中学校におきます屋外樹木管理でございますが、昨年度は、単発的に枝払いあるいは虫の消毒といった委託をして実施をさせて頂いております。今年度は、学校全体のあり方を再検討するという事で、各学校におけます、例えば大きくなって危険な木あるいは支障となっている木を調べまして、更にその木が記念樹で無いか、あるいは寄贈を受け

たものでないかを確認したうえで、管理費を次年度において計上し、適切な管理に努めていくようにしようと考えてございます。5点目及び6点目につきましては、社会教育班主幹及び主査から説明を申し上げます。7点目の学校給食センターの運転業務委託でございますけれども、代替の運転手賃金が支払われておりますけれども、業務委託につきましては、昨年度、配送業務は2台の配送車で2系統に分かれておりまして、そのうちの1系統を委託してございます。今年度も同様ですけれども、そこで、この1系統の委託していない部分につきましては、施設の管理職員が運転業務をしてございます。そこで、施設管理業務員並びに施設長が不在の時には、止むおえず賃金を予算化して、臨時の運転手を雇用して業務にあたっているという事でございます。それからもう1点、残飯の処理でございますが、これは月1万円で10ヶ月分ということでございます。これは、学校給食は夏休み、冬休み中は給食センターは休みですので、残飯は出ないということで10ヶ月分、これは旭川の畜産業者に委託して処理をしていましたが、それは15年度限りで終わりました。今年度におきましては、公共施設の生ゴミの処理ということで、生ゴミの業務用の処理袋を購入しまして、処理をしかるべき負担を致しました中で処理してございます。以上でございます。

**委員長（西村昭教君）** 社会教育班主幹答弁。

**社会教育班主幹（菊池哲雄君）** 11番中村委員のご質問にお答え致します。3点ご質問出されましたが、まず第1点目の文化財管理の関係で、名跡由来板の対策につきましてでございますけれども、平成15年度に調査を行いまして、4ヶ所について修復が必要だということで、平成16年度に予算化して、今進めているところでございます。2点目のスポーツ振興審議会委員及び体育指導委員の報酬の関係につきましては、返納期間が遅れているということにつきましては、事務処理が非常に遅れて申し訳なかったなと思っております。平成16年度につきましては、この様なことが無いように事務を改善いたしまして、スポーツ振興審議会委員及び体育指導委員の方にご理解頂きまして、報酬の方は口座振込みの方で行う様にさせて頂いております。体育指導委員の出席率でございますけれども、全体で出席する回数は、20回位ございましたけれども、その内、各行事につきましては、部会に分かれておりまして、全員で25名おりますけれども、全員出席しないで5人とか10人とかで実施する場合もございます。会議については、25人全員が出席ということになっておりますので、トータルで見ますと約6割から7割位の委員の方が、それぞれの部会の方か、会議の方に出席して頂いているという実情にございます。3点目の学校開放事業の謝金についてでございますけれども、平成14年度につきましては、一人月4千円で13人に学校開放事業の謝金を払っていましたが、平成15年度につきましては、4千円から3千円に謝金を下げまして13人の方に払っているということで、減額になっているところでございます。以上です。

**委員長（西村昭教君）** 11番中村委員。

**11番（中村有秀君）** 就職援護の車の関係は、良と致します。ただ、上富良野高等学校教育振興会の補助の



関係で、今、教育長はサーズの関係でというようなことでお話がありましたけれども、現実に平成15年度の事業計画は、このことは何も載っていないんですよ。載っていないというのは、関西方面に行くということで載っているんですよ。14年については、韓国のセジョンですか、そこへ行くということになっているんですよ。いずれにしても、15年の事業計画では10月20日見学旅行24日まで、現地高校生と交流会、東京・関西方面となっているんですよ。15年の事業計画で。ですから、最終的に教育目標を何とか高めようということで、それらをお買いになったことは良としますけれども、現実にはこういうことでは私の方では、振興会の総会で、資料を頂いてきております。ですから、それらは若干答弁が違ふという気がしますが、いずれに致しましても、柿本学校長ともお会いをしました。開放講座が、14年も15年も出来ませんでした、出来ませんでしたということで、学校の移転というのは最初から折込済みだったんだよと、それなのに何でしなかったかということで、今回着任された柿本校長さんは、事務長や教頭に、やはりこれからはしっかりやらんとならんよということで、上富良野町がこれだけ北海道立上富良野高等学校に支援をしているんだから、それに応える行事をする。子供を育てるそういうことをやらんかったらだめだよということで、校長が私に言うておりました。ただ先般高校の開放で、日刊富良野で非常に厳しい記事が載っておりました。私はこれを見て、道新と同じ様にこの記事が載っておりましたけれども、非常に残念な気がしたんです。無気力な体質露呈、上富良野高オープンスクールなんていうことで、1、自分は上高を駄目と思わない。2、他校と自分を比べない。3、人のせいにしらない。4、やめない。というような4つ、あれが学校の中に掲示をされているということと、普段こんな形だあって、授業中に立ったり座ったりということになっています。ただ、我々町民として貴重な財源を上富良野高校に出している以上、やはり、それに相応しい人材を育ててもらおうということで、地域もそうだし学校もそうだし、それから行政機関もやっぱり一体となってやっていかなければならないという感じを受けてきて、柿本校長もそういうことで決意を持ってやると言うていましたので、何とか高等学校の教育振興会に対する予算の決算については、そういう方向で私の考え方も一部述べましたけれども、何とか頑張って頂きたいと思えます。それから次に、体指の出欠状況の関係ですけれども、確かに依然、私が一般質問して報酬等は無くして、費用弁償になった経緯があります。ゆうならば、出席率が非常に悪いということで、2回ぐらい出て4万5千円かなあ、報酬をもらって、それから出た時に、費用弁償という時があったんですけども。ただ、私が言いたいのは、従来の様な4ヶ月も放置されたというケースがなくなったということは、改善された余地があるということが、一つ言えると思えます。ただ、25人の内17人も欠席ということは、結局お金を支出しているという訳だよ、出納室からね。だから、もし出来れば、そういうような関係は何とかクリアを出来る、まあ菊池主幹のお話では、行事によってはそれぞれ部会に分かれているということで、例えば雪合戦のあれだとか十勝岳のスキーのあれだとかということで

見ましたらあれなんですけれども、そんなんであればそれはもう部会の人数だけでいい訳ですからね。現実に25人の支出をして17人が返納ということは、ちょっとやっぱりどうかかなということで、出欠の確認が何かの方法が出来ないのかなあと思うので、会議の案内を出す。そうすれば、出欠の出来る、出来ないは教育委員会に報告を下さいという様な方法でも、僕は良いと思うんですよ。何かそんな様な形のものが無ければ、この17人の64,600円を20日間だけ、返納の期間がありましたけれども、そういうことで何とかそれらの点も、今度は口座振替ということになったけれども、現実に口座振替でも一旦出納室からお金を出すということになると、そのお金はあまり差がないような形のものをして頂いた方がよしいのかなあ、という気がしております。それから給食センターの残飯については、町全体でどうするかということも含めて、検討をして頂かなければ、それぞれの施設によっての対応が違ふということで、基本的には1月1万でやるというようなことで、給食センターは夏休み、冬休みがあるので、10万ということで理解できるんですけれども、そういう様な生ゴミの処理の方法でどうするのかということで、今後の課題として検討をして頂きたいと思えます。以上でございます。

**委員長(西村昭教君)** 教育長答弁。

**教育長(中澤良隆君)** 11番中村委員のご質問であります。高校の振興会の関係であります。今、校舎も新しくなりました。来年度の多分、今頃には、ほとんど外構工事を一部残した中で、完成するというふうに聞いています。今までの学校の伝統とか校風やなんかをやっぱりいい評判もあるかと思えます。また反面、非常に悪い評判もあったかと思えます。そういう様な中で、校舎も一新するというようなことで、新たな校風、伝統そして町民また地域それから行政機関ともども魅力ある、特色あるそして上富良野高校に入りたいと言われる様な学校づくりに我々も努力していくつもりですので、議員各位のご協力もお願い致します。

**委員長(西村昭教君)** 社会教育班主幹答弁。

**社会教育班主幹(菊池哲雄君)** 11番中村委員の再質問にお答え致します。先程、説明が足りなかったということで、ご理解頂けなかったかなと思えます。今年から口座振込みにするという事は、結果を見てから口座振込みにしますので、委員さんの方々にはその分、当日報酬を払えなくなるんですけども、その部分のご理解頂きたいとお願ひしたのと、それから出欠につきましては、この報酬の関係を抜きにして、人数の関係それから事業の関係、会議の関係もございませぬので、出欠は取るようにしてございます。

**委員長(西村昭教君)** 行政改革推進事務局長。

**行政改革推進事務局長(米田末載君)** 11番中村委員の食材残渣の処理の関連でございますが、現実に今、それぞれ仕分けの方法がいろいろございます。求められているところもございませぬし、それぞれ一様になかなか行かない面もございませぬが、現在行政改革ということで、実施計画の中でも施設の管理に関わりまして、検討を加えることになってございませぬので、各施設等の事情を含めまして今後の仕向けについて、それぞれ合理的な対応を図っていきたくて検討を進めたいと思っております。

し、ご指摘頂きました件につきまして、整理をしていきたいと考えてございます。以上であります。

**委員長（西村昭教君）** 4番梨澤委員。

**4番（梨澤節三君）** 中村委員とちょっと視点が違うところで、79ページの教育振興補助金、それから卒業者の修学資金貸付、これ合わせて前教育長の熱い思いが出て議会を動かして、そして町民の血税が入られた訳ですよね。今、言われたように、日刊富良野にばあっと出ました。中学生も見に行っていました。生徒増えなくなる。そして、子供が減っていくのに加えて、ああいう状況を中学生が見ると、上富良野高校の存続に関わるんではないかなあという感じもしますし、上富良野町民は上富良野高校生を温かく見守っておりますよ、という心を伝えて頂きたい。奇麗事じゃなく。本当に見守っているんですよ。高校をなくしたくない、経済効果がどうかこうとかということではなく、本当にあってほしいんですよ、という心を伝えて頂きたい。そしてこれは、教育に携わる者がしっかり認識をしなければいけません。その辺もきちっとやって頂きたい。ということですね、言葉はきつく言っているけれども、何も悪く言っているのではないんです。残れよ頑張れよということではありますから。ということで受け止めて頂きたいということが一点。もう一点は、93ページの体育施設のパークゴルフですね。パークゴルフ場も前教育長の熱い思いで出来上がって、いろいろ議会でも紛糾しましたけれども、今出来上がってみて、これの波及効果、経済的なもの非常に大きなものがあります。それから、医療、介護これにも波及していっています。介護については、福祉協議会長が、介護保険に入る人が少なくなってきたとだから掘り起こしをやらなければならないという位、効果は出ています。多分これは、医療費にもいっていると思うんですよ。というのは、ある方はこう言いました。これをやっていたら、SさんYさんパークずっとやってきた人が三日病んで死んだと。ピンピンコロリとってしまったと。こう言う事なんですよ。だから医療費がかからんということなんですよ。だからそれが良いとか悪いとかということではないんですよ。健康でいってスツといきたいと思っていますから。寝込んで口あけて食べさせるなんて御免こうむりたいと思っていますから。そういうことでですね、こういう非常に効果があがっていると。ただあそこでやっているところ言っておりますよ。何でもう一面無いのかなあ。そう言っております。そういう様なことから言うと、非常に効果のあるこれをですね。今のままで置いておくのかなあ。この辺についてお聞きしたいと思えます。

**委員長（西村昭教君）** 今の最後の質問ですが、15年度の決算ですので、これから向かっての部分については答弁を差し控えますので。教育長答弁。

**教育長（中澤良隆君）** 4番梨澤委員のご質問にお答えをさせて頂きたいと思えます。まず振興会の関係でございますが、先程中村委員にお答えしたとおり、上富良野高校というのは、上富良野町にとって非常に大きな位置付けがあるかと思えます。そういうことで、前教育長の言葉を借りますと、心熱くして支援をしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。また2点目のパークゴルフ場の関係でございますが、委

員のご質問の中にありましたように、本当にこのパークゴルフ場が出来ての経済効果、また私自身も介護の方に携わっておりましたので、非常に医療、福祉のそういう面からもパークゴルフ場があって、多くの高齢者の方々が利用することによって、いい影響を受けているなというふうに考えております。なお、今後につきましては、十分これからの財政的なこともありますし、そういうことも含めながら、検討をしてみたいというふうに考えております。以上です。

**委員長（西村昭教君）** 9番米沢委員。

**9番（米沢義英君）** 80ページの学校用務員についてお伺いしますが、現在それぞれの学校に用務員が配置されているかと思いますが、比較的小さい学校等については、そう多忙でない部分もあるのかなあというふうに思います。そういう意味では、一定管理を集約するという形の中で、必要において出向くというようなそういう様な体制が取れば、いって人件費等の節減につながるのではないかと、いうふうに思いますので、この点はどの様にお考えか伺います。次に、82ページの教育振興費19節の上富良野中部活動育成会補助という形で、部活動が遅くなった場合のそのタクシーの補助であるということですが、こないだ中学生の子供さんを持っておられる方にお聞きしましたら、こういう制度があるのは良くわからないという様な話を聞きました。それで本来の目的であれば、部活動が終わったあとの足の確保という点で、こういう立派な制度がある訳ですから、そこになかなか目が向けられていないということであれば、制度の運用の方法に何らかの問題があるのか、良くあっても聞いていないのか、周知されていないのかのどちらか、若しくは手続き上で難しい点があるのか、そこら辺だと思えますが、その実態に即して運用が簡易に出来るような運用に、いわゆる簡単明瞭に使える様な、そういう制度という点ではどうなのか、もう一度、周知から含めて見直す必要があるのではないかと、いうふうに考えておりますので、この点についてお伺いします。次に84ページの社会教育費に、係わってお伺い致します。19節、津市の開拓使節団訪問交流という形で、この種に係わった事業が展開されております。事業をする上で、比較的事業費の確保というのが、聴きましたら大変だ、というような話しも聞かれております。今、上富良野町では、前段でも話しがあったかというふうに思いますが、国内外の交流基金というのがあります。そういう交流基金は目的に沿った中で、使途がきちっと分けられておりますから、それを8千万円から1億円あるという話しであります。こういう恒常的な使節団や小学校等の津市との交流が行われるとすれば、そういうお金を子供の基金に充当するというような方策の中で、予算をきっちり確保するという様な手法が必要ではないかと、この15年度の決算を踏まえて感じましたので、こういうことが可能かどうか、この点についてもお伺いします。次にお伺いしたいのは、地域づくりという形で今、各種の行事や各種の地域の担当者の話しを聞きましたら、予算も道の補助を使いながら、予算がない中で如何に予算を獲得するか、という点で大変努力されているということでもあります。これは、子供の完全週5日制に伴い、あるいは子供たちが地域の中ですくすく育つと、また大人

の次世代の交流を深めるという目的の中で、各地方自治体では多様な取り組みが行われております。そういう意味では、この成果というのは非常に貴重なものであり、地域の担当される職員の方も相当努力もされているかと思いますが、財源の確保を含めて地域づくりの効果やあるいは少年教育活動に係わったリーダーの育成が行われておりますので、こういった実質的な効果というのは目に見えない部分があると思いますが、どのような手法で今後育成されようとしているのか、この15年度の目標をたててやってこられたのか、この点についてお伺いしたいと思います。

**委員長（西村昭教君）** 教育振興課長答弁。

**教育振興課長（岡崎光良君）** 9番米沢委員のご質問にお答え致します。1点目の学校用務員の配置でございますけれども、現在小・中学校7校でもって、正職員、嘱託職員及び委託という3種類の用務員を配置してございます。正職員が退職した折には、学校の規模に応じて嘱託職員あるいは業務を委託するという形で業務を継続してございますけれども、小規模校におきましては、1人配置の嘱託で、嘱託は勤務時間が短い訳ですけれども、何とか賄っているという状態にあります。また、中心校の大規模校では、複数の配置が必要でございます。正職員、あるいは正職員そして委託、あるいは嘱託員の複数配置という2名配置でやってきてございます。この点につきましては、今後におきましては、委員のお話のように委託でもって複数の学校を数人で業務を行なうというような、そういった複数の人で学校の一括業務委託を行なうという方法も考えられますので、それらを十分、今後において検討してまいりたいと考えてございます。それからもう1点の、上富良野中学校部活動育成補助でございますけれども、昨年の決算では、利用が少なく中身を見ますと2件、5名の利用しかなかったということでございます。この制度の主旨は、スクールバスで遠距離から通う生徒の、これは上富良野中学校のエリアでございますけれども、部活動を行なう事によりまして、スクールバスに間に合わないということでハイヤーの下校ということですが、ご指摘のように中身の運用が、効果的に上手く使われていないという実態にありますので、この点につきましては、生徒に伝わる方法、あるいは部活動の顧問に伝わる方法等を見直し、中身を中学校とも十分検討致しまして、効果的に予算が使われるように進めてまいりたいと思います。以下の質問につきましては、社会教育班主査をお願いします。

**委員長（西村昭教君）** 社会教育班主査答弁。

**社会教育班主査（山川 護君）** 社会教育班主査の山川です。ただ今のご質問について、ご説明申し上げます。子供たちの地域づくり並びに子供たちの教育において、地域づくりそして考え方等について、どのような成果があるのか、どのような取り組みをしているのかというご質問でございました。まず一つの例で言いますと、津市開拓使節団交流訪問につきましては、30名の募集のところ47名の参加がありました。そして、それらの随行につきましては、中学生4名、高校生1名そして大人2名という形で、今、子供会また子供の事業で、教育委員会で対応しております、異学年の交流という中においても、小学、中学、高校という一体となったつながりの中

で、この津市交流会を進めながら子供たちに多様な価値観、また幅広い考え方をとということで進めさせて頂いております。併せまして、子供会の事業、年11回事業を実施しておりますけれども、それらについても本町の子供会、教育委員会が主催する事業につきましては、高校、中学、小学と併せた中で、現在実施しているのが現状であります。以上です。

**委員長（西村昭教君）** 企画財政課長答弁。

**企画財政課長（田浦孝道君）** 米沢委員の基金の関係につきまして、私の方からご答弁をさせて頂きたいと思っております。委員おっしゃるように、人材の育成につきましては、大変重要な行政課題でございますし、町と致しましても、余り大きな金額をもって短期集中的にやるということもどうかと思っておりますし、人材育成につきましては、先行投資という観点から、永く継続的に進めることが必要であろうと思っております。この補助施策につきましても、委員おっしゃるように、基金の支消をもって事業展開をしてございますし、今後におきましても、必要な施策につきましては、この基金をもちまして人材育成に寄与すべきものと思っておりますし、基金も有限でございますので、出来る限り永く人材育成に寄与できるようなことにとということで、集中的にやることについては、いかがなものかというふうにも思っておりますので、その点も加味しながら、十分内部で協議させて頂きたいと思うところであります。

**委員長（西村昭教君）** 9番米沢委員。

**9番（米沢義英君）** 92ページの学校給食の問題でお伺い致しますが、上富良野町では地場産品を農家から一部とっております。お米については、地元の米が使われているのかということであれば、なかなかそうならない部分があるのかなあと聞いて聞きましたら、そこら辺の説明を私自身は、ちょっと理解できなかったものですから、その点上富良野町で取れた米が、実際上富良野町で使われているかどうか、その点お伺いします。将来的には、今学校に対する給食の配置の中で、収支決算で将来的に学校給食費の一部値上げ等が起こりうるのか、今小学校では2百数十円になっているかと思いますが、こういった部分は、町でもてる分は町でもつという形の中で、負担の軽減策が必要だというふうに思っていますので、この点も含めてお伺い致します。

**委員長（西村昭教君）** 教育振興課長答弁。

**教育振興課長（岡崎光良君）** 学校給食センターの食材についての、米沢委員のご質問でございますが、昨日の審査の中でもお話し頂きまして、その後、昨年度の食材の発注状況につきましての中身をよく調べたところでございます。食材の内のお米につきましては、町の学校給食会と北海道学校給食会との契約の中で、地場産米として上富良野産米を指定を致しまして、全製品上富良野産米を使用してございます。ちなみに銘柄は「ほしのゆめ」ということでございます。学校給食費の額につきましては、地場産品の導入やより好まれる、児童生徒に好まれる嗜好を取り入れた献立の導入を、進めていくといった中で、値上げの時期については、明確には申し上げられませんが、今後においてもそういったことを視野に入れながら、より児童生徒に好まれる、そして栄養の行き届いた学校給食の提供に努めてまいりたいと考えてござい

ます。

**委員長（西村昭教君）** 以上で10款の教育費についての質疑を終了致します。次に11・12・13・14・15款の災害復旧費、公債費、諸支出金、給与費、予備費についての質疑を行います。94ページ・95ページです。ございませんか。無ければ、以上で11・12・13・14・15款の災害復旧費、公債費、諸支出金、給与費、予備費についての質疑を終了致します。これをもって、一般会計の質疑を終了致します。次に、国民健康保険特別会計全般の質疑を行います。97ページから115ページです。9番米沢委員。

**9番（米沢義英君）** 収納状況についてお伺い致します。不納欠損処理という形で、今回も390万ほどあるかというふうに思います。そういう意味で、前の町税のところでもお伺いしましたが、それなりの追跡調査もされて、この不納欠損処理においては、厳正な中で処理体制が整えられていると思いますが、この不能欠損処理をする場合においては、どういう基準でどういう方々が不納欠損すべきだという形の中で、体制にあたられているのか、また、不納欠損の方の生活状況も含めて、どういう状況であったのか、この点についてお伺い致します。次にお伺いしたいのは、階層別の資料を見ましても、所得の少ない階層の方も、比較的未収入という深刻な状況になっているかというふうに思いますが、やはりこういった部分における、国保税が高いのではないかと、町においては、財政事情もあるから、まあやむを得ないという部分もあるかと思いますが、こういった状況が当然、未納の状況に拍車をかけるのではないかと、というふうに考えておりますが、例えばこの資料に基づいて、階層別に0から9,900円ですかね。この件数55件の方。次の階層では26件という形で、やはり所得の階層別で見ましたら、少ない所得階層が増えておりますが、こちら辺の生活状況もわかれば、お知らせを願いたいと思っております。

**委員長（西村昭教君）** 税務課長答弁。

**税務課長（高木香代子君）** 米沢委員さんの質問にお答え致します。欠損処分の基準はどうかということなんですが、国民健康保険の欠損処分は、今回は65件で3,991,200円でございます。1点目は、死亡者にかかる滞納税について、その相続する者がいない税について滞納処分の執行をし、不納欠損をしました。それが4件でございます。あと生活保護受給者の滞納税について、滞納処分の執行を停止し不納欠損処分としたこと及び5年経過により時効が成立による不納欠損処分した件数が10件でございます。それから居所不明の滞納税に対して、執行停止をかけた一定期間3年を経過した者について、法に基づき不納欠損したのが10件でございます。居所不明で5年経過した者が19件でございます。あと無財産の滞納税については、納付指導を続けていきましたが、5年の時効成立により欠損処分したのが13件でございます。あと生活困窮で5年経過し欠損処分とした者が9件でございます。欠損処分の生活状況はどうであったのかということですが、財産が無い者、あと生活困窮ということで欠損をした状況であります。国保税が高いのではないかと、ということでございますけれども、条例に従いまして、所得の申告により課税をしている状況でござ

いますので、高いとは言えないと思います。所得層の階層なんですけれども、未納者の状況でございますけれども、職場の健康保険に加入していない人全員が国保に加入するという状態で、所得の無い者からただ住所を置いている者だけのさまざまな職業の方が加入されております。そして、各種事業者の経営状態の不振が、一向に好転しない状況である事、それから勤労者の雇用状況も依然として厳しい状況でありますので、収入が落ち込んで滞納者が増えております。その内、自分で事業を営んでいる方々の滞納が、未納額の約3割を占めておりますけれども、この方も全額国保税を納めていないということではなくて、分納して頂いておりますが、新たにかかってくる税に追いつかず、滞納額が重なって増えていく状況であります。滞納者の所得が100万円以下の者が、約66%を占めております。また、町外の転出者が、非常に多く2割強おりまして、また、居所不明者も1割弱おりまして、滞納の整理に大変苦慮している状態です。以上でございます。

**委員長（西村昭教君）** 9番米沢委員。

**9番（米沢義英君）** 今、担当者の方から善意に解釈すれば、いろいろと社会的な状況もありますが、努力されて納められている方もいるということでもあります。居所不明ということでおそらく追跡調査もされて、結果としてそういう結果になったかと思いますが、そこで今回、繰越金という形の中で、1億5千万ありまして、基金のこれからの医療費がかさむという形の中で、一定額を取り崩すという場面もあると思いますが、やはりそういった部分は、基金を取り崩して、負担の軽減に少しでも振り向けるというような対策というのが、この決算でも、私は必要でないかというふうに思いますが、この点最後にお伺い致します。

**委員長（西村昭教君）** 助役答弁。

**助役（植田耕一君）** 米沢委員の国保税は高いんじゃないかと、そういう中で軽減対策を取れないのかということでございますけれども、国保税の仕組みにつきましては、委員もご承知のとおりでございます。やはりこの辺の運営審議会もございまして、そういう中で、制度の仕組みがどうあるべきかという点について、ご意見を頂いている中でございます。当然、所得の低い方の期待感としては、安くしてもらいたいという思いがあるかと思っております。しかしながら、それぞれ所得階層が分かれています中で、どの程度のラインで、保険税を設定すべきかという点がございまして、その辺のところをやはり踏まえた中で、この制度化をされているということをご理解を賜りたいというふうに思っています。基金があるからこちらの方にという点でございますけれども、それについても当然、保険税全体の運営の中で判断をしていかなければならない問題だというふうに思っております。従いまして、どの程度がいいかということは、やはりそういう付属機関の意見を承った中で、判断していかなければならないのではないかと、いうふうに思っておりますので、現状、経済的な状況の中で厳しい階層の低い人については、厳しい状況でございますけれども、何とかこの決められた中での対応をお願い申し上げたいというふうに考えているところでございます。

**委員長（西村昭教君）** ございませんか。無ければ、

これをもって、国民健康保険特別会計の質疑を終了致します。次に、簡易水道事業特別会計全般の質疑を行います。ページは、117ページから129ページです。

(「なし」の声あり)

**委員長(西村昭教君)** ございませんか。無ければ、これをもって、簡易水道事業特別会計の質疑を終了致します。次に、老人保健特別会計全般の質疑を行います。ページは、131ページから143ページです。ございませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長(西村昭教君)** 無ければ、これをもって、老人保健特別会計の質疑を終了致します。次に、公共下水道事業特別会計全般の質疑を行います。ページは、145ページから159ページです。ございませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長(西村昭教君)** 無ければ、これをもって、公共下水道事業特別会計の質疑を終了致します。次に、介護保険特別会計全般の質疑を行います。ページは、161ページから177ページです。ございませんか。9番米沢委員。

**9番(米沢義英君)** 172ページの介護審査会という形の中で予算が組まれています。介護審査にあたって、介護の審査をするということで、1件が4,500円という形になっていますが、介護審査にあたって、大体ケアマネージャー等がこの審査等あるいは関連でお伺いしますが、50件位が妥当だというふうになっていますが、上富良野町においては、ケアマネージャー等が受け持つ一人当たりの件数というのは、どのようになっているのか、この点お伺いしたいと思います。それと、収入にあたって、保険料の収入が確保されていない部分が見受けられるというふうに感じておりますので、この点についても未納等になっている要因というのがあるかと思いますが、どういう状況の中で未納になっているのか、合わせてお伺いします。

**委員長(西村昭教君)** 保健福祉課長答弁。

**保健福祉課長(佐藤憲治君)** 米沢委員のご質問2点につきまして、お答えさせていただきます。まず1点目でございますが、介護認定者に関わる部分でございますが、ご質問のケアマネージャーの受け持ち件数について答えさせていただきますが、大体、町内の事業所にケアマネージャー、社会福祉協議会にもございますし、町の在宅介護センターにもございます。また、町立病院にもございます。特養にももちろんございます。これらは大体一人ないし二人の複数のケアマネージャーが配置されてございますが、大体30件から多くて50件、一人が50件受け持っているという状況も過去にはありましたが、今は50件を下回った中で、事業所として一番多いのは、社会福祉協議会の事業所が、ケアマネが今関わりを多くもっておりまして、在宅サービスとの関わりとの中で、社協のケアマネさんがシフトを多く受け持っている状況で

ございます。2点目でございます。保険料未納の要因でございます。これにつきましては、経済的な理由って言いましょうか。年金生活者ということで、収入が無いという方の2から3階層の方の未収が、現状としてございますが、これらについても、保険料については介護保険制度の中で65歳以上あるいは40歳以上の1号2号という被保険者で区分されている訳ですけれども、等しく能力に応じた負担区分でもって保険料というものが算定され、ご負担を頂いている状況にございまして、これらについて、未収の世帯については、訪問させて頂きながら、いっぺんにお支払いの出来ない方については、誓約の基に分納でもって納入頂いているというのが状況でございます。

**委員長(西村昭教君)** よろしいですか。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長(西村昭教君)** 無ければ、これをもって、介護保険特別会計の質疑を終了致します。次に、ラベンダーハイツ事業特別会計全般の質疑を行います。ページ数は、179ページから195ページです。ございませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長(西村昭教君)** これをもって、ラベンダーハイツ事業特別会計の質疑を終了致します。

以上をもって、各会計決算特別委員会の各会計歳入歳出決算についての質疑を終了致します。

#### 企業会計の全般質疑応答

**委員長(西村昭教君)** 引き続き、企業会計決算特別委員会の各事業会計の質疑に入ります。発言のある場合は、挙手のうえ議席番号を告げ、委員長の許可を得てから起立し発言して下さい。また、発言するときはページ数を申し出て下さい。はじめに、病院事業会計全般の質疑を行ないます。13番村上委員。

**13番(村上和子君)** 15ページから16ページにわたりまして、病院事業の収益のところでございますけれども、14年度では小野沢病院とのベッド提携で200万位の収益があったかと思いますが、15年度も若干あるということ聞いておりましたが、それらの収益はどのようになっておりますでしょうかお聞きします。

**委員長(西村昭教君)** 病院事務長答弁。

**病院事務長(垣脇和幸君)** 13番村上委員のご質問にお答え申し上げます。金額については資料を持ってきていませんが、件数では、236人を受け持っています。正確な数字ではありませんけれども、平均しますとだいたい一人18,000円程度になるかと思っております。先程の数字にかけますと424,800円位の収益になっているかと思っております。

**委員長(西村昭教君)** 13番村上委員。

**13番(村上和子君)** その他のところに、4,396,724円となっておりますが、これとは違うわけですか。



今おっしゃったのが236人で、一人18,000円だと、こういうことでございますけれども、内訳のところですね。その他という所がございますが、これ公衆衛生活動収益となっておりますから、これまた違うんでしょうね。これ今おっしゃった数字になるんでしょうか。

**委員長（西村昭教君）** 病院事務長答弁。

**病院事務長（垣脇和幸君）** 大変失礼しました。今ご質問の、その他の4,396,724円の部分でございますけれども、これらにつきましては、主に人間ドック等の検診料の収入でございます。先ほど申し上げました、小野沢病院の提携の部分の収入は、入院の方の収益に含まれています。

**委員長（西村昭教君）** 13番村上委員。

**13番（村上和子君）** 先程おっしゃった236人のベッド提携による収入が、この入院収益の中に含まれているということですね。

**委員長（西村昭教君）** 病院事務長答弁。

**病院事務長（垣脇和幸君）** 数字は非常に似かよっていますけれども、そういうことでございます。

**委員長（西村昭教君）** 11番中村委員。

**11番（中村有秀君）** 11ページの二の調剤件数の関係です。14年15年の比較をしますと、外来の関係では33,291件ということで、1日平均14年は241.8、15年は99.4ということで、マイナス142.4ということです。同じように薬剤師さんが二人いらっしゃるということで、院内の投薬管理指導等もあるだろうと思いますが、非常に薬剤師さんの今まで忙しかったと言うような答弁は聞いておりますけれども、現実にこれだけ3分の1以上の減ということになると、薬剤師さんがどういう形で院内の投薬指導等を含めて、院内での薬剤師としての業務を遂行しているのかという点でお伺いをしたいと思います。

**委員長（西村昭教君）** 病院事務長答弁。

**病院事務長（垣脇和幸君）** 11番中村委員のご質問にお答え申し上げます。調剤件数についてでございますけれども、ご承知のとおり昨年8月から院外処方箋が実施されまして、その影響で調剤の件数が減ってきてございます。それで2点目の、薬剤師の役割はどうなっているのかというご質問でございますけれども、従来、入院患者に関しましては、看護師等が入院患者に薬だとか注射だとかそういったものを用意して備えておりますけれども、調剤件数が減ったことによりまして、その時間を薬剤師が病室のそういった患者さんにあわせる薬の投薬、注射液の準備そういったものを間違いが起きないようなかたちで、完全に個人個人のものを確認しながら、セッティングしながら入院患者に錠剤の投与とか注射液のセットを致しております。これにつきましては、医療点数は上がってこないんですけれども、医療事故防止の観点から有効であるというふうに思っております。また、入院患者さんに対しまして調剤の指導料につきましてでございますけれども、件数的には少のうございまして、金額的にはあまり大きな額にはなっていないというのが、実態でございます。以上であります。

**委員長（西村昭教君）** 11番中村委員。

**11番（中村有秀君）** 現在、正規の薬剤師さんがお二人いらっしゃるということで、特に外来の関係は3分

の1になっている、入院の患者については若干減っているということです。将来展望として、今のままの状態がいいのか、若しは、私は現実を分析した場合に、やはり薬剤師は一人で良くて、後はパート的な形でやっていて、経費の、人件費の節減を図るという方法の検討がされているのか、現状のままで、院内の投薬の管理指導とも一つは、今言う薬の配置だとかそういう様なことも含めた、今の状態がいいのかというその点の認識を、お聞きしたいと思います。

**委員長（西村昭教君）** 病院事務長答弁。

**病院事務長（垣脇和幸君）** 中村委員のご質問にお答え申し上げます。病院という形態をとっている以上は、薬剤師の配置は2名となっておりますので、これを1名にするということには、病院という形態をとっている関係上ならないということでございます。それから今申し上げましたとおり、調剤の減った部分につきましては、先ほど申し上げましたとおり、入院患者様とかそういった方に対しまして医療事故防止の観点からの業務をやって頂くことが、当面事故防止のために有効であろうというふうに思っているところでございます。

**委員長（西村昭教君）** 4番梨澤委員。

**4番（梨澤節三君）** いつも問題になるんですけれども、患者負担の未収金ですね。これの状況をお聞かせ頂きたいと思っております。

**委員長（西村昭教君）** 病院事務長答弁。

**病院事務長（垣脇和幸君）** 梨澤委員のご質問にお答え申し上げます。患者負担の未収金でございます。これにつきましては、平成3年からそのままの累計で積み上がってきたものでございます。その中の300万近くの金額につきましては、入院されていた患者さんが占めている訳でございます。これらの方々に対しましては、請求等をしている訳でございますけれども、経済的な面もございまして納付に至っていないということもございまして、また、その患者さんが来た場合、未収があるからといってまた、診療拒否も出来ないといったことで、他の水道だとかと違ひまして、なかなか強制的に納めてもらうということが難しい実態にあるということでもあります。また、税務課の方で行なっている不納欠損の例にならないまして、もう一度滞納者の実態を調査致しまして、どうしても納付に至らない状況にあるとすれば、不納欠損処理もしていかなければならないと認識しているところでございます。とりあえずは、現年度の未収をおこさせない様なことで、納付をお願いしているのが実態であります。

**委員長（西村昭教君）** 4番梨澤委員。

**4番（梨澤節三君）** 前から言われていたんですけれども、保証人をつけなさいということで、保証人をつけていると思うんですけれども。それと、保険証無しで、受診しているというようなことはないのか。これをお尋ねしたいと思います。

**委員長（西村昭教君）** 病院事務長答弁。

**病院事務長（垣脇和幸君）** 梨澤委員のご質問にお答え申し上げます。入院につきましては、委員ご質問のとおり保証人は必須条件でつけてございます。保険証の提出の確認でございますけれども、原則、月初めだとか保険者の発行が変わった場合には、提示を頂くということ

が原則となっていますが、たまたまお年寄りがおおございまして、実態的には忘れてきたわということで、完全に毎月の保険証の確認を100%行っていないというのが実態でありますけれども、100%の確認に向けて、今窓口の啓発のビラを貼らせて頂きまして、提出のない場合は10割負担ということで担当にも指導しておりますし、利用者の方にもなお一層の啓発を行なっていきたいというふうに思っておりますので、ご理解頂きたいと思えます。

**委員長（西村昭教君）** 9番米沢義英委員。

**9番（米沢義英君）** 平成15年度においては、医療ミスあるいは介護ミスと思われるような状況がなかったのかどうなのか、そういう場合の点検、指導というものは、どういう体制で行なわれているのか、そこら辺についてお伺いしたいと思います。

**委員長（西村昭教君）** 病院事務長答弁。

**病院事務長（垣脇和幸君）** 9番米沢委員のご質問にお答え申し上げます。医療事故等の発生のうんぬんのご質問だったと思いますが、国においても医療事故防止の観点から、院内におきましては医療事故防止の委員会、あるいはその下にありますヒヤリハットの、そういった委員会等を設けまして、それらの防止に努めるということがうたわれておりまして、当病院におきましても、定期的に会議を開いております。15年度の件数につきましては、数字を持ってきておりませんが、その大事故には繋がらなくても、患者さんの薬の部分を取り違えたという部分もあったかというふうに記憶しておりますけれども、いずれに致しましても、大事故には至っておりません。また、療養におきましては、お年寄りがお風呂に入る時に、壁にこすって皮がむけたといったことでもございました。大きな事故ではございませんけれども、細かいところまで報告して頂いて、小さなうちにそういった目をつむむことで、現在もそういったことがあれば、名前を伏して、委員会の方にこうこうこういう事故がありました、ということの報告を出させる体制をとっているところであります。

**委員長（西村昭教君）** 他にございませんか。無ければ、これをもって、病院事業会計全般の質疑を終了致します。

#### 水道事業会計の全般質疑応答

**委員長（西村昭教君）** 次に、水道事業会計全般の質疑を行います。13番村上委員。

**13番（村上和子君）** 14ページ、修繕費のところですね。漏水修理と漏水調査を合わせまして、800万円のお金になっている訳でございますけれども、これは管の老朽化に伴ってということだと思いますけれども、毎年この漏水の修理に使われている訳なんですけれども、その古い老朽管がまだまだ残っているという事でございませうか。その点お尋ねしたいと思います。どれぐらいのものが残っているのか、お願いします。

**委員長（西村昭教君）** 建設水道課長答弁。

**建設水道課長（田中 博君）** 13番村上委員のご質問にお答えしたいと思います。修繕でございますけれども、この中に漏水修理とか消火栓関係とか仕切り弁等も

あります。今どのくらい老朽管が残っているのかということでございますけれども、上水道としての本格的に管を入れ替え致しましたのは、石綿管が入っているところがございまして、平成8年から平成11年まで、全部これを替えております。町の中にあります配水管、これにつきましては、計画的に敷設替えをしているのではなくて、漏水の経歴があるところ、1年に1・2回耕起している様な箇所につきましては、次の年にある路線を決めて、敷設替をしております。上水の管につきましては、約110キロありまして、その内導水管が13キロ位、残りにつきましては、配水管でございます、これを全て敷設替をするということになりますと、莫大な経費がかかります。これは今、単独でやっておりますけれども、そういうふうになってきますと、あるエリアを決めまして、そして大きく事業をもってやらなければ、この会計で単年度単年度ごとでは、出来ないのではないかと思っております。

**委員長（西村昭教君）** 4番梨澤委員。

**4番（梨澤節三君）** 水道料金の資料を頂きまして、滞納額について。一般が789件、営業がどっと増えて31件と増えていっているんですけど、これはどういふことで増えていっているのか、ここのところをお尋ね致します。

**委員長（西村昭教君）** 建設水道課長答弁。

**建設水道課長（田中 博君）** 4番梨澤委員のご質問にお答えさせていただきます。15年度の一般と営業の中で、非常に増えているということでございます。それにつきましては、ここの備考欄が何かで但し書きをしておけば良かったかなあというふうに思っておりますけれども、口座振込みをされた場合に、31日になりますと、31日に水道会計にお金が入ってきません。これは、郵便局でありますと小樽の方に行く。小樽から役場の方に連絡が来まして、うちの会計に来まして、うちの会計から信金さんの方に電話をしまして、そして今度そこからお金を下ろしてもらって、そして内に入ってくるということから、二つ位の迂回をしてくるというか、その様な手続きをしてくる関係上、水道の会計の締めであります、3月31日には入ってこないということから、この件数がこの時に、15年度には多くなってきています。これは、4月の1日2日の時に、振り込まれた時の金額をみて見ますと、3,238,821円という金額が、この15年度の中に含まれております。そういう関係上、ここの金額と件数等も増えている状況にあるということで、ご理解を願いたいと思えます。

**委員長（西村昭教君）** 4番梨澤委員。

**4番（梨澤節三君）** 問題ないということでしょうか。どうもどかったですね、説明が。問題ないなら問題ないでいいんですけど。営業で滞納するということは、水で生活をしていると思うんですよね。大切なもんなんです。これは厳しくあたらなければならぬと思えます。これで商売をして納めないということにはならないと思うんですよね。これは言うまでもないことですが、この辺のところはどういう対策をしておりますかお尋ねします。

**委員長（西村昭教君）** 建設水道課長答弁。

**建設水道課長（田中 博君）** 梨澤委員のご質問にお

答えさせていただきます。営業者につきましては、我々も面談を致しまして、いろいろと強硬に納めてくれるよう分納やぎりぎりの範囲で努力できる範囲で精一杯何とかしてくれということで、我々は督促をしています。しかし、その中から、今の社会背景といいますが、客が不景気で利用してくれないとかそういう理由で、なかなかこちらの思う様に納入もままならない状況にありますけれども、今考えておりますのは、今実行するんですけれども、給水停止というかそういう措置を早々にやって、更に、面談をして未納の回収に努めていきたいとそうように考えております。

**委員長（西村昭教君）** 9番米沢義英委員。

**9番（米沢義英君）** 15年度で789件ということで、一般については異常に高い数字だと思います。納入の方法では、確かに、次年度の平成16年度で収入として入った部分が789件の内、何件未納が解消されたのか、この点ですね。それと14年度から比べても、15年度が異常に本当に高い未収率、滞納件数になっていまして、この収入のあり方、徴収のあり方がこの一年間の中で、問題が無かったのかどうなのか、そこではないのかなあと思うのですが、徴収できる時期や期間があったにもかかわらず、何らかの手だてで遅れたとか、そういうことは無いと思いますが、そこら辺との関係で、この789件というのは単年度で見ても高いという、そこら辺はどういうふうに抑えているのか、お伺いしたいと思います。

**委員長（西村昭教君）** 建設水道課長答弁。

**建設水道課長（田中 博君）** 私の方から、質問の最後の方にありました、取りすごしというかそういうことはありません。前段の方につきましては、上下水道班の主査に答弁させますので、よろしくお願ひ致します。

**委員長（西村昭教君）** 上下水道班主査答弁。

**上下水道班主査（北越克彦君）** 789件、5,380,767円の内、3月中に振り込まれることが出来ず金融機関の振込みの関係で、4月以降にわたった部分が、401件、金額に致しまして先程述べましてとおり3,238,821円でございます。

**委員長（西村昭教君）** 今の説明は分かりましたね。4月に入って16年度の分が入った。次年度の16年度に401件入って、差し引き388件が残っている。それでもまだ高いということですね。

**9番（米沢義英君）** 高いですよ。で、例えば正当な理由があるんだろうと思います。その正当な理由を聞けば、こういう状況で滞納という形で15年度はなったんだと、例えば、失業したとか、そういう状況もあるでしょうし、そこら辺にその400件が翌年度に繰り越されて徴収なったとしても、300件が約まだ残っている訳ですから、400件近くですかね。そこら辺との関係ですね。どうなのかということの説明頂ければいいということです。

**委員長（西村昭教君）** 建設水道課長答弁。

**建設水道課長（田中 博君）** 米沢委員のご質問にお答えさせていただきます。正当な理由ということでございますけれども、これにつきましては先程申し上げました、不景気によるとかそれから一般でいきますと、雇用の関

係が不安定だとそれで生活もままならない状況にあって、非常に困窮しているんだとそういう様な発言をされている方が大部分、滞納されている方にはそういう理由でこちらの方に言われるのが多くあります。

**委員長（西村昭教君）** 9番米沢義英委員。

**9番（米沢義英君）** そうしますと、特例の中に減免あるいは町長の判断で、そういう特殊な事情があれば制度が適用になる部分があるだろうというふうに思いますが、そこら辺の活用というのは、もしも担当の課長がおっしゃる生活困窮者で、なおかつ仕事が見つからないということであれば、そういう適用という形の中で、対処できる部分もあるんでないかと、それは全く全額そういう状況だから、収めなくていいという問題じゃなくて、やっぱり正当な理由があるとすれば、そこら辺も対処の方法があるんでないかというふうに考えますが、そこら辺は申請だと思いますから、こちらからは言えない話だと思いますので、そういった部分はどうなんでしょうか。

**委員長（西村昭教君）** 助役答弁。

**助役（植田耕一君）** 米沢委員のご質問にお答え申し上げます。私ちょっと詳しく見ておりませんので、原則的なことを申し上げますと、減免措置する場合は、災害などの特定な要件でないと減免できないようになっている筈なんです。で、そういう生活の状況だとかそういうことまで加味した減免措置というのは制度として設けてございませんので、これらは他の制度と同じような形で、水道がそういうところまで出来るということにはなっていないというふうに、私は理解しておりますので、基本的には水を供給している受益者の中で運営していく訳でございますので、減免をそこまで認めているという状況の背景にはございませんので、利用したものは納めてもらうというのが義務でございますので、その辺は厳しく対応をしていかざるを得ないなあというふうに思っています。

**委員長（西村昭教君）** 5番小野委員。

**5番（小野 忠君）** 監査委員の決算報告書があるんですよ。7月23日までのうち、実質6日をもって監査委員が監査した結果、未収金の状況、水道料金の未収金は、過年度分(昭和63年から平成14年)については412件、444万1千円を収納したが、いまだに222件、412万7千円が長期未収金となっている。利用者の公平な負担の原則から、引き続き徴収計画を作成してやんなさいと。未収金の回収に一層の努力をしなさいと。そして、不誠実な未納者に対しては、上富良野町水道事業給水条例第29条、これで給水停止をしなさいと。このように監査委員から指摘を受けているんですよ。だから、今、何名だとかということじゃなくて、これ監査委員の意見書を頂いたんですよ。どうしてこのとおりに答弁できないんですか。あっちだ、こっちだ、こっちだ、あっちだと訳わからんでしょ。これ監査委員の答弁を見て下さいよ。わからんのおたくさんたち。ちゃんとこれで監査委員が指摘しているんですよ。そしたら駄目なものは、給水停止しなさいよ。去年からそれは言っているでしょう。だから営業をやっている人というのは、水を売って商売しているんですよ。生活の環境が困るとか、経営が困るとかと言うのは問題でないですよ。したって水というものは、絶対に1日かけて1分でも水は飲まな



いとならないんですから。そのお金を払わない。そうしたら、食わないで飲んで、飲まないで生きているんですか。そんなことに屈しないで、建設水道課長、堂々とやって下さいよ。脅かされてびくりにして、何も帰ってくることはないから。給水停止をやりますよ、ということで、ぱつと停止しなさい。どうしてやらないの。もう代表して言うから、大きな声だけれど。だから監査委員の意見もきちっと把握して下さい。どうですか。

**委員長（西村昭教君）** 建設水道課長答弁。

**建設水道課長（田中 博君）** 5番小野委員のご質問にお答えさせていただきます。給水停止の件でございますけれども、過去にも自慢にはなりませんけどもやってきておる経緯があります。そういうことで、私達もそういう誠意のない人につきましては、やりたいというふうに考えております。しかし、いろいろと360度いろいろと見渡しながらそういう面に気をつけて、そういう面に対応を図り、今後も努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**委員長（西村昭教君）** 他にございませんね。

（「なし」の声あり）

**委員長（西村昭教君）** 無ければ、これをもって、水道事業会計全般の質疑を終了致します。以上をもって、企業会計決算特別委員会の各会計についての質疑を終了致します。本日は、各会計決算特別委員会及び企業会計決算特別委員会の各会計の質疑を終了致します。明日は、各特別委員会の分科会審査報告の取りまとめ、引き続き、審査報告意見に対する全体での意見調整を経て、表決という順序で進めます。

---

## 散 会

**委員長（西村昭教君）** 本日は、これにて散会と致します。

16時41分 散会